

第2部 震災応急・復旧対策計画

第1章 応急・復旧活動

発災時の非常配備態勢を確立するとともに、区災害対策本部を設置して適切な応急・復旧活動を実施する。

主な機関の応急・復旧活動

機関名	発災	24時間	72時間	
	初動態勢確立期	即時対応期		復旧対応期
全機関	○動員配備			
	○災害対策本部の設置			

第1節 区の活動（防災・危機管理課）

地震災害が発生した場合、区及び防災関係機関は住民と一致協力して、災害の拡大を防御し被災者の救援救護に努め、被害を最小限に止める必要がある。

本節においては、震災時の区の活動態勢（発災後 72 時間）についての必要な事項を定める。

1 責務

区は、区の地域に突発的な地震による災害が発生し、又は警戒宣言などにより発生するおそれがある場合において第一次的防災機関として法令、都地域防災計画及び本計画の定めるところにより、他の区市町村、都及び防災関係機関並びに区内の公共的団体及び住民の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策を実施する。

2 活動態勢

- (1) 区は、1 の責務を遂行する必要がある時は、区災害対策本部を設置し、災害応急対策に従事する職員を配置する。
- (2) 本部が設置される前又は設置されない場合における情報連絡態勢・災害応急対策の実施は、区本部が設置された場合に準じて処理する。
- (3) 区本部に関する組織を整備し、本部の設置又は廃止、非常事態に応ずる配備態勢、職員の配置及び服務等に関する基準を定めておく。
- (4) 区本部を設置し、又は廃止したときは、直ちに知事にその旨を報告するとともに、警察署、消防署等の関係機関に通報する。
- (5) 区の地域に災害救助法が適用されたときは、区長（区本部長）は都知事（都本部長）の指揮を受けて法に基づく救助事務を補助する。

第2節 休日・夜間等の活動（防災・危機管理課）

休日・夜間等の勤務時間外に発生する地震災害及び大規模事故等の非常災害発生時の初期における事態に対応するため、警戒態勢、非常災害対策要員及び非常配備態勢を確立し、災害応急対策の円滑なる遂行を期すものとする。

1 警戒態勢の確立

(1) 災害対策用職務住宅の確保

ア 態勢

- (ア) 休日・夜間等の勤務時間外に地震災害等の非常災害に対する警戒態勢を確保するため、災害対策用職務住宅を設置する。
- (イ) 災害対策用職務住宅の設置数は1戸とする。
- (ウ) 災害対策用職務住宅には、次に掲げる者が入居する。
 - ・千代田区災害対策本部条例第2条に定める本部会議を構成する職にある者のうちから区長が指定する者及び同居する家族。
 - ・その他、区長が特に指定する者及び同居する家族。
- (エ) 災害対策用職務住宅入居職員の業務を補佐するため、災害情報対策員を置く。

イ 服務

- (ア) 入居職員は、休日・夜間等の勤務時間外に地震等の大規模災害が発生したとき、又は発生が予想されるときは、情報の収集及び初動態勢時の指揮命令を行わなければならない。
- (イ) 入居職員は、通信機器の操作等防災機器の操作に習熟するよう努めるとともに、定期通信訓練等必要な訓練及び研修に参加しなければならない。
- (ウ) 入居職員は、常に防災・危機管理課と連絡がとれるようにしなければならない。なお、出張又は私事旅行等により長期にわたり不在になるときは、事前にその旨を区長に届け出なければならない。
- (エ) 前項の場合において、区長は、災害の発生が予想される等、特に必要がある場合は、不在となる時期を変更するよう命ずることができる。

ウ 伝達経路

地震災害等が発生した場合の伝達経路は警戒勤務の場合に準じ、デジタル式無線機、電話・携帯電話等により連絡する。

(2) 警戒勤務

ア 態勢

- (ア) 休日・夜間等の勤務時間外に地震災害等の非常災害に対する警戒態勢を確保するため、職員の輪番制により警戒勤務を行う。
- (イ) 警戒勤務者は、職員のうち、参事、専門参事、副参事、専門副参事の職層にある職員1名をもって充てる。（ただし、医師及び歯科医師等を除く）
- (ウ) 警戒勤務者の業務を補佐するため、災害情報対策員を置く。

イ 服務

- (ア) 警戒勤務者は、非常災害が発生し、又は予知された場合は区長、副区長、教育長、環境安全部長、危機管理担当部長又は災害対策用職務住宅指定入居職員（以下、本項において「区長等」という）が登庁するまでの間、次の業務を実施する。
 - ・災害に関する情報の収集、伝達及び記録に関すること。

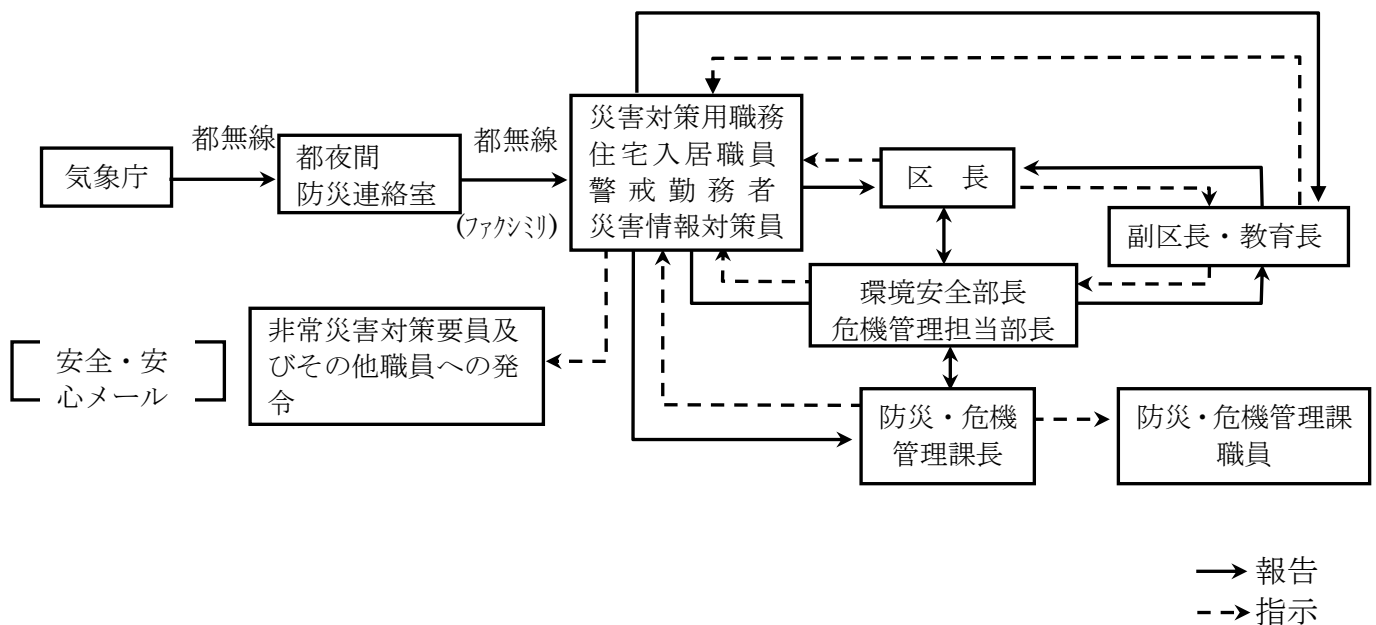
- ・東京都及び防災関係機関との連絡に関すること。
- ・千代田区災害対策本部の設置基準に関すること。
- ・千代田区で震度5弱の地震が観測され、参集した全管理職・概ね10km圏内職員の指揮監督に関すること。
- ・千代田区で震度5強の地震発生によって参集した職員の指揮監督に関すること。
- ・気象警報発令に伴う対応に関すること。
- ・管内で発生した大規模火災、大規模事故の発生又は他地域避難住民の受け入れ等に伴う職員の動員及び指揮監督に関すること。
- ・その他災害対策に関すること。

(イ) 警戒勤務者は、大規模災害の発生時に区長等と連絡がとれないときは、下記事項について専決できるものとする。なお、当該業務を実施した場合、区長等と連絡とれ次第その旨報告する。(本部の設置については、震災対策編 第2部第1章第3節参照)

- ・災害対策本部の設置
- ・避難の勧告
- ・都知事、政府機関及び公共機関等に応援要請
- ・避難所の開設
- ・区内被害状況の収集

ウ 伝達経路

警戒勤務中、地震災害等が発生した場合の伝達経路は次のとおりとし、電話・携帯電話等により連絡する。



2 非常災害対策要員の確立

(1) 態勢

ア 休日・夜間等の勤務時間外に、災害が発生した場合に対処するため、職員住宅居住職員を非常災害対策要員とし、応急対策活動に従事させる。

イ 非常災害対策要員を4班に分け、1週間の期間において各々の班の要員が当番にあたる。

- (2) 発令
 - ア 自動的発令
千代田区で震度 5 弱の地震の揺れが観測されたとき。（職員住宅居住全職員）
 - イ 招集発令
千代田区内で非常災害が発生し、区長、副区長、教育長、防災主管部長・課長、災害対策用職務住宅指定入居職員又は警戒勤務者が必要と認めたとき。
- (3) 参集場所
特別な指示がない限り、本庁舎 4 階防災・危機管理課。
- (4) 非常災害対策要員のうち職員住宅の管理人を兼ねる者の義務
 - ア 職員住宅の管理人を兼ねる者は、原則として出張所、備蓄倉庫の鍵等、非常災害時に必要な物を保管する。
 - イ 当番員は、休日・夜間等千代田区外に外出する際、防災・危機管理課にその旨を連絡しなければならない。
- (5) 態勢の解除
 - ア 招集権者が態勢の解除をしたとき。
 - イ 非常配備態勢に移行したとき、ただし、災害対策本部長の指示があるまでは、従前の職務を引き続き行う。

3 非常配備態勢の確立

- (1) 休日・夜間等における自動的発令
 - ア 千代田区で震度 5 弱の地震の揺れが観測されたときなど
→全管理職員、概ね 10 km 圏内職員
 - イ 千代田区で震度 5 強以上の地震の揺れが観測されたとき
→全職員
- (2) 休日・夜間等における参集場所
別段の定めがない限り、あらかじめ指定された場所とする。

4 職員の服務

区の全ての職員は、地震発生時においては、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 常に災害に関する情報及び非常配備態勢の指令等に注意する。
- (2) 所在を明らかにしておく。
- (3) 千代田区で震度 5 強以上の地震の揺れが観測されたときは、別段の定めがない限り、各自の指定された場所に自動参集すること。

第3節 区災害対策本部（全部局）

区本部の組織及び運営は、災害対策基本法、本部条例、本部条例施行規則及び本部運営要綱の定めるところによるが、その概要は次のとおりである。

1 区本部の組織

(1) 本部の組織

本部の組織は次のとおりである。

ア 本部会議

本 部 会 議 構 成 員	
本部長	区長
副本部長	副区長、教育長
本部員（20名）	部長（環境安全、危機管理担当、政策経営、区民生活、保健福祉、地域保健担当、まちづくり推進、子ども・教育） 区議会事務局長、政策推進担当部長、コミュニティ担当部長、高齢者総合サポートセンター準備室長、都市基盤整備担当部長、次世代育成担当部長、会計管理者、監査委員事務局長 環境安全部防災・危機管理課長 環境安全部安全生活課長 政策経営部総務課長 政策経営部広報広聴課長 まちづくり推進部まちづくり総務課長

イ 災害対策本部組織

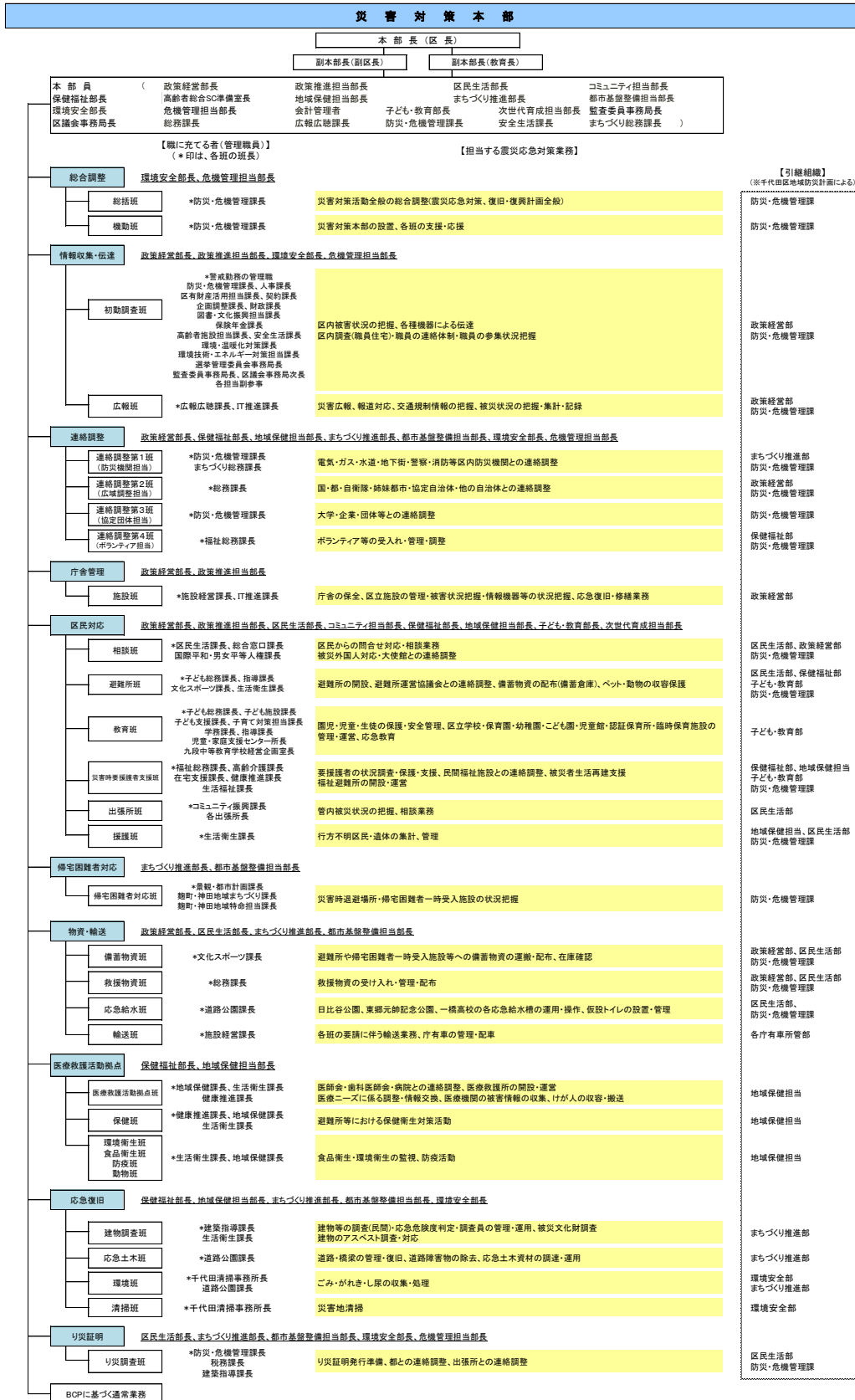
災害対策本部組織は、次頁のとおり。

（災害対策本部組織図→資料編 資料第28）

震災対策編 第2部 震災応急・復旧対策計画
第1章 応急・復旧活動

災害対策本部組織図

(平成27年1月1日現在)



2 本部会議での付議事項

- (1) 本部の非常配備態勢及び廃止に関すること。
- (2) 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。
- (3) 避難の勧告又は指示に関すること。
- (4) 避難所の開設又は閉鎖に関すること。
- (5) 他の区市町村の相互応援に関すること。
- (6) 都知事、政府機関及び公共機関等に対する応援要請に関すること。
- (7) 災害時の協定締結団体等に対する応援・協力要請に関すること。
- (8) 公用令書による公用負担に関すること。
- (9) 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか重要な災害対策に関すること。

ただし、本部会議に付すべき時間がなく、かつ、緊急を要する場合であって、警戒勤務者が行った業務については、本部会議に事後報告することとする。

3 本部の設置及び廃止

- (1) 本部の設置
 - ア 区長は、区の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、災害対策の推進を図るために本部の設置を決定する。
 - イ 本部の各部長（以下「部長」という。）の職に充てられている者は、本部を設置する必要があると認めたときは、環境安全部長もしくは危機管理担当部長に本部の設置を要請する。
 - ウ 環境安全部長もしくは危機管理担当部長は、上記の要請があった場合又はその他の状況により本部を設置する必要があると認めたときは、本部の設置を区長に申請する。
 - エ アにかかわらず、区長と連絡がとれないときは副区長が、副区長と連絡がとれないときは教育長が、教育長と連絡がとれないときは環境安全部長もしくは危機管理担当部長が本部の設置を専決する。
 - オ 上記にかかわらず、休日・夜間等の勤務時間外に災害が発生し、本部設置の必要がある場合で、区長等と連絡がとれないときは、エの例により専決し、エの例によっても連絡が取れない場合は、災害対策用職務住宅指定入居職員又は警戒勤務者が本部の設置を専決するものとする。
- (2) 本部の設置の通知等
 - ア 環境安全部長もしくは危機管理担当部長は、本部が設置されたときは、直ちに次に掲げる者のうち、必要と認めた者に本部の設置を通知しなければならない。
 - (ア) 本部各部長
 - (イ) 東京都知事
 - (ウ) 関係各防災機関の長又はその代表者
 - イ 政策経営部長は、本部が設置されたときは、直ちに報道機関に発表しなければならない。
 - ウ 部長は、災害対策本部設置の通知を受けたときは、所属職員に対し周知徹底させなければならない。
- (3) 職務代理

本部長に事故等があるとき、その職務代理順位を①副区長、②教育長とする。副本部長（副区長）については、その職務代理順位を①教育長、②環境安全部長とす

震災対策編 第2部 震災応急・復旧対策計画
第1章 応急・復旧活動

る。また、副本部長（教育長）については、その職務代理順位を①副区長、②危機管理担当部長とする。

【代理順位一覧】

順 位	1	2
本部長（区長）	副区長	教育長
副本部長（副区長）	教育長	環境安全部長
副本部長（教育長）	副区長	危機管理担当部長

(4) 本部の標示の掲示

本部が設置された場合は区役所本庁舎玄関に、「千代田区災害対策本部」の標示を掲出する。

(5) 本部の廃止

区長は、区の地域について災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、本部を廃止する。

本部の廃止の通知等は、上記(2)に準じて処理する。

(6) 本部の設置場所

本部の設置場所は本庁舎4階会議室等とする。

事項	平日昼間	休日昼間	夜間
区災害対策本部の態勢	区災害対策本部を開設し、それぞれの職員があらかじめ定められた担当業務を行う。	区災害対策本部の開設や初動対応は、夜間・休日に職場で待機している災害情報対策員および区内や近隣区に居住している職員が行い、その他の職員は参集順にあらかじめ定められた担当の業務を行う。	

4 職員の参集基準

(1) 非常配備態勢の種別

災害に対処する職員の参集基準は、災害の状況等により下記のとおりとする。

自 動 参 集 基 準	構成要員
千代田区内で震度5弱の地震の揺れが観測された時	全管理職員 概ね10km圏内職員
判定会が招集されたとき又は警戒宣言が発せられた時	
千代田区内で震度5強以上の地震の揺れが観測された時	全職員

※その他の状況により本部長が必要であると認めた時

5 職員の配置及び服務

(1) 職員の配置

区長は、あらかじめ各班の分掌事務を遂行するため、本部の事務に配置すべき職員を、規則第5条第2項の規定に基づく本部の職員として任命し、必要な名簿を整えておかなければならない。

職員の配置は、原則として所属の職場とは関係なく個人ごとに固定化する。

(2) 職員の服務

ア すべて本部の職員は、本部が設置された場合は、次の事項を遵守しなければならない。

(ア) 常に災害に関する情報及び本部関係の指示に注意すること。

(イ) 不急の行事、会議、出張等は中止すること。

(ウ) 正規の勤務時間が終了しても、上司の指示があるまで退庁しないこと。

(エ) 勤務場所を離れている場合においても、常に所在を明らかにし、進んで上司と連絡をとること。

(オ) 職員の参集基準に基づき、事前に定められた職員配置に従って家族の安全を確認の上参集すること。

(カ) 住民に不安を与え、又は住民の誤解を招くような言動をしないこと。

(キ) その他、本部の活動に支障をきたすことのないよう厳に注意すること。

事項	平日昼間	休日昼間	夜間
職員参集	外部で事業を行っている場合は本部と連絡を取り（必要に応じてデジタル式無線機の貸出を行う）、事業中止の判断をした場合には、早急に指定された場所へ参集する。	各放送媒体の発表や災害情報対策員が送信した安全・安心メールに記載された震度に応じて自動参集する。 それぞれあらかじめ定められた場所へ参集する。（その他の職員は原則として本庁舎へ参集）	

(3) 本部に属する職員

災害対策本部に属する職員は、一般職員（再任用含む）とする。

なお、再雇用職員、派遣職員、非常勤職員については本部に属する職員ではなく、災害時の役割については今後協議を行っていく。また、指定管理者、委託業者については契約に基づき災害対策業務を行う。

6 本部連絡員及び本部派遣員

(1) 本部連絡員の服務等

ア 本部会議と部の連絡及び相互間の連絡調整を推進するため部ごとに本部連絡員を置く。

イ 部長は、あらかじめ部所属の係長のうちから、複数の本部連絡員を指名し、様式2により本部長に報告しなければならない。

ウ 本部連絡員は、本部が設置されている間交替で勤務し、勤務中において、環境安全部長または危機管理担当部長の指示がなければ退庁することができない。

- エ 本部連絡員は、勤務を交替したときは直ちに環境安全部長または危機管理担当部長に報告しなければならない。
- (2) 本部連絡員等の招集及び本部派遣員の派遣要請
- ア 環境安全部長または危機管理担当部長は、本部会議が開設されたとき又は部相互間の連絡調整を図るため必要があると認めたときは、本部長室又は指定した場所に本部連絡員を招集することができる。
- イ 本部長は、特に必要があると認めたときは、各防災関係機関から本部派遣員の派遣を求めることができる。

様式 2
部

本部連絡員の報告

通常の行政組織における職名	本部組織における職名	氏 名	電 話		住 所
			勤務場所	自 宅	

- (注) 1 自宅に電話がない場合は、必ず呼出し電話を記入すること。
2 各人ごとに自宅付近の案内図を添付すること。

7 本部会議の開設

- (1) 本部会議の開設準備
- 本部が設置されたとき、直ちに、環境安全部長及び危機管理担当部長は、本部の開設に必要な通信その他の施設を整備しなければならない。
- (2) 本部会議の開設
- ア 本部長の決定により規則第4条第1項の本部員を招集するものとする。
- イ 本部長は、災害の状況その他により必要があると認めたときは、規則第4条第2項の本部員を指名するものとする。
- ウ 本部長は、特に必要があると認めたときは、本部会議に本部会議の構成員以外の者の出席を求めることができる。

8 本部会議の議事

- (1) 付議事項
- 本部会議に付議する事項は、規則第6条に定める審議策定事項及び千代田区地域防災計画に定める報告事項とする。

(2) 付議手続き

ア 部長は、その所管にかかる事務について本部会議に付議すべき事項が生じたときは審議策定事項にあつては事前に、報告事項のうち速報にあつては直ちに、中間報告にあつては前日分を翌日正午まで、本部会議に付議しなければならない。

イ 部長は、本部会議に付議する事項については、なるべく必要な資料を提出しなければならない。

ウ 本会議に対する措置の要請及び被害状況の報告要領は、千代田区地域防災計画の定めるところによる。

(3) 付議手続きの特例

本部会議の開設前の付議事項は、環境安全部防災・危機管理課を経由して処理しなければならない。

9 本部の財務

(1) 費用の内部負担区分

ア 部の分掌事務の遂行に要した費用は、既に予算措置が講ぜられている場合を除き政策経営部において措置する。

イ 政策経営部長は、本部が設置されたときは、速やかに予算措置に関する基本方針を本部会議に付議し、関係部長に必要な指示をしなければならない。

ウ 政策経営部長は、部の分掌事務が迅速円滑に遂行できるよう部の予算事務について指導し協力しなければならない。

(2) 調達手続

ア 物資の調達等は、部の分掌事務にしたがって契約及び検収事務を円滑に処理するものとする。

イ 政策経営部長は、部の分掌事務が迅速円滑に遂行できるよう部の調達事務について指導し、協力しなければならない。

(3) 清算手続

政策経営部長は防災・危機管理課と連携して、災害救助費の概算又は清算事務を指導し総括する。

(4) 支払手続

ア 政策経営部長は、本部が設置されたときは、速やかに支払方法に関する基本方針を本部会議に付議し、関係部長に必要な指示をしなければならない。

イ 政策経営部長は、部の分掌事務が迅速円滑に遂行できるよう部の支払事務について指導し、協力しなければならない。

第4節 防災関係機関の活動（防災・危機管理課、第一建設事務所、水道局中央支所、下水道局中部下水道事務所、東京都交通局、警察署、消防署、東京電力、N T T東日本、東京ガス、J R東日本、東京地下鉄、首都圏新都市鉄道、首都高速、宮内庁、日本郵便、東京国道事務所、区内医師会、区内歯科医師会、区内薬剤師会、皇宮警察）

1 責務

災害が発生した場合、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は、所管にかかわる災害応急対策を実施するとともに、区が実施する応急対策が円滑に行われるよう、その業務について協力するものとする。

2 活動態勢

各防災関係機関等は、上記責務を遂行するため災害対策本部の設置等活動態勢を定めておくものとする。

なお、活動態勢時における責任者及び連絡責任者は次のとおりである。

機 関 名	本部の名称	責任者名	連絡責任者名	電話番号
千代田区役所	区災害対策本部	区長	環境安全部防災・危機管理課長 〃 防災・危機管理係長	(5211) 4186 (5211) 4187
水道局中央支所 (含千代田営業所)	中央支所応急対策部	中央支所長	庶務課長 庶務係長	(3256) 6186
第一建設事務所	事務所災害対策本部（都）	事務所長	庶務課長 工事課長 補修課長	(3542) 0681 (3542) 1291 (3542) 3721
東京都交通局	都局災害対策本部	局長	安全対策推進課長	(5320) 6064
警視庁第一方面本部	第一方面警備本部	方面本部長	管理官 警備主任	(3581) 4321
麹町警察署	現場警備本部	警察署長	警備課長 警備係長	(3234) 0110
丸の内警察署	現場警備本部	警察署長	警備課長 警備課長代理	(3213) 0110
神田警察署	現場警備本部	警察署長	警備課長 警備係長	(3295) 0110
万世橋警察署	現場警備本部	警察署長	警備課長 警備係長	(3257) 0110
東京消防庁 第一消防方面本部	第一消防方面本部	本部長	指導係長 指揮隊長	(3222) 0119
丸の内消防署	署隊本部	消防署長	警防課長 防災安全係長	(3215) 0119
麹町消防署	署隊本部	消防署長	警防課長 防災安全係長	(3264) 0119
神田消防署	署隊本部	消防署長	警防課長	(3257) 0119

震災対策編 第2部 震災応急・復旧対策計画
第1章 応急・復旧活動

機 関 名	本部の名称	責任者名	連絡責任者名	電話番号
			防災安全係長	
丸の内消防団	—	消防団長	消防団長	(3215) 0119
麹町消防団	—	消防団長	消防団長	(3264) 0119
神田消防団	—	消防団長	消防団長	(3257) 0119
下水道局 中部下水道事務所	所災害対策本部	下水道事務所 長	お客さまサービス 課長 庶務係長	(3270) 8324 (3270)8317
東京電力株式会社 銀座支社	非常災害対策支部	支社長	企画総括グループ マネージャー	(6374) 2211
NTT 東日本	東京南支店 災害対策本部	支店長	運営アクセス課長	(3444) 7936
東日本旅客鉄道株式 会社 東京支社	災害対策本部	支社長	総務部 安全企画室長	(5692) 6054
東京ガス株式会社 中央支店	非常災害対策支部	支店長	地域広報統括課長	(5722) 2602
東京地下鉄株式会社 大手町駅務管区	災害対策本部	駅務管区長	大手町地域首席助 役	(3212) 3962 (3216) 5440
首都高速道路株式会 社 西東京管理局	災害対策本部	局長	総務・経理課 担当課長	(3264) 8283
千代田区医師会	災害医療救護 対策本部	医師会長	防災対策委員長	(3264) 5449
神田医師会	災害医療救護 対策本部	医師会長	医師会事務長	(3291) 0450
丸の内歯科医師会	歯科医師会事務所	歯科医師会長	歯科医師会事務長	(3287) 2888
麹町歯科医師会	歯科医師会事務所	歯科医師会長	防災担当理事	(3234) 6480
千代田区歯科医師会	歯科医師会事務所	歯科医師会長	防災対策委員長	(3252) 4411
千代田区薬剤師会	薬剤師会事務所	薬剤師会長	薬剤師会理事	(3292) 0801
国土交通省 関東地方整備局 東京国道事務所	震災対策本部	事務所長	交通対策課長	(3512) 9899
宮内庁	災害対策本部	秘書課長	庶務係長 皇居東御苑管理 事務所長	(3213) 1112
皇宮警察本部	護衛警備本部	本部長	警備部警備 第一課長	(3231) 3115
日本郵便株式会社 東京中央郵便局	非常災害対策本部	郵便局長	営業部長	(3284) 9650
陸上自衛隊 第一普通科連隊 第一中隊		中隊長	第二小隊長	(3933) 1161
首都圏新都市鉄道株 式会社	対策本部	対策本部長	鉄道事業本部 安全総括部 安全企画課長	(5835)1622

3 区防災会議の招集

上記防災関係機関の中から区長が任命または委嘱した委員をもって区防災会議を組織する。

区防災会議の招集は、千代田区防災会議条例の定めるところによる。

防災会議に幹事、専門部会を置く。

第2章 情報の収集・伝達

防災ネットワークシステムを活用して区の被害状況を調査するとともに必要な情報を収集し、区民及び関係機関に伝達する。

震災時には、各防災関係機関が緊密な連携のもと、被害状況の把握、応急対策等を実施するため、被災地における適切な広報活動を展開し、パニック等の二次的災害を防止することが必要である。

本章では、震災時における各防災関係機関の連絡態勢及び広報、広聴等について、それぞれの施策を述べる。

主な機関の応急・復旧活動

機関名	発災	24時間			72時間		
	初動態勢確立期	即時対応期				復旧対応期	
各防災機関 防災・危機管理課、 政策経営部、 警察署、消防署、	○地震や被害状況に関する情報の収集・伝達						
	○広報活動の実施						
	○広聴活動の実施						

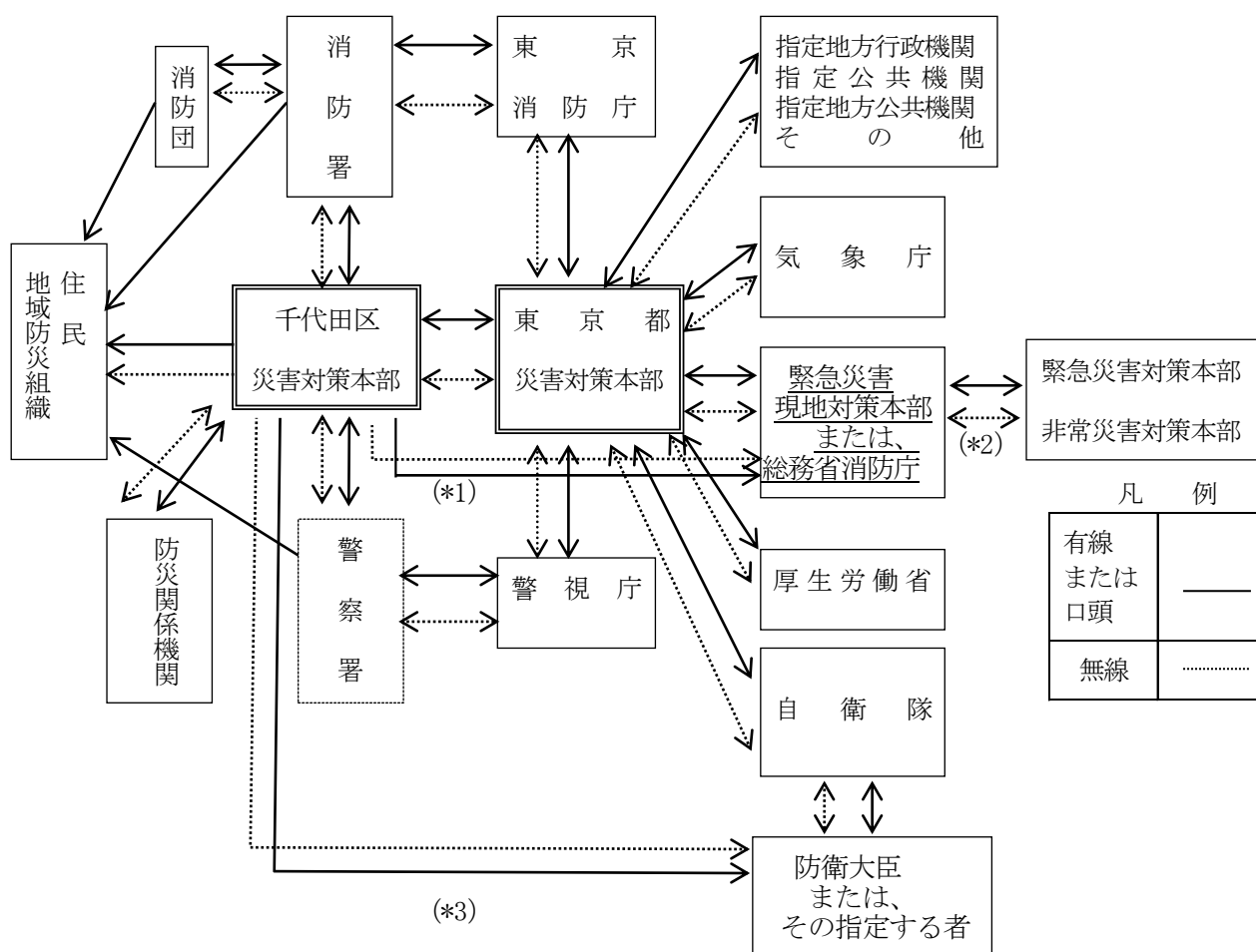
第1節 情報連絡（防災・危機管理課、警察署、消防署、都、その他防災機関）

災害時において、円滑な応急対策活動を実施するには、各防災関係機関の緊密な連携のもと、災害に関する情報を的確かつ迅速に把握することが必要である。このため、本節においては、震災時の情報収集及び連絡等に関し必要な事項を定める。

1 連絡系統

- (1) 区の震災時の情報連絡の流れは、次のとおりである。

震災対策編 第2部 震災応急・復旧対策計画
第2章 情報の収集・伝達



(*1) 災害の状況により都本部（都知事）に報告できない場合

(*2) 災害の状況により緊急災害現地対策本部が設置された場合

(*3) 災害の状況により都本部（都知事）に自衛隊派遣を要請できない場合

2 連絡手段

機 関 名	内 容
千 代 田 区	1 区は、都が設置した防災行政無線を活用し、都と直接情報連絡を行う。 2 区は、保有する区防災行政無線やデジタル式無線機等を活用し、区の各機関、都及び防災関係機関並びにその他重要な施設の管理者等との間に通信連絡系統を整備し、災害時の通信を確保する。 3 区は災害に関する情報の収集、伝達を円滑に処理するため、区内の警察署、消防署等の協力を確保しておく。
丸の内警察署 麹町警察署 神田警察署 万世橋警察署	警察無線、警察電話及びデジタル式無線機等各種の通信連絡手段を活用して、各防災関係機関と情報連絡を行う。
東京消防庁 第一消防方面本部 丸の内消防署 麹町消防署 神田消防署	消防・救急無線、消防電話、デジタル式無線機等を活用し、東京消防庁警防本部、方面隊本部、他の署隊本部、消防団、各防災関係機関等との情報連絡を行う。
そ の 他 防 災 機 関	それぞれの通信連絡系統のもと、無線通信及び各種の連絡手段の活用により、情報連絡を行う。

3 連絡態勢

区防災行政無線を中心とした通信連絡態勢は次のとおりとする。

機 関 名	内 容
千 代 田 区	1 通常態勢時における通信連絡態勢 区災害対策本部が設置されるまでの間、区の通信事務は、特に定める場合を除き通常の勤務時間内においては環境安全部防災・危機管理課が、夜間、休日等の勤務時間外については職務住宅居住者、警戒勤務者及び災害情報対策員が担当する。 2 区災害対策本部設置後の通信連絡態勢 (1) 区災害対策本部設置後の通信連絡は、環境安全部防災・危機管理課において処理する。 (2) 本部室は4階会議室等とし、デジタル式無線機、都防災行政無線、加入電話、災害時優先電話、その他の通信設備を配置する。 (3) 環境安全部防災・危機管理課は本部室の開設準備が終了したときは、直ちに通信連絡事務従事者を本部室に配置し、各機関の通信連絡責任者に通知する。 3 防災関係機関の通信連絡窓口 区本部から防災関係機関に対する通信連絡は、区防災行政無線やその他の手段により、別表「(注)1」に定める通信連絡

機 関 名	内 容		
千 代 田 区	責任者を窓口とする。 なお、区各部については、本部連絡員が各部の通信連絡責任者となる。 4 通信連絡の方法 (1) 通信連絡の原則…通信連絡は簡略かつ明瞭に行う。 (2) 文書主義……………通信連絡は文書により行うことを原則とし、発信は文書に基づき、受信した事項は文書に記録しておく。 (3) 通信連絡事項……通信連絡事項の標題末尾には、その内容を類別できる用語を通知、要請、指示、命令、報告等に区分して表示する。		
東 京 消 防 庁 第一消防方面本部 丸 の 内 消 防 署 麹 町 消 防 署 神 田 消 防 署	1 区災害対策本部設置前 区災害対策本部設置前の通信連絡は、加入電話またはデジタル式無線機により各消防署警防課において行う。 2 区災害対策本部設置後 (1) 災害対策本部に対し、あらかじめ指定した職員を派遣する。 (2) 災害対策本部との通信連絡は、加入電話又は区防災行政無線等により行う。		
	平日昼間	休日昼間	夜間
	・災害対策本部と区内各消防署とがデジタル式無線機を用いて連絡を取り、また、本部へ職員を派遣してもらうことで区内状況の把握について連携を図る。	・災害対策員がデジタル式無線機を用いて連絡を取り、また、本部へ職員を派遣してもらうことで区内状況の把握について連携を図る。消防署の職員が不足し、本部へ派遣することが困難な場合はデジタル式無線機による連絡のみを行う。	
丸 の 内 警 察 署 麹 町 警 察 署 神 田 警 察 署 万 世 橋 警 察 署	1 区災害対策本部設置前 区災害対策本部設置前の通信連絡は、加入電話またはデジタル式無線機により行う。 2 区災害対策本部設置後 (1) 災害対策本部に対し、あらかじめ指定した職員を派遣する。 (2) 災害対策本部との通信連絡は、加入電話又は区防災行政無線等により行う。		
	平日昼間	休日昼間	夜間
	警察に対して、災害対策本部への警察官の派遣を依頼し、その警察官から区内の各交番に情報（本部態勢、避難所の開設状況等）を伝える。	災害対策員及び参集した職員（職務住宅居住職員、警戒勤務職員、職員住宅居住職員、区内居住職員）が、区内各警察にデジタル式無線機や災害時優先電話で連絡を取り、各交番へも情報提供（本部態勢、避難所の開設状況等）を依頼する。	

(注)1 区内防災関係機関の通信連絡責任者一覧（電話番号等）は、震災対策編 第2部第1章第4節2「活動態勢」に記載。

2 千代田区防災行政無線固定系屋外受信機設置場所→資料編 資料第10

4 千代田区防災行政無線の運用

重要情報の収集、伝達を優先的かつ迅速に行うため、通信回線を確保する必要があるときは、通信統制を実施する。

5 デジタル式無線機の活用

事項		平日昼間	休日昼間	夜間
初動		災害対策本部内の担当職員が区内を調査し、デジタル式無線機により被害状況を報告する。	職務住宅居住職員、警戒勤務職員、職員住宅居住職員、区内居住職員は参集する間に区内を調査し、デジタル式無線機又は参集時に口頭により被害状況を報告する。	
町会	連合町会	災害対策本部が、連合町会長宅に配備した無線機により、地域の被害状況等について情報収集を行う。	災害対策員及び参集した職員（職務住宅居住職員、警戒勤務職員、職員住宅居住職員、区内居住職員）が、地域の被害状況などについて情報収集を行う。	
	避難所運営協議会	災害対策本部が、避難所に配備した無線機により、地域の被害状況等について情報収集を行う。		
区施設 （認証保育所含む）		災害対策本部が、各施設や団体から地域や施設内の状況等について情報収集を行う。	災害対策員及び参集した職員（職務住宅居住職員、警戒勤務職員、職員住宅居住職員、区内居住職員）が、地域や施設内の状況などについて情報収集を行う。	
協定団体 （大学、駅、専門学校、病院、医師会、地域協力会、大規模集客施設等）				
防災関係機関		災害対策本部が、各機関から被害状況等について情報収集を行う。	災害対策員及び参集した職員（職務住宅居住職員、警戒勤務職員、職員住宅居住職員、区内居住職員）が、地域の状況などについて情報収集を行う。	

6 防災センターにおける情報収集手段

区は、平成19年度の新庁舎移転に伴い、災害時の情報収集・伝達態勢の一層の充実を図るため防災センターを新設し、高所カメラ及び震計ネットワークを整備している。災害の状況を迅速に把握するため、これら機能を活用する。

7 その他の情報収集手段

事項	平日昼間	休日昼間	夜間
町会からの情報収集	区内で一定の震度が計測された場合、町会長等が避難所に集まり、区から情報を提供するとともに地域の情報を提供してもらう。	避難所に職員が参集するまでに時間を要するため、連合町会長、避難所へ配備したデジタル無線機により災害対策員及び参集した職員（職務住宅居住職員、警戒勤務職員、職員住宅居住職員、区内居住職員）が情報収集を行う。	

8 新たな情報収集手段の導入

スマートフォンを活用し、動画や画像等の災害情報収集を行う態勢を整備している。

9 安否情報の提供について

災害対策基本法第86条の15において、区は、区民や企業等から避難者の安否情報について照会を受けた場合、安否情報を提供できる旨が規定された。これは、東日本大震災において、各自治体が個人情報保護の観点から安否情報の提供について逡巡する事例もみられたため、混乱を招いたとの反省からである。

これを受けて、区は災害時の被災者の安否情報について、その照会・回答に関する手続き等を定め、安否情報の提供を実施する。

なお、回答に際しては、DV被害等の区の保有する情報との確認を行い、適切な運用に努めるものとする。

第2節 災害予警報の発表・伝達（防災・危機管理課、下水道局中部下水道事務所、東京都交通局、警察署、消防署、JR東日本、東京地下鉄、首都高速、その他防災機関）

気象、地象、水象、その他の災害原因に関する情報及び気象予警報等の収集・伝達

機 関 名	内 容
千 代 田 区	1 異常現象の通報 区は災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者、又はその発見者から通報を受けた警察官等から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに都及び気象庁に通報する。 2 一般的な災害原因に関する重要な情報の通報 気象、地象、水象等災害原因に関する重要な情報について、都又は関係機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに区内の防災関係機関、その他重要な施設の管理者、地域防災組織等及び一般住民等に周知する。 3 気象等予警報の伝達 区は、特別警報、警報及び重要な注意報について、都、警察署等からの通報を受けたとき、又は自らその発令を知ったときは、直ちに区内の防災関係機関、その他重要な施設の管理者、地域防災組織等に通報するとともに、警察署、消防署等の協力を得て、住民に周知する。
丸の内警察署 麹町警察署 神田警察署 万世橋警察署	1 異常現象の通報 警察署長は、異常現象を認知したとき、又は異常現象を発見した者から通報を受けたときは、直ちに区に通報する。 2 重要な情報の通報 特別警報、警報及び重要な情報について、警視庁、区、その他関係機関から通報を受けたとき又自らその発令を知ったときは、直ちに交番等を通じて、管内住民に周知する。
東京消防庁 第一消防方面本部 丸の内消防署 麹町消防署 神田消防署	災害予警報について、東京消防庁警防本部、気象庁その他関係機関から通報を受けたとき又は自らその発表を知ったときは、管内住民に周知を図る。
下水道局中部 下水道事務所	震災時においては、各関係機関と緊密な連携のもとに応急対策を実行する。具体的には、災害の範囲及び被害等の状況について、的確な情報の収集伝達を行い、二次災害の発生若しくは災害の拡大を未然に防止するため、災害優先電話等の通信連絡態勢を確保している。
東京都交通局	災害原因に関する情報及び気象警報については、定められた連絡系統に基づき、運転指令電話、業務用鉄道電話、加入電話、FAX、東京都防災行政無線等の通信手段を用いて事業所に伝達する。

震災対策編 第2部 震災応急・復旧対策計画
第2章 情報の収集・伝達

機 関 名	内 容
東 京 地 下 鉄	災害時における情報の収集・伝達は、東京地下鉄内における通信連絡系統に基づき、指令電話、列車無線、模写電送装置、鉄道電話、加入電話、FAX、沿線電話、インターホン等の通信手段を利用して伝達する。
首 都 高 速	(1) 首都直下型地震等の注意情報を受けた場合は、緊急体制をとり、あらかじめ指定された役員及び社員の参集を行い、緊急災害対策本部を設置する。 (2) 地震発生に備え、あらかじめ定められた点検体制及び点検事項により地震発生前に点検を実施する。
そ の 他 防 災 機 関	その他の防災機関は、都、区、その他関係機関から通報を受けた重要な情報、警報及び注意報について、直ちに所属機関に通報する。

第3節 被害状況等の収集（防災・危機管理課、東京都交通局、警察署、消防署、東京電力、東京地下鉄、首都高速、国、都）

1 被害状況の収集・連絡

- (1) 区は、次に定める「被害状況調査」に基づき被害状況の収集に努める。
- (2) 区、警察署、消防署は、相互に連絡を取り、被害状況の把握に遺漏がないよう対処する。
- (3) 防災関係機関は、所管する業務に関する被害状況の収集に努める。

2 区の被害状況調査

- (1) 被害状況調査
調査態勢、調査方法、報告等については、別に定めるところによる。
- (2) 被害程度の認定基準（都総務局）
被害程度の認定基準は、次のとおりである。

被害の種類		内 容
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し死体を確認したもの又は死体を確認できないが死亡したことが確実なものとする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素（「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。

被害の種類		内 容
住家被害	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延べ床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。
	一部破損	全壊および半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
非住家被害	非住家	住家以外の建物でこの報告中他の被害個所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他非住家被害	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。
その他	田の流失、埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失、埋没畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	文教施設	小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	道路	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	港湾	港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外かく施設、係留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	海岸	海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）第 2 条に規定する堤防、突堤、護岸、胸壁、離岸堤、砂浜その他海水の浸入又は海水による侵食を防止するための施設とする。
	砂防	砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条によって同法が準用される砂防のための施設または同法第 3 条の 2 によって同法が準用される天然の河岸とする。

被害の種類		内 容
その他	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電話	災害により通信不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点の戸数とする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	り災者	り災世帯の構成員とする。
火災発生		火災発生件数は、地震又は火山噴火の場合のみ報告する。
被害金額	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、区立施設の公用又は公共の用に供する施設とする。
	公共施設被害市町村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。

被害の種類		内 容
被害金額	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。		

(3) 被害状況等の報告

ア 区本部における被害状況等報告は、防災・危機管理課がまとめて本部長（区長）に報告する。

イ 東京都災害対策本部（応急対策本部）への報告

東京都災害対策本部（本部を設置しないときは応急対策本部）への報告は災害が発生したときから、当該災害に関する応急対策が完了するまで、次の要領により行う。（都災害報告取扱要領）

(ア) 報告すべき事項

- ・災害の原因
- ・災害が発生した日時
- ・災害が発生した場所又は地域
- ・被害状況（廃棄物処理施設、家屋等を含む。また、被害の程度は、認定基準に基づき認定する。）
- ・災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置を、日時、場所、活動人員、使用資器材等を明らかにして報告する。
- ・災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- ・震災がれき発生量
- ・その他必要な事項

(イ) 報告の方法

データ端末の入力による。（ただし、データ端末の障害等により入力できない場合は、従来の報告様式による。）

(ウ) 報告の種類・期限等

報告の種類、入力期限及び入力画面は、次のとおりとする。

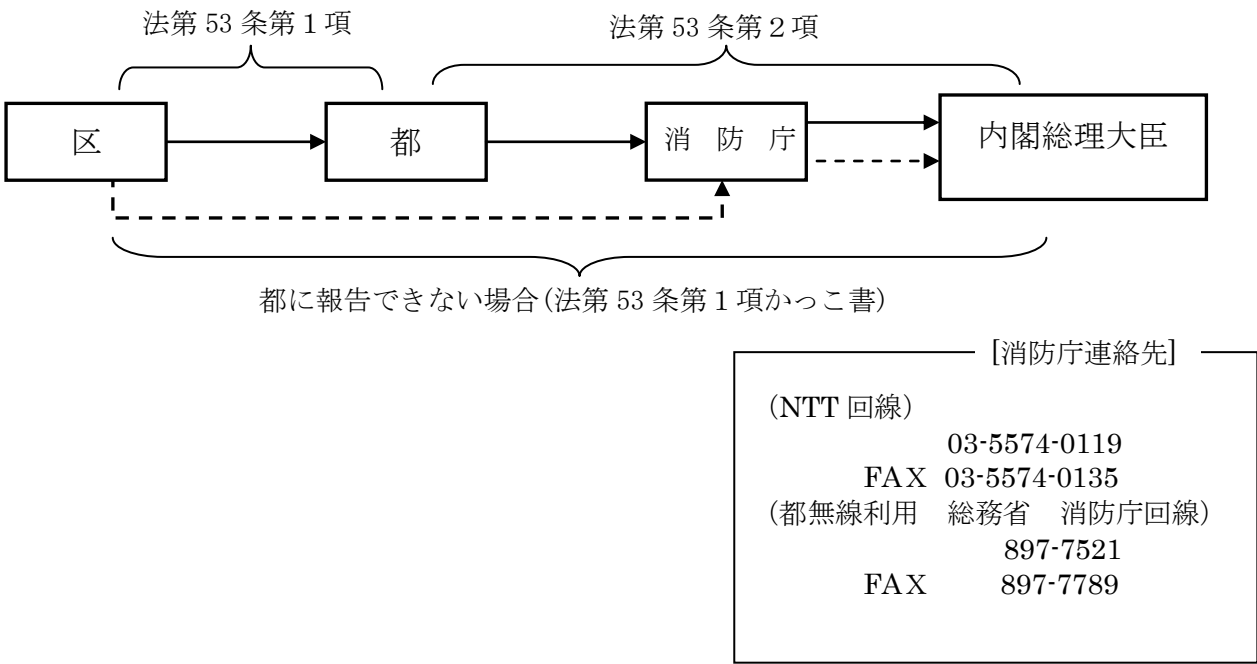
報告の種類		入 力 期 限	入 力 画 面
発 災 通 知		即時	発災情報
被害措置概況速報		即時及び都が通知する期限内	災害総括被害情報、措置情報
要 請 通 知		即時	要請情報
確定報	災害確定報告	応急対策を終了した後 20 日以内	災害総括
	各種確定報告	同上	被害情報、措置情報

(エ) 災害救助法に基づく報告
災害救助法に基づく報告については、震災対策編 第2部第19章「災害救助法の適用」に定めるところによる。

(オ) 都への報告先
都総務局総合防災部長 (5388) 2450
都防災行政無線電話 70213、5 管理係
都防災行政無線 FAX70014 管理係

ウ 国への報告
区は、災害の状況により被害状況等の報告を東京都にすることができない場合には、総務省消防庁を通じ内閣総理大臣へ報告する。（報告ルートは次図のとおり）

(参考)
災害対策基本法第53条に基づく被害状況等の報告ルート



3 関係機関の被害状況の収集・伝達

機 関 名	内 容
丸の内警察署 麹町警察署 神田警察署 万世橋警察署	震災に関する情報を収集し、各関係機関と情報を交換する。 1 被害状況、救援活動状況及び警備活動の状況 2 交通機関の運行状況及び交通規制の状況 3 その他、各種必要事項 なお、各防災関係機関及び町会等と連絡を密にし、被害情報の交換収集に努める。

機 関 名	内 容
東 京 電 力	震災が発生した場合、次の各号に掲げる情報を迅速、正確に把握するとともに、重要な情報については都並びに関係機関に通報する。 1 一般被害状況 (1) 気象、地震、水象情報 (2) 一般被害情報 (3) 停電による主な影響 (4) 地方公共団体、報道機関等への対応状況 (5) その他災害に関する情報 2 電力被害情報等 (1) 電力被害情報 (2) 復旧資材、応援隊、食糧等の要望事項 (3) 人身災害、その他の災害発生情報 (4) その他災害に関する情報
東 京 消 防 庁 第一消防方面本部 丸の内消防署 麹町消防署 神田消防署	1 被害状況及び消防活動状況を次の手段で早期に収集し、関係機関と情報交換する。 (1) 119番通報に対応し、各消防署高所見張り及び監視警戒、高所高感度カメラを用いた管内火災発生状況、建物倒壊状況等の把握 (2) 地震計、地震被害予測システム、延焼シミュレーション等を活用した被害状況の把握 (3) 消防車両、情報活動隊、広報車隊、巡回情報収集班等による被害状況の把握 (4) 消防職団員の参集者が収集した被害状況の把握 (5) 参集した災害時支援ボランティアからの情報収集 (6) 住民・通行人からの情報収集 (7) 関係機関からの情報収集 2 主な情報収集事項 (1) 火災発生状況及び消防活動状況 (2) 救助・救急発生状況及び救助・救急活動状況 (3) 避難道路及び橋梁の被災状況 (4) 避難の必要の有無及び状況 (5) 救急告示医療機関等の診療状況 (6) その他消防活動上必要のある状況
東 京 地 下 鉄	震災が発生した場合、施設の被害状況及び応急復旧状況等、情報の収集に努めるとともに、重要な情報については関係機関へ通報する。
首 都 高 速	震災が発生した場合、震災による被災の情報を緊急に収集し、関係機関への迅速な情報伝達、出動要請等を行う。

第4節 災害時の広報・広聴（防災・危機管理課、政策経営部、水道局中央支所、下水道局中部下水道事務所、東京都交通局、警察署、消防署、東京電力、N T T東日本、東京ガス、J R東日本、東京地下鉄、首都圏新都市鉄道、首都高速、日本郵便、都、その他防災機関）

地震発生時には、災害地や隣接地域の住民に対し、速やかに正確な情報を提供することにより、無用な混乱を防止し、適切な判断による行動がとれるようにすることが必要である。

このため、区及び防災関係機関は、一体となって適切かつ迅速な広報活動を行う。

また、速やかな復旧を図るため、区及び防災関係機関において、広聴活動を展開し、被災地住民の動向と要望事項の把握に努める。

本節においては、災害時の広報、広聴活動、報道機関への発表について、必要な事項を定める。

1 広報活動

機 関 名	内 容
千 代 田 区	1 区は地震が発生し、又は発生するおそれがあるときは、各防災機関と密接な連絡を図るとともに、区が所有する広報媒体を十分活用して広報活動を実施する。 (1) 広報事項 ア 地震発生時の広報 (ア) 避難所、帰宅困難者一時受入施設の開設・収容状況 (イ) 避難誘導経路の周知 (ウ) 電気・ガス・石油ストーブ等の火災予防注意 (エ) 地震の規模、津波、気象の状況 (オ) 区の防災態勢 イ 被災者に対する広報 (ア) 医療救護、衛生知識の周知 (イ) 備蓄物資の配給状況 (ウ) デマ情報の防止 (エ) 区内ライフライン(電気・ガス・水道・電話等)の通断状況 (オ) 交通機関の復旧、運行状況 (カ) 区及び都の応急復旧対策 (キ) 被災地の状況 (ク) 区民の士気、相互扶助精神の高揚方策 (ケ) 安否情報・その確認方法の情報 (2) 災害記録 地震発生時における被災地の状況を写真等に記録し、復旧対策及び広報活動の資料として活用し、さらに災害情報収集の補完にあてるとともに後世への記録とする。 (3) 広報内容 区が実施する広報の内容は、前記(1)(2)に定める情報収集

機 関 名	内 容
	に定めるもののほか、第3章第1節相互応援協力に定める各防災関係機関の要請に基づくものを含むものとする。 また、広報内容及び時期等については政策経営部広報広聴課（区災害対策本部が設置された場合は広報班）が統一して処理する。 (4) 広報手段 以下に示す広報手段から、状況に応じて有効な広報手段を選択して区民に周知する。 ア 千代田区防災行政無線 イ 区ホームページ ウ 区公式ツイッター エ 区公式フェイスブック オ 千代田区安全・安心メール カ 広報車 (5) 報道機関への発表 災害情報は、区本部会議において統一的に収集し、必要に応じて広報広聴課長が報道機関に発表する。
丸の内警察署 麹町警察署 神田警察署 万世橋警察署	災害に関する情報を収集し関係機関と協力して、次の事項に重点において適時活発な広報活動を実施する。 1 広報事項 (1) 被害状況、治安状況、救出救助活動、避難勧告・指示、避難状況及び警備活動状況 (2) 交通機関の運行状況及び交通規制の状況 (3) 犯罪の防止活動状況 (4) その他、各種告示事項 2 広報手段 広報は、パトロールカー、広報車等で行い、必要に応じて本部にサインカー、ヘリコプター、警備艇を要請する。また、広報及び広報資器材の活用あるいは口頭、掲示、印刷物の配布等の方法により、状況に応じた広報活動を実施する。 3 報道機関への発表 各警察署において収集した被害状況、治安状況等の災害情報は、区本部会議に連絡し、また警視庁本部を通じ、庁内記者クラブ、方面記者クラブに発表する。
東京消防庁 第一消防方面本部 丸の内消防署 麹町消防署 神田消防署	1 広報内容 (1) 出火防止、初期消火の呼びかけ (2) 救出救護及び災害時要援護者(高齢者・身体障害者等)への支援呼びかけ (3) 火災及び水災に関する情報 (4) 避難勧告または避難命令等に関する情報 (5) 救急告示医療機関等の診療情報 (6) その他区民が必要としている情報

機 関 名	内 容
	2 広報手段 (1) 消防車両の拡声装置等 (2) 消防署、消防団及び町会の掲示板等への掲示 (3) テレビ、ラジオ等報道機関を介しての情報提供 (4) ホームページ、ツイッター等 (5) 消防団員、東京消防庁災害時支援ボランティア、自主防災組織を介しての情報提供 3 広報活動 災害の規模に応じ、復旧期以降に消防庁舎その他必要場所に消防相談を開設し、各種相談、説明、案内を行う。
東京都交通局	1 乗客に対する災害時の広報計画目標 災害発生時には、まず乗客の人命、財産を守るため、他に優先して避難誘導をしなければならない。これが駅係員及び列車乗務員がそれぞれの放送装置等を活用して、乗客の不安感、動揺、混乱を防止し、被害を軽減するため、災害時の広報体制を確立する。 2 報道機関への広報 混乱防止措置を積極的に推進するため、各防災機関と密接な連絡のもとに報道機関を通じて利用者に情報を提供し協力要請を行う。 (1) 運行状況（運転区間、運転間隔等） (2) 混乱防止措置（改札規制、一方通行等の実施状況） (3) 乗客への協力要請 ア 避難するときは、乗務員等の指示に従い、冷静に行動する。 イ 駅では、むやみに行動せず、必ず駅係員及び駅案内放送の指示に従う。 ウ パニックを防止するため、互いに協力し合う。 (4) 地下鉄の安全性 ア 地下鉄は、耐震構造になっているので安全である。 イ 原則、不燃性の材料を使用して出火の防止を図っている。 ウ 避難誘導設備及び放送設備が完備している。 エ 浸水防止措置を講じている。 オ 停電中でも非常電源により駅やずい道内の照明を確保できる。 (5) 地震が発生したときの措置 ア 列車は、原則として最寄りの駅に停止する。 イ 列車無線電話等により、情報を受けて乗客に伝達する。 ウ 地震計により震度を確認し安全運行の措置をとる。 エ 乗客の安全確保に万全な態勢を整え、係員が避難、誘導を行う。
水道中央支所	1 広報内容 (1) 地震発生直後の広報 ア 水道施設の稼動状況 イ 浄水場及び給水所における飲料水確保状況 ウ 応急対策の基本方針

機 関 名	内 容
	エ その他住民への協力要請等 (2) 応急対策開始後の広報 ア 水道施設の被害概要及びおおよその復旧見込み イ 復旧作業の実施方針 ウ 応急給水の実施方針及び給水拠点の周知方法 エ 住民の注意すべき事項及び協力要請 (3) 応急対策の進ちょくに伴う広報 ア 水道施設の被害詳報及び復旧見込み イ 前日までの作業状況及び新たに給水可能になった地域 ウ 当日の復旧活動の概要 エ 水質についての注意 オ 住民への協力要請 2 広報手段 (1) 広域的な広報は、給水対策本部広報担当が都本部を通じ、報道機関の協力を得て実施する。 (2) 水道局事業所の各所管区域内を対象とする広報は、 ア 拡声機付き自動車等による路上広報を実施する。 イ 区の協力を得て、区の防災行政無線により実施する。
下水道局中部 下水道事務所	1 大規模地震によって宅地内の排水設備が破損した場合の問い合わせ窓口など震災時の下水道局の対応について、「ニュース東京の下水道」や各種パンフレットに掲載し、都民への広報活動を充実させる。 2 発災時においては、下水道施設の被害状況、復旧見通し、下水道の使用制限及びこれに伴うし尿処理体制などの広報を、以下のように行う。 (1) 東京都災害対策本部を通じた情報提供 (2) 下水道局災害対策本部による情報機関への対応 (3) 下水道局災害対策本部の指示に基づく、下水道事務所等と区との連携による都民への情報提供
東 京 電 力	1 公衆感電事故防止 PR 災害による断線、電柱の倒壊・折損等による公衆感電事故を未然に防止するため、広報活動を行う。 2 PR の方法 公衆感電事故防止 PR については、日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を利用するほか、ホームページ、パンフレット、チラシ等を作成、配布し認識を深める。 3 停電関連 病院等重要施設については、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、自家発電設備の設置を要請している。
東 京 ガ ス	1 広報内容 被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項、ガス供給状況、供給停止地区の復旧の見通し

機 関 名	内 容
	2 広報手段 テレビ・ラジオ・新聞等の広報媒体及びインターネット等 3 広報活動内容 NHK 及び民放各社に「マイコンメーター復帰方法のビデオ」を配布している。大地震発生時に放送を依頼し、マイコンメーターが作動してガスが止まったお客様が、ご自身で復帰できる手順を案内している。
N T T 東 日 本	震災のため通信が途絶し、若しくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ、新聞掲載、N T T 東日本H P への掲載等によって、次の事項を利用者に周知する。 1 通信途絶、利用制限の理由及び状況 2 利用制限をした場合の代替となる通信手段の周知 3 災害復旧に対してとられている措置及び応急復旧状況等
J R 東 日 本	1 広報内容 (1) 駅における広報案内 災害の規模、被害範囲、駅周辺や沿線の被害状況、列車の不通線区や開通見込み等を掲示や放送等により行う。 (2) 乗務員の広報案内 乗務員は、輸送指令から災害の規模、被害状況、運転再開の見通し等の指示を受け、放送等により案内を行う。 2 広報手段 被災線区等の輸送状況、被害状況等を迅速かつ適切に把握し、旅客等に周知・案内を行い、テレビ・ラジオ・インターネットホームページ等で情報提供に努める。
東 京 地 下 鉄	震災時の混乱防止に努めるため、駅放送及び車内放送等により、地震情報及び復旧見込み等の情報を乗客に伝達する。
首 都 圏 新 都 市 鉄 道	災害情報、応急対策の実施状況及び復旧の見通し等の広報については、対策本部が迅速的確に行う。
首 都 高 速	お客様等が非常事態に即応して適切な措置がとれるよう、応急対策の措置状況、交通規制状況、避難方法等の情報を、標識、情報板、料金所の看板等の各種道路情報提供設備を用いるほか、首都高ホームページ及びラジオ等各種のメディアを最大限活用して、正確かつ迅速に提供する。
日 本 郵 便	1 利用者の安全確保と情報提供を行う。 2 災害時には、公社の業務に係る災害特別事務取扱いを窓口や局前等に掲出する。

2 避難勧告等の情報伝達

区は、災害対策本部設置時には、避難勧告等の情報伝達について、放送要請による対応を行う場合があるほか、災害対策本部設置に至らない場合でも、区民等に東京都やマスコミと連携し、避難勧告等に関する情報提供を行う。

具体的な対応については、「放送を活用した避難勧告等の情報伝達の申し合わせ」の内

容による。

(1) 実施機関

東京都、都内区市町村、東京都域または都域を超える広域区域を事業区域とする
放送事業者各社

(2) 伝達する情報

ア 避難準備情報（災害時要援護者向け準備情報を含む。）

イ 避難勧告

ウ 避難指示

エ 警戒区域の設定

3 外国人への情報提供

区は、東京都で開設される外国人災害時情報センター等から必要情報を収集し、区内大使館や避難所等に対して外国人への情報提供を行う。

4 広聴活動

災害時には、被災者又は関係者からの家族の消息、医療、生活必需品、住居の確保や融資等についての相談、要望、苦情に応ずるため、広聴活動を展開する必要がある。このため、次のとおり広聴活動を実施する。

機 関 名	内 容
千 代 田 区	1 活動方針 災害が終息したのち、被災者を対象に広聴活動を行い、民心の安定を図る。 2 広聴事項 災害に関する要望、苦情等の聴取 3 相談の実施 災害が終息したのち、必要に応じて区庁舎及び最寄りの出張所等に相談所を開設する。聴取した相談、苦情、要望等は速やかに災害対策本部に連絡し、早期解決を図るとともに、事後の救援、救助措置を推進する参考とする。
東 京 消 防 庁 第一消防方面本部 丸の内消防署 麹町消防署 神田消防署	災害が終息した後、消防署と消防出張所等のうち、災害の規模に応じて必要な場所に消防相談所を開設し、消防相談にあたる。
丸の内警察署 麹町警察署 神田警察署 万世橋警察署	各警察署、交番、その他必要な場所に臨時相談所を設置して警察関係の相談にあたる。

第3章 相互応援協力・派遣要請

防災協定に基づき相互応援協力を求めるとともに、必要に応じて自衛隊の派遣を要請する。

主な機関の応急・復旧活動

機関名	発災	24時間	72時間
	初動態勢確立期	即時対応期	復旧対応期
各防災機関 陸上自衛隊、 警察署、消防署、 防災・危機管理課、		○相互応援協力の要請	
		○自衛隊の災害派遣要請	

第1節 相互応援協力（防災・危機管理課）

1 防災関係機関との相互応援協力

- (1) 区は、平素から災害時に備え、都の各機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等の関係機関と協議のうえ、協力体制の確立を図るものとする。
- (2) 区及び関係機関は、平素から災害対策上必要な資料、情報の提供及び調査研究の成果を相互に交換するものとする。
- (3) 区及び関係機関並びに防災上必要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関して責任を有する者は、一致協力し災害時の応急対策の実施にあたるものとする。
- (4) 区及び関係機関は、災害対策本部が設置された場合は、情報の収集、交換など連絡を密にし、迅速かつ適切な応急措置をとるため、必要によっては連絡員の派遣等の措置をとるものとする。

2 東京都の相互応援協力

昼間区民対策など広域的な応急対策が必要な場合を想定し、地域の安全確保を図るため、都とより一層の連携強化を推進し防災体制を確立する。

- (1) 区は、都と災害予防のため平素から資料、情報の交換を行い、災害が発生した場合には、その被害を最小限に食い止めるため協力して応急対策の実施にあたる。
- (2) 区に災害が発生し、その状況が著しく広範囲に及び、都又は自衛隊あるいは他の区市町村の応援を求める必要が生じた場合は、都総務局（総合防災部）に対し、別表に掲げる事項についてとりあえず口頭又は電話をもって要請し、後日文書により改めて処理する。

- (3) 都から他の区市町村又は指定地方行政機関等に協力を要請されたときは、みずからの応急措置に支障のない限り協力するものとする。
- (4) 平成16年11月に八都府県市広域防災プランが策定された。この中で、各都府県市は災害時の「共通のルール・ツール・情報」を整備することとなった。区は、東京都を通して特に昼間区民対策等に有用な情報を収集するなど、同プランを活用する。

3 他の区市町村との相互協力

特別区は、阪神・淡路大震災を契機に自治体間の横の協力体制の重要性から、区間の迅速な協力支援体制を確立するため、共同で取り組むべき災害対策について「特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定」（平成8年2月16日発効）を締結した。

しかしながら、すでに17年が経過したことや、東日本大震災であらわになった課題もあるため、新たに帰宅困難者対策や、各区で応援協定を結んでいる他自治体との連携などについても検討を行い、平成26年に支援協定を見直し、発展的に再構築を行った。

(1) 特別区相互間の協力・支援について

「特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定」に基づく相互協力及び相互支援の主な内容は、次のとおりである。

- ア 職員の派遣及び被災区における応援職員の受入れ支援に関する事項
- イ 救援物資の提供及び被災区における救援物資の受入れ支援に関する事項
- ウ 避難場所を共用する区間における共同の現地本部の設置その他避難場所の運営協力上必要な事項
- エ 被災区におけるボランティアの受入れ支援に関する事項
- オ 被災住民の受入れに関し、施設の提供その他被災区の支援に必要な事項
- カ 動物の保護に関し、職員、資機材、物資等の被災区への派遣、提供その他の区間協力、区間支援に必要な事項
- キ 被災区への医療救護班の派遣その他医療救護活動に関し、被災区内での支援及び被災区の負担を軽減するために必要な事項
- ク ごみ、し尿、がれきの処理に関し、職員、資機材、物資等の被災区への派遣、提供その他区間協力、区間支援に必要な事項
- ケ 災害時要援護者の救援支援に関する事項
- コ 遺体の搬送、埋葬等に関し、職員、物資等の被災区への派遣、提供その他の区間協力、区間支援に必要な事項
- サ 道路の早期復旧に関し、職員、資機材等の派遣、提供その他の被災区内での支援及び被災区の負担を軽減するために必要な事項
- シ 応急危険度判定、り災証明発行にかかる建物被害認定調査及びり災証明発行に関し、職員、資機材等の派遣、提供その他の被災区の支援に必要な事項
- ス 仮設住宅の提供に関する事項
- セ 帰宅困難者への対応に関し、情報提供、一時滞在施設への受入れ、物資提供その他の区間協力、区間支援に必要な事項
- ソ 児童・生徒の受入れ、応急教育の実施に関し、必要な事項
- タ 被災区の被災区外での業務継続に関し、施設の提供、その他被災区の支援に必要な事項
- チ その他、被災区から要請があった事項

(2) 近隣区との相互協力について

千代田区と隣接している区は、中央、港、新宿、文京及び台東の各区であるが、平素から災害時に備え、相互に資料、情報の交換を図り、調査研究に努めるよう協力体制の確立を図るものとする。

(3) 他の区市町村の相互協力

災害対策基本法第67条の規定に基づき、他の区市町村に応援を求める場合は、その事務が円滑に行われるよう、都と連携し必要な事項の詳細について別途協議しておくものとする。

ア 被災区となった区市町村長は、知事に応援又は応援のあっ旋を求めるなどして災害対策の万全を期することとする。

イ 知事は、災害を受けた区市町村が応急対策を円滑に実施できるようにするため、他の区市町村に対し応援すべきことを指示し、又は防災機関の応援をあっ旋する。

ウ 区市町村長が知事に応援又は応援のあっ旋を求める場合、都総務局（総合防災部）に対し別表に掲げる事項についてとりあえず口頭又は電話等をもって要請し、後日文書によりあらためて処理するものとする。

(4) 姉妹提携都市との協力

災害時に、被災自治体独自では十分に対応できない場合に、姉妹提携都市と相互に応援協力をするため、平常時から資料、情報の交換を図り、調査研究に努めるよう協力体制の確立を図るものとする。

区は、群馬県吾妻郡嬬恋村及び秋田県南秋田郡五城目町と「震災等大規模災害時における相互応援に関する協定」をそれぞれ昭和63年10月及び平成元年10月に締結しているが、阪神・淡路大震災の教訓や様々な社会環境の変化により、それまでの協定を見直し大規模災害発生時の迅速な相互応援体制を確立するため「震災等大規模災害時における相互応援に関する協定」を平成10年5月に再締結して連携体制を強化した。

別表

要請の内容	事 項	備 考
災害救助法の適用	1 災害発生の日時及び場所 2 災害の原因及び被害の状況 3 適用を要請する理由 4 適用を必要とする機関 5 既にとった救助措置及びとろうとする救助 6 その他必要な事項	災害救助法の適用参照
り災者の他地区への移送要請	1 り災者の他地区への移送を要請する理由 2 移送を必要とするり災者の数 3 希望する移送先 4 り災者の収容を要する期間 5 その他必要な事項	相互応援協定参照

震災対策編 第2部 震災応急・復旧対策計画
第3章 相互応援協力・派遣要請

要請の内容	事 項	備 考
都への応援要請又は応急措置の実施の要請	1 災害の状況及び応援（応急措置の実施）を要請する理由 2 応援を希望する物資、資材、機材、器具等の品名及び数量 3 応援（応急措置の実施）を必要とする場所 4 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容） 5 その他必要な事項	災害対策基本法第68条
自衛隊災害派遣のあつせんを求める場合	1 災害の状況及び派遣を要請する理由 2 派遣を希望する期間 3 派遣を希望する区域及び活動内容 4 その他参考となるべき事項	自衛隊法第83条、自衛隊災害派遣計画参照
他区市町村、指定地方行政機関等の応援要請のあつせんを求める場合	1 災害の状況及び応援を求める理由（災害の状況及びあつせんを求める場合はその理由） 2 応援を希望する機関名 3 応援を希望する人員、物資、資材、機材、器具等の品名及び数量 4 応援を必要とする場所、期間 5 応援を必要とする活動内容 6 その他必要な事項	災害対策基本法第67条
指定地方行政機関又は他府県の職員の派遣のあつせんを求める場合	1 派遣のあつせんを求める理由 2 派遣のあつせんを求める職員の職種 人員数 3 派遣を必要とする期間 4 派遣される職員の給与その他の勤務条件 5 その他参考となるべき事項	災害対策基本法第30条、地方自治法第252条の17

第2節 公共的団体との協力（防災・危機管理課、日本郵便、区内医師会、区内歯科医師会、区内薬剤師会、その他防災機関）

1 計画方針

地域内の公共的団体及び住民の自発的な防災組織態勢を確立し、災害応急の活動が能率的に処理できるよう協力体制の確立に努めるものとする。

2 公共的団体等の協力

(1) 防災組織の種別

ア 公共的団体とは、日赤奉仕団、医師会、歯科医師会、薬剤師会、生活協同組合、商工会議所、青年会議所、婦人会、母の会、大学等をいう。

イ 住民の自発的な防災組織とは、町会、自治会、地域防災組織等をいう。

(2) 民間組織との協力体制の確立

区は、防災関係機関の協力を得て、地域防災計画の作成及び実施等の責務を有するものであるが、その責務を効率的かつ効果的に遂行するためには、地域内における公共的団体の防災に関する組織、あるいは住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織の機能を災害時に十分発揮できるよう態勢を整備する。さらに、これら団体の協力業務及び協力方法を周知して、災害時における活動が効率的に処理できるよう協力体制の確立に努めるものとする。

(3) 協力業務としての例示事項

協力業務として考えられるものは、次に掲げる事項のとおりである。

ア 異常現象、災害危険箇所等を発見した場合には、区その他関係機関に連絡すること。

イ 災害に関する予警報その他情報を地域内の住民に伝達すること。

ウ 災害時における広報、広聴活動に協力すること。

エ 避難誘導、避難所内り災者の救助業務に協力すること。

オ り災者に対する炊出し、救助物資の配分等に協力すること。

カ 被害状況の調査に協力すること。

キ 被害地域内の秩序維持に協力すること。

ク り災証明書の交付事務に協力すること。

ケ その他の災害応急対策業務に協力すること。

(4) 公共的団体との協定等

区は、民間の公共的団体とあらかじめ協議を行い、これら団体の区に対する協力業務、協力方法を明らかにしておき、災害時に積極的な協力が得られるよう準備しておく。このため区は、次のとおり協定を締結している。

団 体 名	内 容
一般社団法人千代田区医師会、公益社団法人神田医師会	区内に突発的災害又は多数の負傷者が発生した場合、迅速かつ適切な医療救護活動を行うため昭和 51 年 11 月「災害時の医療救護活動についての協定」を締結し、阪神・淡路大震災の教訓に基づき内容を検討、平成 8 年 5 月 28 日再締結を実施した。

震災対策編 第2部 震災応急・復旧対策計画
第3章 相互応援協力・派遣要請

団 体 名	内 容
東京都米穀小売商業組合 千代田支部 東京都麺類協同組合神田支部・ 麹町支部・丸の内支部	区内に食料の応急供与を必要とする災害が発生したときに、食糧確保の一環として、昭和 55 年 2 月東京都米穀小売商業組合千代田支部と「災害時における応急用米穀の優先供給に関する協定」及び昭和 55 年 6 月東京都麺類協同組合神田支部・麹町支部・丸の内支部と「災害時における麺類等による給食に必要な労務等の提供に関する覚書」等を締結し、円滑な応急用米穀及び労務等の確保に努めている。
一般社団法人東京都トラック協会 千代田支部	区内に災害が発生した場合における輸送車両確保の一環として、昭和 58 年 10 月 6 日「災害時における緊急輸送業務の協力に関する協定」を締結し、運賃・料金等の内容を見直し平成 21 年 3 月 19 日に再締結した。
東京都石油商業組合・東京都石油業協同組合 千代田支部	災害時における緊急輸送車両の燃料を確保するため、昭和 58 年 10 月 6 日「災害時における石油類の優先供給に関する協定」を締結した。
東京都燃料小売商業組合 神田支部・麹町支部 一般社団法人東京都 L P ガス協会 中央支部千代田地区	区が実施する応急対策活動で米飯炊き出し用等に使用する燃料等を確保するため、昭和 58 年 10 月 6 日「災害時における燃料等の優先供給に関する協定」を締結した。 区が実施する応急対策活動で米飯炊き出し用等に使用するプロパンガスを確保するため、昭和 58 年 12 月 16 日「災害時におけるプロパンガスの優先供給に関する協定」を締結した。
一般社団法人千代田区薬剤師会 (締結当時の麹町薬剤師会と神田薬剤師会が統合)	区が実施する医療救護活動に使用する医薬品を確保するため、昭和 60 年 3 月 29 日「災害時における応急医薬品等の優先供給に関する協定」を締結し、阪神・淡路大震災の教訓に基づき内容を検討し、「災害時における応急医薬品等の優先供給及び医療救護活動に関する協定」を平成 8 年 5 月 28 日再締結した。
公益社団法人東京都柔道接骨士会 千代田区・中央区支部	災害時において傷病者が発生した場合、迅速かつ適切な医療救護活動を行うため、平成 4 年 4 月 16 日「災害時における柔道接骨師会の協力に関する協定」を締結した。
丸の内歯科医師会・麹町歯科医師会・一般社団法人千代田区歯科医師会	災害時における迅速かつ適切な歯科医療救護活動の実施を目的とし、平成 8 年 5 月 28 日「災害時の歯科医療救護活動についての協定」を締結した。

団 体 名	内 容
千代田土木防災協会（旧千代田クラブ）（区内建設関連業者団体）	災害時における迅速な応急対策活動道路の確保のため、区で指定した緊急障害物除去道路について、平成 9 年 8 月 13 日千代田クラブ（区内建設関連業者団体）と「災害時における道路応急対策業務に関する協定」を締結し、以降関係団体の名称変更等もあり平成 21 年 3 月 19 日千代田区土木防災協会（旧千代田区クラブ）と再締結した。
日本郵便株式会社麹町郵便局 （締結当時は東京中央郵便局・東京国際郵便局・神田郵便局・麹町郵便局）	災害時における緊急連絡用車両の提供及び施設・用地の提供等について、平成 11 年 11 月 29 日「災害時における千代田区と郵便局の相互協力に関する協定書」を締結した。
東京都理容生活衛生同業組合 東京都理容生活衛生同業組合麹町支部・神田支部	災害時における理容の実施や、理容活動に必要な資器材及び消耗品を確保し、衛生活動に関する協力体制を確立するため、平成 18 年 5 月 1 日「災害時における衛生活動に関する協定」を締結した。
千代田区造園建設業防災協力会	災害時における道路障害物除去等応急対策活動確保のため、平成 20 年 8 月 29 日「災害時における道路障害物除去等応急対策活動に関する協定書」を締結した。
一般社団法人東京都自動車整備振興会中央支部	災害時における車両等障害物除去に関する応急業務について、平成 21 年 3 月 19 日「災害時における車両等障害物除去応急業務についての協定書」を締結した。
公益社団法人日本建築家協会関東甲信越支部千代田地域会	災害時における建築物の応急危険度判定等への協力について、平成 22 年 1 月 29 日「災害時における応急対策活動等に関する協定」を締結した。
千代田区防災協力会	災害時に区施設等の電気設備に被害が発生した場合の復旧及び資器材・労力の提供について、平成 22 年 1 月 29 日「災害時における区立施設の電気設備復旧業務の協力に関する協定」を締結した。
千代田区災害対策管工事協力会	災害時における区立施設の給排水設備の復旧および資器材の提供について、平成 22 年 1 月 29 日に「災害時における区立施設の給排水設備復旧業務の協力に関する協定」を締結した。
公益社団法人東京都獣医師会	災害時における区の動物救護活動に対する協力体制を確保するため、平成 24 年 4 月 1 日「災害時における動物救護活動に関する協定」を締結した。
東京都印刷工業組合千代田支部	帰宅困難者等被災者への一時的な滞在場所やトイレの提供、区への印刷機器や印刷用紙の提供などについて、平成 24 年 8 月 29 日「災害時における帰宅困難者の受入等に係る千代田区と東京都印刷工業組合千代田支部の連携・協力に関する基本協定書」を締結した。

明治大学 （平成16年1月14日）締結 専修大学 （平成17年3月29日）締結 法政大学 （平成17年3月29日）締結 上智大学 （平成18年3月30日）締結 日本大学 （平成19年2月1日）締結 二松学舎大学 （平成20年3月26日）締結 東京家政学院大学 （平成21年3月19日）締結 大妻女子大学 （平成23年12月13日）締結 日本歯科大学 （平成25年1月25日）締結 共立女子学園 （平成25年9月30日）締結	区内に多数の学生と大規模施設を有する区内大学と連携し、災害時の学生ボランティアの派遣及び大学施設の一時的避難施設としての提供等を内容とする「大規模災害時における協力体制に関する基本協定」を締結した。
--	--

(5) 地域防災組織の協力（地域防災組織結成状況→資料編 資料第27）

ア 地域防災組織の役割

区では、地域防災のために町会、自治会を母体とした住民による自主的防災組織である地域防災組織の育成、指導を推進している。これら地域防災組織を対象として、災害時における協力業務及び協力方法について周知徹底を図るほか、相互協力態勢の整備、確立を図り、防災対策にあたる。

イ 地域防災組織の協力業務

- (7) 異常現象・災害危険箇所発見等の場合、区その他の防災関係機関に通報すること。
- (i) 災害に関する予報その他情報を地域内住民に伝達すること。
- (ii) 高齢者、子供、障害者等の安全確保に協力すること。
- (e) 避難誘導、避難所内り災者に対する救援活動に協力すること。
- (f) り災者に対する炊出し、救助物資の配分等に協力すること。
- (h) 被災地域内の秩序維持に協力すること。
- (k) 被害状況の調査に協力すること。
- (7) その他の災害応急対策業務に協力すること。

ウ 地域防災組織の協力方法

発災直後の初動活動は、それぞれの組織に定める活動態勢に基づき、自主的に必要な応急対策を実施する。区及び防災関係機関の応急対策が開始された後は、前記イに掲げる協力業務について、補完活動として応急業務に協力する。

(6) その他の民間団体の協力

前記、「地域防災組織の協力」に準じて協力する。

3 各機関の協力及び経費の負担

(1) 協力の実施

ア 各機関は、他の機関から応援を求められた場合は、自らの応急措置の実施に支障のない限り、協力又は便宜を供与するものとする。

イ 各機関の協力業務の内容は、総則 第1部第5章防災機関の役割に定める範囲とし、協力方法は各計画に定めるところによる。

ウ 各機関相互の協力が円滑に行われるよう、必要に応じ、事前に協議を整えておくものとする。

(2) 経費の負担

ア 国、都県及び他の区市町村から区に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、所定の方法による。（災害対策基本法施行令第18条）

イ 指定公共機関等が区に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほかは、そのつど相互に協議して定める。

4 協定団体による連絡会の設置

区と災害時の協力協定を締結している団体で構成する会議を必要に応じて設置する。

平時より、各協定団体が、他団体の災害時の役割や区の最新の防災対策に係る情報を共有しておくことにより、災害時における協定団体間の連携強化と円滑な応急対策を実現する。

第3節 自衛隊の災害派遣要請計画（防災・危機管理課、陸上自衛隊、警察署、消防署）

1 派遣の要請等

- (1) 区長は、災害が発生し又は発生するおそれがあり、人命又は財産の保護のため、自衛隊派遣要請の必要があると認めた場合には、都知事に対し自衛隊派遣の要請をするものとする。
- (2) 区長は、(1)の要求ができない場合にはその旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。
- (3) 区長は、(2)の通知をしたときは、速やかに都知事にその旨を通知しなければならない。

2 要請の方法

- (1) 区が行う要請手続き

災害派遣の対象となる事態が発生し、自衛隊の災害派遣を依頼しようとするときは、次に掲げる事態を明らかにし、電話又は口頭をもって都総務局総合防災部に依頼する。

ア 災害の状況及び派遣を要請する理由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となるべき事項

また、緊急避難、人命救助、事態が急迫し知事に要請する暇がない場合は、直接下記に通報するものとし、事後所定の手続きを速やかに行うものとする。

部 隊 名 等 (駐屯地・基地名)		連 絡 責 任 者	
		勤務時間内	勤務時間外
陸上自衛隊	第1師団司令部 (練馬)	第3部長又は防衛班長 (3933) 1161	司令部当直長 (3933) 1161
	第1普通科連隊 (練馬)	第3科長又は運用訓練幹部 (3933) 1161	1連隊部隊当直司令 (3933) 1161

- (2) 自衛隊の自主派遣

ア 災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、都知事からの要請を待ついとまがないときは、自衛隊の自主的決定により派遣される場合がある。

イ 通信の途絶等により自衛隊と都知事と連絡が不能な場合は、区長からの災害に関する通報が自衛隊の自主派遣の判断材料となる。

3 派遣部隊の受入れ態勢

派遣部隊のための区があらかじめ定めたヘリコプター発着可能地点は次のとおりである。なお、派遣部隊の仮泊予定地は、必要に応じ自衛隊と協議して決定することとする。

施 設 名	所 在 地	着陸展開面(広さ)(m)	管 理 者
北の丸公園第二駐車場	北の丸公園 2	—	環境省
北の丸公園第三駐車場	北の丸公園 1-1	100×40	環境省
皇居前広場	皇居外苑	300×50	環境省
外濠公園総合グラウンド	五番町先	100×90	千代田区

施設名	所在地	着陸展開面(広さ)(m)	管理者
上智大学運動場	紀尾井町 5	150×40	上智大学
都立日比谷公園	日比谷公園 1	45×40	都建設局

- (注) 1 この表に掲げた施設等は、区、警視庁、東京消防庁及び陸上自衛隊が災害時における臨時離着陸場の候補地として選定したものである。
2 今後継続的に調査を進め、使用可能なものについては、各施設管理者又は所有者の了解を得て、災害時に臨時離着陸場として指定し使用する。
3 災害時に臨時離着陸場としての機能を十分に発揮するために、平常時から標示等を行い、付近住民等に対し周知徹底を図り、避難住民の侵入等のないよう安全の確保を図る。
4 この表は、平成 27 年 1 月現在のものである。
5 上記は自衛隊以外の各種救援物資等の輸送のためにも使用する。

4 自衛隊災害派遣部隊の活動内容

区 分	活 動 内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索活動	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具(空中消火が必要な場合は、航空機)をもって、消防機関に協力して消火にあたる。 (消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用)
道路又は水路の障害物除去	道路若しくは水路が損壊し又は障害がある場合は、それらの除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。 (薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用)
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。 この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
被災者生活支援	被災者に対し、炊飯、給水、入浴及び宿泊等の支援を実施する。
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償及び譲与等に関する総理府令」(昭和 33 年総理府令第 1 号)に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付又は譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物及び毒ガス等危険物の保安措置及び除去を実施する。

震災対策編 第2部 震災応急・復旧対策計画
第3章 相互応援協力・派遣要請

区 分	活 動 内 容
そ の 他 臨 機 の 措 置 等	1 その他自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。 2 災害対策基本法第63条第3項、第64条第8項～第10項及び第65条第3項に基づき、区市町村長、警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限り、自衛隊は区市町村長に代わって警戒区域の設定等の必要な措置をとる。

第4節 公用負担（防災・危機管理課、まちづくり推進部）

区長は、区の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めたときは、公用負担を命じることができる。

1 公用負担の種類

区長（水防管理者）が災害時に命じることができる公用負担の種類は、次のとおりである。

根拠法	命令の種類	従事事務又は物件等の内容	従事命令等対象者	備考
災害対策基本法	一時使用 使用・収用 除 去	1 土地、建物その他の工作物の一時使用 2 土石、竹木の使用及び収用 3 災害を受けた工作物及び物件で応急措置に支障となるものの除去その他の措置	占有者、所有者	64 条
	従 事 命 令	応急措置業務全般	1 区域内の住民 2 現場にある者	65 条
水防法	一時使用 使用・収用 処 分	1 土地の一時使用 2 土石、竹木その他資材の使用及び収用 3 車両、その他運搬具若しくは器具の使用 4 工作物、その他障害物の処分	占有者、所有者	28 条
	従 事 命 令	水防措置全般	1 区域内の住民 2 現場にある者	24 条

2 公用負担の権限

公用負担の権限は、区長若しくはその委任を受けて区長の権限を行う区職員が行使する。

なお、区長若しくは当該職員がいないとき又はこれらの者から要求があったときは、警察官若しくは海上保安官が、区長の職権を行使することができる。

さらに、災害派遣の自衛官は、区長の職権を行使することができるものがその場にいない場合に限り、区長の職権を行使することができる。

この場合において、当該措置をとったときは、直ちにその旨を区長に報告しなければならない。

第4章 警備・交通規制

警備態勢・交通規制態勢を確立するとともに、交通情報を収集し、警備・交通規制を実施する。

主な機関の応急・復旧活動

機関名	発災	24時間		72時間	
	初動態勢確立期	即時対応期			復旧対応期
警察署、		○避難・誘導の実施			
		○交通規制の実施			

第1節 警備方針（警察署）

大震災が発生した場合において、関係機関と連携し、迅速かつ適正な警備活動を実施し、住民の生命、身体及び財産の保護並びに治安の維持の万全を期する。

第2節 警察の任務（警察署）

大震災が発生した場合の警察の任務は、次のとおりとする。

- (1) 被害実態の把握及び各種情報の収集に関すること。
- (2) 交通規制に関すること。
- (3) 被災者の救出救助及び避難誘導に関すること。
- (4) 行方不明者の捜索及び調査に関すること。
- (5) 遺体の調査等及び検視に関すること。
- (6) 公共の安全と秩序の維持に関すること。

第3節 警備態勢（警察署）

1 警備本部の設置

警視庁本部に最高警備本部、方面本部に方面警備本部を設置し、区内各警察署には、それぞれ現場警備本部を設置して指揮体制を確立する。

2 警備要員の参集

- (1) 当務員のうち署外活動中の警備要員は、原則として速やかに自所属に参集する。ただし、交番・駐在所勤務員、交通配置の勤務員その他あらかじめ指定された警備要員は、直ちに所定の任務に従事する。
- (2) 非番員は、原則として速やかに自所属に参集する。

3 警備部隊の編成・運用

各警察署は、所定の計画に基づき、警備部隊を編成し、被害実態の把握、被災者の救出救助及び避難・誘導並びに交通規制等の措置をとる。

第4節 避難・誘導（警察署）

- (1) 一時集合場所に集合した地域住民、事業所従業員等で、町会等の役員及び事業所の責任者等のリーダーを中心にした集団単位で、指定された避難場所に避難させる。
- (2) 避難・誘導に際しては、災害時要援護者を優先して避難させる。
- (3) 避難・誘導に当たっては、避難道路等の要点に警戒員を配置し、現場での個別広報を行う。
- (4) 火災の規模や態様等により、できる限り必要な部隊を配置し地域住民・事業所等のリーダーとの連絡を通じて、必要な避難措置を講じる。

第5節 交通規制（警察署）

（大震災時における交通規制図→資料編 資料第29）

大震災発生直後の交通混乱を最小限にとどめ、被災者の安全な避難と緊急通行車両等の交通路を確保することを重点として交通規制を実施する。

1 第一次交通規制（災害発生直後）

道路における危険を防止するとともに、人命救助、消火活動等に従事する緊急自動車等の円滑な通行を確保するため、速やかに次の交通規制を実施する。

- (1) 環状7号線内側の滞留車両の外側への流出を促すとともに、首都高速道路・高速自動車国道からの車両排出を容易にする。
- (2) 環状7号線内側の道路を通行中の自動車(高速道路を降りた自動車を含む。)は、速やかに駐車場など道路外の場所への移動や、環状7号線の外側への移動を促す
- (3) 環状7号線内側への流入禁止の実効性を高めるため、環状8号線で都心方向への青信号の時間を短縮し、流入を抑制する。
- (4) 首都高速道路・高速自動車国道及び一般道路6路線の合計7路線を「緊急自動車専用路」として一般車両の通行を禁止する。

緊急自動車専用路	
国道4号(日光街道ほか)	国道17号(中山道・白山通りほか)
国道20号(甲州街道ほか)	国道246号(青山・玉川通り)
目白通り	外堀通り
首都高速道路・高速自動車国道	

2 第二次交通規制

被災地域・被災状況等の実態に対応した交通規制を実施（第一次交通規制において実施中の規制は、状況に応じ、その一部を変更又は解除）する。

(1) 緊急交通路

「緊急自動車専用路」の7路線を優先的に「緊急交通路」として指定する。被害状況を踏まえ、必要に応じて、次の31路線を「緊急交通路」として指定する。

第一京浜	第二京浜	中原街道	目黒通り
青梅・新青梅街道	川越街道	北本通り	水戸街道
蔵前橋通り	京葉道路	井の頭通り	三鷹通り
東八道路	小金井街道	志木街道	府中街道
芋窪街道	五日市街道	中央南北線	八王子武蔵村山線
三ツ木八王子線	新奥多摩街道	小作北通り	吉野街道
滝山街道	北野街道	川崎街道	多摩ニュータウン通り
鎌倉街道	町田街道	大和バイパス	

- (2) 緊急物資輸送路線の指定
避難、救助、消火等の初期活動が一段落したところで、緊急交通路の中から緊急物資輸送のための路線を指定する。
- (3) 緊急通行車両等の確認事務等
警察署長及び交通機動隊長は、警察署、隊本部、緊急交通路の起・終点、交通要点、都県境直近の交差点に設ける交通検問所等において、緊急通行車両等の確認事務及び交通規制から除外すべき車両の認定事務を行う。
- (4) 広報活動
 - ア 報道機関への広報要請
新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関に対して、運転者や一般家庭に向けた避難時の車両利用抑制や交通規制への協力呼びかけ等についての広報の要請を行う。
 - イ 運転者等に対する広報
現場の警察官は、交通規制の実施について、サインカー、パトカー、白バイ、広報車等による現場広報を行うとともに、運転者のとるべき措置について広報を行う。

第5章 緊急輸送

緊急輸送車両等を確保するとともに、緊急道路障害物除去道路を選定し、迅速な緊急輸送を実施する。

主な機関の応急・復旧活動

機関名	発災	24時間		72時間	
	初動態勢確立期	即時対応期			復旧対応期
警察署、防災機関 環境安全部、まちづくり推進部 防災・危機管理課		○緊急道路上の障害物除去			
		○輸送車両等の確保			

第1節 緊急輸送路ネットワークの整備（防災・危機管理課、まちづくり推進部、都）

災害応急対策活動において、救援物資、要員等の緊急輸送の果たす役割は、極めて重要である。

輸送は、情報の収集・伝達と並んであらゆる災害応急対策活動の基盤であり、緊急輸送路の確保、輸送手段の確保等と相まって、はじめて効率的で円滑な緊急輸送が可能となる。

本章においては、緊急輸送に必要な緊急輸送路ネットワークの整備について定める。

1 緊急輸送路ネットワーク

他府県と都内の要所を有機的に結ぶ主要道路と、緊急物資等の受入・積替・配分等を行う輸送拠点等を結んだ、緊急輸送路ネットワークを定める。なお、緊急輸送の実効性を担保するため、都の緊急輸送ネットワークとの整合を図る。

当区内 内堀通り、靖国通り（一部除く）、新宿通り、青山通り、桜田通り、晴海通り、白山通り等

2 輸送拠点

- (1) 広域輸送基地
他県等からの緊急物資等の受入、一時保管、地域内輸送拠点等への積替・配分等の拠点として、広域輸送基地を定める。（当区内なし）
- (2) 水上輸送基地
広域輸送基地を補完する拠点として東京港周辺の運河や低地の河川などにおいて水上輸送基地を定める。
当区内 新三崎橋防災船着場 新庁舎防災船着場（区本庁舎付近）
神田川和泉橋防災船着場

(3) 地域内輸送拠点

区市町村の地域における緊急物資等の受入、配分、被災地への輸送等の拠点として、地域内輸送拠点を定める。

集積スペースの確保や緊急輸送道路からの交通アクセス等を考慮し、千代田区立九段中等教育学校を輸送拠点として指定する。

(4) 輸送拠点代替地の選定

震災の状況により、あらかじめ予定した輸送拠点が確保できない場合は、可及的速やかに代替地を選定確保する必要がある。

このため、都において、都内の一定面積以上のオープン・スペースの実態調査を実施し、代替地となる地点を把握した。この活用方法については、あらかじめ区や関係機関等との間で調整しておくことにより、発災時における有効な利用を図るものとする。

3 ヘリコプターによる輸送の確保

(1) ヘリコプター災害時臨時離着陸場候補地の選定

災害時には、道路障害や交通混雑のため陸上輸送が困難となることも予想される都及び区は、ヘリコプターによる救援物資や人員の緊急空輸を考慮して、あらかじめ災害時臨時離着陸場候補地を選定し、関係機関と調整を図るものとする。

区があらかじめ定めたヘリコプター発着可能地点は次のとおりである。なお、この候補地は、自衛隊ヘリコプター緊急離発着陸可能地点（震災対策編 第2部第3章第3節）と同じである。

施設名	所在地	着陸展開面（広さ）（m）	管理者
北の丸公園第二駐車場	北の丸公園 2	—	環境省
北の丸公園第三駐車場	北の丸公園 1-1	100×40	環境省
皇居前広場	皇居外苑	300×50	環境省
外濠公園総合グラウンド	五番町先	100×90	千代田区
上智大学運動場	紀尾井町 5	150×40	上智大学
都立日比谷公園	日比谷公園 1	45×40	都建設局

- (注) 1 この表に掲げた施設等は、区、警視庁、東京消防庁及び陸上自衛隊が災害時における臨時離着陸場の候補地として選定したものである。
 2 今後継続的に調査を進め、使用可能なものについては、各施設管理者又は所有者の了解を得て、災害時に臨時離着陸場として指定し使用する。
 3 災害時に臨時離着陸場としての機能を十分に発揮するために、平常時から標示等を行い、付近住民等に対し周知徹底を図り、避難住民の侵入等のないよう安全の確保を図る。
 4 この表は、平成 27 年 1 月現在のものである。
 5 上記は自衛隊以外の各種救援物資等の輸送のためにも使用する。

(2) ヘリサインの設置

震災時に、ヘリコプターから施設名を視認できるヘリサインは、応援航空部隊の円滑な応急対策活動に重要な役割を果たすことから、ヘリサインの設置に向けた取組を推進する。なお、平成 26 年 9 月現在、四番町住宅及び神田一橋中学校にヘリサインを設置している。

第2節 緊急道路障害物除去等（防災・危機管理課、まちづくり推進部、環境安全部、警察署、第一建設事務所、首都高速、東京国道事務所、都）

災害発生時には、道路上の落下物、倒壊した電柱・家屋及び放置された自動車などの障害物が散乱し、また、道路の陥没や亀裂などにより、り災者の救援救護活動はもちろん、緊急物資の輸送に支障をきたすおそれがある。

このため、都は、災害時における輸送路を確保するため、緊急道路障害物除去路線を選定し、これらの道路上の障害物の除去や亀裂などの応急補修を他の道路に先がけて行うことになっている。

本節においては、これらの発災時の緊急道路障害物除去等について、必要な事項について定めた。

1 緊急道路障害物除去道路の選定

（緊急道路障害物除去路線図→資料編 資料第 30-1）

（千代田区緊急道路障害物除去路線調書→資料編 資料第 30-2）

(1) 都

災害時における救援救護活動に必要な緊急車両の走行帯の確保を図るため、他の道路に先がけて、道路上の障害物の除去や陥没、亀裂などの応急補修を行う道路を「緊急道路障害物除去路線」として選定した。

ア 選定基準

- (ア) 緊急交通路の路線
- (イ) 緊急輸送ネットワークの路線
- (ウ) 避難場所に接続する応急対策活動のための道路の路線
- (エ) 上記(ア)～(ウ)は原則として、幅員 15m 以上の道路の路線

イ 選定路線

上記選定基準に適合した道路を有機的に連絡させ、緊急道路障害物除去路線網を選定した。

(2) 区

都の緊急道路障害物除去路線は、前記のとおりで、いわゆる主要な幹線道路を中心に選定されている。区においても救援活動を円滑に行うためには、さらに、これらの道路と区内の備蓄倉庫や地区救援センター等を結ぶ輸送路の確保が必要である。関係機関と協議を重ね、国・都の緊急道路障害物除去作業を妨げないことを前提としつつ、当面下記により区緊急道路障害物除去道路を定める。

ア 選定基準

- (ア) 東京都が選定する緊急道路障害物除去路線とのネットワークを考慮する路線
- (イ) 地区救援センター、応急給水施設等と接続する路線
- (ウ) 原則として幅員 11m 以上で歩道のある路線

イ 選定路線

区は、アの基準を勘案し千代田緊急道路障害物除去道路を選定し、緊急道路障害物除去路線（緊急道路障害物除去路線図→資料編 資料第 30-1）を策定している。

ウ 実施態勢

区の建設工事に実績のある区内建設業者団体「千代田土木防災協会」と「災害時における道路応急対策業務に関する協定（平成21年3月19日締結）」を締結し、国・都と連携し道路障害物除去作業を実施する。

協定団体	団体名	千代田土木防災協会
	電 話	3 2 9 6 － 6 6 8 2
	住 所	東京都千代田区神田小川町3－20

2 道路障害物除去作業の内容

- (1) 落下物、倒壊物、放置された自動車等によって生じた路上障害物を除去し、救援活動のための車両の走行帯（原則として上下各1車線）を確保する。
- (2) 陥没、亀裂等の舗装破損は、自動車走行に支障のない程度に応急措置を行う。
- (3) 障害物の除去作業の緊密度及び手順により最優先に着手する路線を第一緊急道路障害物除去道路とする。

3 緊急道路障害物除去態勢

都の緊急道路障害物除去道路の障害物除去作業は、都、国及び首都高速道路（株）が路線別に分担を決めて実施することになっている。

(1) 機関別分担路線

区内の各機関別の分担路線は、次のとおりである。

区 分	路線数	延長（m）	主な路線名又は通称道路名
国 （国土交通省）	5	8,900	昭和通り（R4）、中央通り（R17）、永代通り（R1）、晴海通り（R1）、桜田通り（R1）、青山通り（R246）、新宿通り（R20）の各一部
都	14	22,740	靖国通り、本郷通り、目白通り、日比谷通り、蔵前橋通り、行幸通り、皇居前鍛冶橋線、錦町有楽町線、白山通り、晴海通り、内堀通り、清洲橋通り、中央通り、外堀通り、六本木通りの各一部
区	30	12,620	半蔵門駅通り、貝坂通り、プリンス通り、紀尾井町通り、日本テレビ通り、東郷通り、番町学園通り、大妻通り、早稲田通り、代官町通り、専大通り、水道橋西通り、雉子橋通り、神田警察通り、神田平成通り、神田金物通り、錦華通り、かえで通り、明大通り、千代田通り、清洲橋通り、神田明神通り、その他道路の各一部
首都高速	5	10,100	[首都高速道路]都心環状線、1号上野線、4号新宿線、5号池袋線、八重洲線
計	54	54,360	

(2) 作業分担

各実施機関は、道路障害物除去作業にあたっては連絡を密にし、迅速に実施するとともに、被害の状況に応じて優先順位を定め、作業の効率化を図るものとする。

なお、被害の規模、状況によって各関係機関と連携し道路障害物除去にあたるが、状況により自衛隊に支援を要請する。

4 道路障害物の除去

道路上の破損、倒壊等障害物の除去を行い、緊急車両の通行に要する上下各1車線の確保に努める。

なお、道路管理者は、状況（障害物）調査し、都に報告するとともに、他の道路管理者と密接な連絡をとり、協力して障害物の除去を行う。そのため、発災時の協力態勢について、あらかじめ定めておく必要がある。

機 関 名	内 容
千 代 田 区	道路上の破損、損壊等による障害物の状況を調査し、速やかに都（建設局）に報告するとともに、所管する道路上の障害物を除去する。また、各関係機関と相互に密接な連携をとり協力する。特に緊急道路障害物除去道路は優先して実施する。
丸の内警察署 麹町警察署 神田警察署 万世橋警察署	緊急交通路等の確保のため、放置車両対策班を編成し、放置車両の排除にあたるほか、道路管理者及び関係防災機関に協力し、道路上の障害物の除去にあたる。
第一建設 事務所	障害物の状況報告に基づき総合的除去対策をたて、必要な指導、調整を行うとともに所管の路上障害物を除去する。
首都高速	残置車両や道路上の障害物の状況を調査し、関係機関等とも協力の上、所管する道路上の障害物等の除去を実施する。

5 河川障害物の除去

河川機能を確保するため、河川における障害物を除去しゅんせつする。

機 関 名	対 策
第一建設 事務所	管理河川における障害物を除去しゅんせつする。

第3節 輸送車両等の確保（全部局、その他防災機関）

災害応急対策実施に必要な人員及び物資の輸送は、災害対策活動の基幹となるものであるから、平常時から調達計画を立て、車両舟艇等を迅速かつ円滑に確保し、運行しなければならない。

このため、本節においては、これらの輸送活動の確保に必要な輸送車両等の調達、配分、緊急通行車両の確認について定める。

1 輸送車両の調達、配車

(1) 調達計画

ア 調達要領

(ア) 区においては、都の調達計画と競合しないように、調達先及び調達予定数を定めなければならない。

(イ) 災害時において、区による車両の調達が困難又は調達不能となった場合は、都財務局（都本部長室）に連絡し、調達のあっせんを依頼する。

イ 調達

災害対策活動に際し、各班が必要とする車両は、輸送班において調達する。

（「第1表、災害応急対策従事車両一覧」参照）

貨物自動車について、各班の不足分については、環境安全部防災・危機管理課において協定を締結した、東京都トラック協会千代田支部から調達する。

（「第2表、協定による貨物自動車供給先一覧表」参照）

協定先 千代田区内神田 1-12-3

神トラビル 2F

東京都トラック協会 千代田支部（3518）8006

(2) 配車計画

ア 配車基準

災害対策活動に必要な車両は、環境安全部防災・危機管理課が示した基準に基づき、輸送班において緊急計画をたて、必要な輸送力の確保に努める。

イ 配車方法

配車は輸送班が行う。ただし、東京都千代田区庁有自動車管理規則（昭和40年規則第26号）第5条第1項で管理責任者の定められている車両（以下「部管理車両」という。）の配車は、当該各部の管理責任者が定めた者が行う。

ウ 配車手続

(ア) 部管理車両を保有しない場合、又は部管理車両をあてても必要な車両が確保できない場合は、輸送班に配車を請求することができる。

(イ) 配車を請求する場合は、車両の用途、車種、乗車人員、積載重量、台数、引渡日時及び場所、その他必要な事項を明示するものとする。

(ウ) 輸送班は、前項の請求に基づき、車両確保の状況を考慮したうえ、必要と認めたものについて配車する。

エ 車両の待機

災害発生のおそれがあるとき、政策経営部施設経営課長又は部管理車両の管理責任者はその状況に応じ、車両を待機させるものとする。

災害対策本部が設置され、各班において待機車両を必要とするときは、輸送班に報告し、当該班用として待機させることができる。

オ 使用料金

調達車両の使用料金は、環境安全部防災・危機管理課において協定を締結した金額の範囲内の額とする。

(3) 救助物資等の輸送

災害発生直後は、交通渋滞や障害物の影響で車両が利用できないことが想定されるため、台車の活用・避難者の協力を見込んだ物資の輸送方法を確立する。

第1表 災害応急対策従事車両一覧

(平成27年1月現在)

区分	番号	車両形状 車名 登録番号	災害応急対策活動車 両 (桃色)	生活関連物資輸送等 車両 (白色)
			災害時車両用途	災害時車両用途
政策経営部施設経営課	1	乗用車 トヨタ・クラウンHV 品川 375 ほ 1001	災害対策本部長車	
〃	2	乗用車 トヨタ・クラウンHV 品川 341 て 1002	災害対策本部車	
〃	3	乗用車 トヨタ・エスティマHV 品川 300 ほ 8341	災害対策副本部長車	
〃	4	乗用車 トヨタ・エスティマHV 品川 341 て 1005	道路障害物除去作業等	
〃	5	乗用車 トヨタ・エスティマHY 品川 342 ゆ 1006	広報活動 (内部スピーカー付き)	
環境安全部防災・危機管理課	6	ワゴン トヨタ・ハイエース 品川 400 て 2047	救命・救助活動 (災害時要援護者等 後方機関搬送)	
〃	7	ワゴン ミツビシ・パジェロ 品川 800 せ 6234	災害応急対策活動 (外部スピーカー・ ウインチ・牽引フック付)	
区民生活部 文化スポーツ課	8	ワゴン トヨタ・ハイエース 品川 400 て 1594	救命・救助活動 (災害時要援護者等 後方機関搬送)	
保健福祉部 千代田保健所	9	ワゴン トヨタ・ノア 品川 501 ち 7277	医療救護班・物資輸送 (傷病者等後方医療 機関搬送)	
〃	10	ミニキャブ 三菱・ミーブ 品川 480 く 1507	医療救護班・物資輸送 (傷病者等後方医療 機関搬送)	
まちづくり推進部 道路公園課	11	バン ダイハツ・ハイゼット 品川 41 き 1500	道路障害物除去作業等	
〃	12	バン ダイハツ・ハイゼット 品川 41 き 1501	道路障害物除去作業等	
まちづくり推進部 土木事務所	13	ワゴン スバル・サンバー 品川 40 る 7043	道路障害物除去作業等	

震災対策編 第2部 震災応急・復旧対策計画
第5章 緊急輸送

区分	番号	車両形状 車名 登録番号	災害応急対策活動車 両 (桃色)	生活関連物資輸送等 車両 (白色)
			災害時車両用途	災害時車両用途
〃	14	キャブオーバ ダイハツ・ハイゼット 品川 480 え 7673	道路障害物除去作業 等	
〃	15	バン スバル 品川 41 あ 7410	道路障害物除去作業 等	
環境安全部 千代田清掃事務所	16	バン トヨタ 品川 400 つ 8580	災害応急対策活動	
〃	17	バン トヨタ 品川 400 つ 8581	災害応急対策活動	
〃	18	バン トヨタ 品川 400 の 6958	災害応急対策活動	
〃	19	バン ニッサン 品川 400 せ 1292	災害応急対策活動	
〃	20	キャブオーバ ダイハツ 品川 480 あ 3864	災害応急対策活動	
〃	21	キャブオーバ ダイハツ 品川 480 い 7421	災害応急対策活動	
〃	22	塵芥車 日野 品川 800 せ 4573	災害応急対策活動	
〃	23	塵芥車 日野 品川 800 せ 4713	災害応急対策活動	
〃	24	塵芥車 日野 品川 800 せ 5860	災害応急対策活動	
〃	25	塵芥車 日野 品川 800 せ 5565	災害対策応急活動	
〃	26	平ボ 日野 品川 400 は 4012	災害対策応急活動	
〃	27	塵芥車 日野 品川 800 せ 2088	災害対策応急活動	
〃	28	キャブオーバ ダイハツ 品川 480 え 7890	災害応急対策活動	

震災対策編 第2部 震災応急・復旧対策計画
第5章 緊急輸送

区分	番号	車両形状 車名 登録番号	災害応急対策活動車 両 (桃色)	生活関連物資輸送等 車両 (白色)
			災害時車両用途	災害時車両用途
〃	29	キャブオーバ ダイハツ 品川 480 か 284	災害応急対策活動	
〃	30	キャブオーバ ダイハツ 品川 480 き 1117	災害応急対策活動	
〃	31	キャブオーバ ダイハツ 品川 480 き 1118	災害応急対策活動	
〃	32	軽ダンプ車 ダイハツ 品川 480 え 774	災害応急対策活動	

協定による貨物自動車供給先一覧表

平成27年1月1日現在（千代田運送事業協同組合所属）

	会社名	住所又は車庫地	電話番号	台数（台）
1	共立運輸（株）	文京区小石川 5-20-7	5842-6831	2
2	（有）木村運送店	千代田区九段北 1-7-11	3261-3449	1
3	（有）矢嶋運送店	〃 三崎町 2-19-4	3261-5645	1
4	（株）軽便社運送店	文京区水道 2-17-10	3817-0801	1
5	小幡梱包運輸（株）	江東区千石 1-10-5	3699-6480	2
6	（有）淡路運送	千代田区神田淡路町 1-7	3251-6335	2
7	（有）篠崎運送店	〃 神田神保町 2-5-1	3261-1391	1
8	（有）荒畑運送店	〃 神田神保町 1-42	3294-5846	1
計				11

2 緊急通行車両の確認

警戒宣言発令時及び災害時においては、地震応急措置及び災害応急対策の実施に従事する車両として確認された「緊急通行車両」以外の一般車両については、交通規制（震災対策編 第2部第4章第5節）の対象となる。

このため、地震防災応急対策及び災害応急対策を円滑に実施するには、災害発生とともに、輸送車両等必要な車両について、速やかに緊急通行車両としての確認手続を行うことが要請される。

以下確認手続に必要な事項を定める。

（1）緊急通行車両の調達

災害時における食料や救援資器材の輸送、負傷者や災害活動要員等の搬送に必要な緊急通行車両については、区が所有する全車両をあてるほか、必要によっては、雇上げ車両を確保する。

（2）確認対象車両

ア 緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けている車両、又は次のいずれかに該当する車両であること。

（ア）警戒宣言発令時の地震予知情報の伝達、災害発生の警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に使用されるもの

（イ）消防、水防、その他応急措置に使用されるもの

（ロ）応急の救護を要すると認められるものの救護、被災者の救援、救助、その他の保護に使用されるもの

（ハ）災害を受けた児童、及び生徒の応急教育に使用されるもの

（ニ）施設及び設備の応急復旧に使用されるもの

（ホ）清掃及び防疫、その他保健衛生に使用されるもの

（ヘ）犯罪の予防、交通規制、その他被災地における社会秩序の維持に使用されるもの

（コ）緊急輸送の確保に使用されるもの

（ク）警戒宣言発令時、地震災害が発生した場合における食料、医療品その他物資の確保、清掃、防疫その他保健衛生に関する措置を実施するため必要な体制の整備に使用されるもの

- (ロ) その他災害の発生の防御又は拡大の防止並びに軽減を図るための措置に使用されるもの
 - イ 指定行政機関等との契約により常時指定行政機関等の活動専用を使用し、又は警戒宣言発令時並びに災害発生時、関係の他機関・団体等から調達する車両であること。
- (3) 緊急車両の確認
- 災害発生時における緊急車両の確認事務は、警視庁が行う。
- ア 事前の確認（事前届出制度）
警視庁交通部長（車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署経由）
 - イ 災害現場での確認
 - (イ) 交通部長又は警察署長
 - (ロ) 警備活動に従事する方面本部長
 - ウ 確認代行者
区内警察署における確認事務は、必要により各警察署交通係長が代行するものとする。
 - エ 確認申請の手続
車両の申請手続は政策経営部施設経営課が行うものとし、事前届出の申請をするときは、緊急通行車両等事前届出書（様式1）を使用し、災害時に申請するときは緊急通行車両等確認申請書（様式2）に輸送目的、経路、その他所定の事項を記載のうえ申請する。緊急通行車両としての確認を受けたときは、災害対策基本法施行規則に定める緊急通行車両等確認証明書（様式3）及び標章（様式4）の交付を受けるものとする。
なお、緊急やむを得ない場合においては、口頭による申請により交付を受けることができる。
 - オ 証明書及び標章の携行
緊急通行車両の確認を受けた車両を運行するときは、緊急通行車両等確認証明書と標章を携行しなければならない。

震災対策編 第2部 震災応急・復旧対策計画
第5章 緊急輸送

様式 1

地震防災 応急対策用 災害 緊急通行車両等事前届出書 平成 年 月 日 東京都公安委員会殿 申請者住所 (電話) 氏名 印		地震防災 第 号 応急対策用 災害 緊急通行車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する。 平成 年 月 日 東京都公安委員会 印	
番号標に表示されて いる番号		(注) 1 警戒宣言発令時又は災害発生時にはこの届出済証を最寄りの警視庁本部、警察署、交通検問所等に提出して、所要の手続きを受けて下さい。 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会（警察署経由）に届け出て再交付を受けて下さい。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還して下さい。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき (2) 緊急通行車両等が廃車になったとき (3) その他緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき	
車両の用途（緊急輸 送を行う車両にあっ ては、輸送人員又は 品名）			
使用者	住所		() 局 番
	氏名		
出発地			
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う事務又は業務の内容を証明する書類を添付のうえ、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出して下さい。			

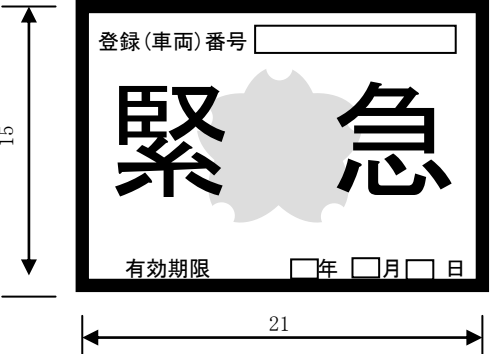
様式 2

地震防災 応急対策用 災害 緊急通行車両等確認申請書 年 月 日 東京都公安委員会殿 申請者住所 (電話) 氏名 印		
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
使用者	住所	() 局 番
	氏名	
通行日時		
通行経路	出発地	目的地
備考		
(備考) 用紙は、日本工業規格 A5 とする		

様式 3

第 号 年 月 日 緊急通行車両等確認証明書 東京都公安委員会 印		
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
使用者	住所	() 局 番
	氏名	
通行日時		
通行経路	出発地	目的地
備考		
(備考) 用紙は、日本工業規格 A5 とする		

様式 4



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」、「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

第6章 救助・救急活動

迅速な救助・救急活動を実施し、応援が必要な場合には自衛隊、広域緊急援助隊(警察)、緊急消防援助隊(消防)などに要請する。

主な機関の応急・復旧活動

全県機関対応態 復旧活動					
機関名	発災	24時間		72時間	
	初動態勢確立期	即時対応期			復旧対応期
消防署、警察署、防災・危機管理課	○救助・救急活動の実施				

第1節 消防署・警察署の活動態勢（警察署、消防署）

消防署、警察署は、それぞれの救助・救急活動、警備活動方針によるほか、区・保健福祉部、地区医師会、病院等の医療機関と密接な連携を図り、傷病者の救助救出活動から搬送業務等の活動態勢をとる。

機 関 名	対 応 措 置
東京消防庁 第一消防方面本部 丸の内消防署 麹町消防署 神田消防署	- 救助・救急活動は原則として特別救助隊、ポンプ隊、救急隊が連携し、救急資機(器)材を活用して組織的な人命救助・救急活動を行う。 - 救助・救急活動に必要な重機、救急資器材等に不足を生じた場合は、関係事業所との協定等に基づく迅速な調達を図り、実効性のある活動を行う。 - 救急活動にあたっては、医療救護所が開設されるまでの間、消防署の仮救護所を設置するとともに、救助・救急現場に現場救護所を設置し、医療関係機関、消防団員、災害時支援ボランティア等と連携し、救急資器材等を有効に活用して傷病者の救護にあたる。 - 傷病者の搬送は、救急救命士等のトリアージに基づき、緊急度の高い傷病者を最優先とし、救急車を活用して、医療機関へ迅速に搬送する。 - 警視庁、自衛隊、東京 DMAT、自主防災組織等と連携協力し、救助・救急の万全を期する。

機 関 名	対 応 措 置
丸の内警察署 麹町警察署 神田警察署 万世橋警察署	1 救出救助活動は、生存者の救出を最重点に部隊を投入し、緊急に救助活動を要する被災場所を優先的に選定して行う。 2 救出した負傷者は、速やかに医療救護所等に引継ぐ。 3 救出救助活動に当たっては、重機類等装備資器材等を有効に活用する。 4 救出救助活動を速やかに行うため、第一次交通規制及び第二次交通規制を実施する。 5 東京消防庁、自衛隊、防災市民組織等と連携協力し、救出救助に万全を期する。

第2節 区民・事業所等の活動態勢（防災・危機管理課）

千代田区災害対策基本条例における区独自の理念である「協助」に基づき、区民、昼間区民、事業所、帰宅困難者、大学等が一体となって協力し、救助・救急活動を行う（災害時要援護者の救助・救急活動を含む。）

以下は千代田区災害対策基本条例の抜粋

（千代田区災害対策基本条例→資料編 例規・協定集）

第9条 区民及び昼間区民は、協助の理念にのっとり、区長その他の行政機関が実施する災害対策事業（総合防災訓練、地区別防災訓練、帰宅困難者避難訓練、企業向け講演会等をいう。以下同じ。）に協力するとともに、災害時における負傷者の救護その他減災のための諸活動への参加及び災害からの復旧に努めなければならない。

第10条 事業者は、協助の理念にのっとり、区長その他の行政機関が実施する災害対策事業に協力するとともに、災害の予防及び減災並びに災害からの復旧に努めなければならない。

2 事業者は、地域に対する災害対策活動を実施するとともに、災害時における地域との連携協力並びに施設の提供に努めなければならない。

第12条 帰宅困難者は、協助の理念にのっとり、相互に助け合って帰宅に努めるとともに、災害による負傷者の救護その他減災のための諸活動に努めなければならない。

第13条 区民、昼間区民及び事業者並びに自主防災組織（以下「区民等」という。）は、協助の理念にのっとり、区と協力して、災害要援護者が災害時においても安全を確保できるよう援護しなければならない。

2 帰宅困難者は、協助の理念にのっとり、災害時における災害要援護者の援護に努めなければならない。

第15条 大学、短期大学、専修学校、各種学校その他これらに類する教育施設を区内に設置している者は、学生ボランティアの育成並びに災害時における地域との連携協力及び施設の提供に努めるものとする。

第7章 消防対策

地震火災の発生による被害を最小限にとどめるため、震災時における消防体制を確立する。

主な機関の応急・復旧活動

機関名		発災	24時間	72時間	
		初動態勢確立期	即時対応期		復旧対応期
消防署、消防団	防災・危機管理課	○消防活動の実施			

第1節 消防活動（防災・危機管理課、消防署）

消防署は発災時において、区民や事業所に出火防止と初期消火の徹底を期するよう、あらゆる手段を持って呼びかけを行う。

また、消防団を含めて、全署をあげて避難の安全確保と延焼の拡大防止に努めるなど、災害に即応した防御活動を展開して、大規模市街地火災から区民の生命、財産を守る。

1 震災警防本部等の運営

東京消防庁は、災害活動組織の総括として本庁に警防本部、消防方面本部に方面隊本部、消防署に署隊本部をそれぞれ常設し、常時、震災に即応できる体制を確保している。発災時にはこれら各本部機能を強力に発揮して、震災消防活動態勢を確立する。

2 配備動員態勢

(1) 震災配備態勢

ア 次のいずれかに該当する場合、直ちに震災配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を行う。

- ① 気象庁の発表で、東京都23区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度5弱の地震が発生したとき。
- ② 東京消防庁及び区市町村の地震計ネットワークによる震度のいずれかが震度5弱を示す地震が発生したとき。
- ③ ①の地域に地震が発生し、当該地震による被害状況により必要と認めたとき。

(2) 震災非常配備態勢

ア 次のいずれかに該当する場合、直ちに震災非常配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を行う。

- ① 気象庁の発表で、東京都23区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度5強以上の地震が発生したとき。
 - ② 東京消防庁及び区市町村の地震計ネットワークによる震度のいずれかが震度5強以上を示す地震が発生したとき。
 - ③ ①の地域に地震が発生し、必要と認めたとき。
- (3) 非常招集
- ア 震災配備態勢を発令したときは、招集計画に基づき、所要の人員は、直ちに所定の場所に参加する。
 - イ 震災非常配備態勢を発令したときは、全消防職員ならびに全消防団員が、招集計画に基づき、直ちに所定の場所に参加する。

3 震災消防活動

- (1) 活動方針
- ア 延焼火災が多発したときは、全消防力をあげて消火活動を行う。
 - イ 震災消防活動体制が確立したときは、消火活動と並行して救助・救急等の活動を行う。
 - ウ 延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主力に活動する。
- (2) 部隊の運用等
- ア 地震に伴う火災、救助、救急等の災害発生件数、規模等により所定の計画に基づき部隊運用及び現場活動を行う。
 - イ 地震被害予測システム及び延焼シミュレーション等を活用した震災消防活動支援システムによる効率的な部隊運用を図る。
- (3) 情報収集等
- ア 警防本部、方面本部、署隊本部は、所定の計画に基づき震災消防対策システムの結果、119番通報、高所見張情報、情報活動隊による情報、参集職(団)員情報等を活用し、積極的に災害情報収集を行う。
 - イ 緊急情報伝達システム、早期災害情報システムを活用し、円滑な情報伝達、管理を行う。
 - ウ 防災関係機関へ職員を派遣し、相互に知り得た災害の情報交換を行う。

4 消防団の活動

(消防団の現況→資料編 資料第15)

消防団は、地域に密着した消防機関として、分団受持区域内の住民に対して出火防止、初期消火、救出・救護等の指導を実施する一方、火災その他の災害に際しては、現有装備を活用した消防活動にあたる。

- (1) 出火防止広報
- 発災と同時に付近の住民に対して出火防止と初期消火の広報及び住民指導を行う。
- (2) 情報活動
- 災害の初期対応を行うとともに、参集時に被害状況や消防活動上必要な情報収集を行いデジタル式(MCA)無線機等又は早期災害情報システムを活用して消防団本部に伝達する。

(3) 消火活動

同時多発火災の拡大防止を図るため、消防隊との連携を強化するとともに、分団受持区域内の建物等の消火活動及び避難道路防護活動を消防団独自に、若しくは消防署隊と連携して行う。

(4) 消防署隊への応援

所轄消防署（所）の消防署隊応援要員として消火活動の応援をするとともに、道路障害の排除等の活動を行う。

(5) 救出・救護

救助器具を活用し、団員がリーダーとなり地域住民とともに救出活動、負傷者に対する応急救護措置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

(6) 避難場所の防護等

避難命令、避難勧告等が出された場合は、これを地域住民に伝達するとともに関係機関と連絡をとりながら、避難者の安全確保と避難場所の防護活動を行う。

第8章 医療救護等対策

応急医療救護体制を確立するとともに、医療情報の収集伝達、負傷者等の搬送及び後方医療体制等を整備し、迅速な医療救護等の支援対策を実施する。

主な機関の応急・復旧活動

機関名	発災	1時間	24時間	72時間
	初動態勢確立期	即時対応期		復旧対応期
医療救護活動拠点 (千代田保健所)		○都・防災関係機関・医師会等との連絡調整		
		○情報収集		
		○医師会等へ医療救護班編成依頼		
		○医薬品・医療資器材等の調達		
		○医薬品等の区内搬送		
		○重症患者の搬送及び収容		
		○日赤東京都支部等からの血液製剤の調達		
医師会 歯科医師会 薬剤師会		○医療救護班等の編成		
		○医療救護所の設置		
		○傷病者に対する応急処置		
		○災害拠点病院等への負傷者搬送の要否順位の決定		
		○医薬品等の在庫管理・服薬指導等		
		○死亡の確認		

第1節 応急医療救護体制（防災・危機管理課、地域保健担当、区内医師会、区内歯科医師会、区内薬剤師会）

災害によって、傷病者が多数発生したときには、医療救護、助産救護及び乳幼児救護（以下「医療救護」という）を実施し、被災者の迅速な救護を図る。本節では、医療救護班の編成及び活動、重症患者の搬送、医療資器材等、必要な事項について定める。

1 計画方針

区は、応急医療を行うため、医師会等に、医療救護班等の出動を要請し、被災負傷者の応急医療機関として、医療救護所を開設する。

被災直後（初動期）の救助救出に伴う医療救護活動については、必要に応じて東京DMATチームと活動を行う。

2 医療情報の収集伝達

区は、災害時に効果的な医療救護活動を行うため、医療救護活動拠点をたちあげ、正確な被害状況の把握と医療機関等との情報連絡体制を確立する。

(1) 医療機関の被害情報の収集

区は、千代田区災害医療コーディネーター、地区医師会等の関係機関と連携して、区内の人的被害、医療機関等の被害状況や活動状況等について把握し、区中央部医療圏の地域災害医療コーディネーターに報告する。また、広域災害救急医療情報システム（EMIS）を活用して、情報収集を行う。

(2) 区民への情報提供

区は、医療救護所等の開設状況、医療機関等の診療状況を区ホームページ、区主要施設に掲示するほか、被災者を対象に健康相談窓口を設置する。

【医療救護所等】

名 称	説 明
医 療 救 護 所	区が、千代田区地域防災計画に基づいて、医療救護活動を実施する場所。
医療救護活動拠点	区が、急性期以降に、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関して調整・情報交換する場所。

3 医療救護の派遣要請

区は、災害状況に応じ医療救護の必要を認めた場合は、直ちに医療救護活動拠点を開設し、医師会長等に医療救護班等の派遣を要請する。医療救護班等は、医療救護所等を開設し、医療救護にあたる。

医師会等に医療救護班等の派遣を要請してもなお、区内の医療救護活動が十分でないと認められるときは、区は、東京都地域災害医療コーディネーター、都に対し応援を求めるほか、近隣の区市町村に救援を求める。

4 医療救護班、歯科医療救護班及び薬剤師班の編成

(1) 編成

一般避難所の医療救護所等（8か所）に派遣予定の医療救護班及び医療救護所薬剤師班は、発災から24時間以内に編成する。

また、福祉避難所（4か所）については、開設され次第編成する。

(2) 班数

- ア 千代田区医師会 一般避難所 4班、福祉避難所 1班
- イ 神田医師会 一般避難所 4班、福祉避難所 3班
- ウ 三歯科医師会 歯科医療救護班 1班、身元確認班 1班
- エ 千代田区薬剤師会
 - 災害薬事センター班 1班、医療救護所薬剤師班 8班、
 - 福祉避難所薬剤師班 4班

(3) 班の構成

- ア 医療救護班 医師1名、看護師1名、事務2名 計4名
- イ 歯科医療救護班 歯科医師3名 計3名

ウ 薬剤師班(幹事制) 災害薬事センター班2名、
医療救護所薬剤師班9名、福祉避難所薬剤師班4名 計15名

5 医療救護班の活動

区は、千代田区災害医療コーディネーターの助言を受け、区内の医療救護活動等を統括・調整を行う。区は、医師会等に、医療救護等の派遣要請を行い、各災害医療救護計画により医療救護活動を実施する。

医療救護班	歯科医療救護班	薬剤師班
ア 傷病者に対する応急処置 イ 災害拠点病院等への転送の要否、及び転送順位の決定 ウ 輸送困難な患者、軽症患者等に対する医療 エ 助産要救護者の搬送 オ 死亡の確認 なお、以上のほか、状況に応じて遺体の検案に協力する。	ア 傷病者に対する応急処置 イ 災害拠点病院等への転送の要否、及び転送順位の決定 ウ 千代田保健所、麹町中学校にて、避難者に対する応急歯科治療処置等 エ 医療救護所等、避難所等への口腔衛生指導及び歯科相談 なお、身元確認は、身元確認班が行う。	ア 傷病者等に対する調剤、服薬指導 イ 医療救護所等及び災害薬事センター(旧称:医薬品ストックセンター)における医薬品の仕分け、管理 ウ 一般用医薬品を活用した被災者の健康管理支援

医療救護班を出動させる時間がないなどやむを得ない事情があるとき、又は、散発的な患者発生で医療救護班の出動が不要なときは、地区医師会長の指示した病院及び診療所並びに地区歯科医師会長の指定した歯科診療所においても医療救護活動を実施することができるものとする。

6 医療救護所の設置

番号	設置場所	救護対象地域	担当救護班
1	千代田保健所	区内全域	千代田区医師会、三歯科医師会、千代田区薬剤師会
2	麹町中学校	麹町出張所管内	千代田区医師会、千代田区薬剤師会
3	麹町小学校	麹町出張所管内	〃、〃
4	いきいきプラザ一番町※	麹町出張所管内	〃、〃
5	富士見みらい館	富士見出張所管内	〃、〃
6	高齢者センター※	神保町出張所管内	神田医師会、千代田区薬剤師会
7	障害者福祉センターえみふる※	神保町出張所管内	〃、〃
8	お茶の水小学校	神保町・神田公園出張所管内	〃、〃
9	神田さくら館	神田公園出張所管内	〃、〃
10	昌平童夢館	万世橋出張所管内	〃、〃
11	ちよだパークサイドプラザ	和泉橋出張所管内	〃、〃
12	岩本町ほほえみプラザ※	和泉橋出張所管内	〃、〃

※印は、福祉避難所が開設された場合に設置する

7 地区医師会、歯科医師会、薬剤師会の救護活動

- (1) 地区医師会は「災害時の医療救護活動についての協定書」に基づき、区からの要請があった場合、または医師会独自の判断により、速やかに医療救護班を編成し、救護活動を開始する。
- (2) 地区歯科医師会は「災害時の歯科医療救護活動についての協定書」に基づき、区からの要請があった場合、または歯科医師会独自の判断により、速やかに歯科医療救護班を編成し、救護活動を開始する。
- (3) 千代田区薬剤師会は「災害時における応急医薬品等の優先供給及び医療救護活動に関する協定書」に基づき、区からの要請があった場合、または薬剤師会独自の判断により、速やかに薬剤師班を編成し、救護活動を開始する。
(協定書・災害救護計画→資料編 資料第31-1,2,3)

8 医療資器材等の調達

- (1) 医療及び助産救護活動に必要な資器材は、区で現有する資材、医薬品等を優先的に使用するものとする。
- (2) 資材、医薬品等が不足したときは、地区薬剤師会の協力を得て調達するものとする。
- (3) 区は、資材、医薬品等が不足するときは、東京都に対し、補給を要請するものとする。その際、受入れ場所として保健所に災害薬事センター（旧称：医薬品ストックセンター）を設置し、地区薬剤師会による災害薬事センター班が医薬品の仕分け・管理等を行う。あわせて、医薬品等の卸売販売業者から調達をする。医療救護所、避難所で必要になる医薬品は災害薬事センター（旧称：医薬品ストックセンター）に要請し、災害薬事センター（旧称：医薬品ストックセンター）がとりまとめて卸売販売業者へ発注する。
- (4) 区が設置する医療救護所等で使用する医薬品・医療資器材の搬送は、区庁有車及び雇上げ車両を利用して行う。なお、都が供給する医薬品・医療資器材の搬送は、都が行う。また、卸売販売業者は災害薬事センター（旧称：医薬品ストックセンター）へ納品する。医療救護所等及び避難所で使用する分は、災害薬事センター（旧称：医薬品ストックセンター）へ納品し、薬剤師班が避難所の住民（患者）へ服薬指導をしたうえで、配布する。
(医薬品等配備一覧表→資料編 資料第26)

9 重症患者等の搬送及び収容

医療救護所、避難所等において、重症者等病院での治療が必要な傷病者があった場合は、区は災害拠点病院等にその受け入れを要請し、搬送する。区内の災害拠点病院等は下表のとおりである。

(1) 災害拠点病院等 (平成27年1月1日現在)

ア 災害拠点病院

名 称	所 在 地	電 話
日本大学病院	千代田区神田駿河台1-6	(3293)1711
三井記念病院	千代田区神田和泉町1	(3862)9111

震災対策編 第2部 震災応急・復旧対策計画
第8章 医療救護等対策

イ 災害拠点連携病院

名 称	所 在 地	電 話
東京通信病院	千代田区富士見2-14-23	(5214) 7111
三楽病院	千代田区神田駿河台2-5	(3292) 3981

ウ 災害医療支援病院

名 称	所 在 地	電 話
杏雲堂病院	千代田区神田駿河台1-8	(3292) 2051
日本大学歯学部付属歯科病院	千代田区神田駿河台1-8-13	(3219) 8080
井上眼科病院	千代田区神田駿河台4-3	(3295) 0911
神尾記念病院	千代田区神田淡路町2-25	(3253) 3351
東京歯科大学水道橋病院	千代田区三崎町2-9-18	(3262) 3421
浜田病院（産）	千代田区神田駿河台2-5	(5280) 1166
明和病院（透）	千代田区神田須田町1-18	(3251) 0263
九段坂病院	千代田区九段南2-1-39	(3262) 9191
半蔵門病院（透）	千代田区麴町1-10	(3239) 3355
日本歯科大学附属病院	千代田区富士見2-3-16	(3261) 5511

＊災害拠点病院等については、震災対策編 第1部第5章第5節1参照

(2) 搬送体制

原則として、被災現場から救護所までは、区がボランティア等と協力して対処し、救護所から災害拠点病院等までは区及び都で対処する。

(3) 搬送の方法

区は、重症患者の災害拠点病院等への搬送を原則として次の方法により行う。

ア 消防機関に配車、搬送を要請する。

イ 区庁有車、雇上げ車両を利用して搬送する。

ウ 区職員及び消防機関職員により担架で搬送する。

必要に応じ状況を踏まえ、都福祉保健局へも搬送を要請する。

第2節 保健活動（地域保健担当）

応急・復旧活動

機関名	発災	24時間		72時間	
	初動態勢確立期	即時対応期			復旧対応期
医療救護活動拠点 （千代田保健所）		○班編成			
			○被災者の健康相談		
			○食生活支援等		

1 計画方針

避難所等における健康の維持、管理・増進及び食生活支援に関わる保健衛生対策を迅速かつ円滑に行う。

2 活動方針

大規模災害発生時には、長期にわたる避難所や被災した家屋での生活、平常時とは異なる食事、あるいは被災のショック等が、心身の健康にさまざまな影響を及ぼす。このため、心身の健康障害の発生防止や在宅療養者の症状悪化等を防ぐための対策が必要である。

本節では、保健師等による保健活動、管理栄養士による食生活支援、歯科衛生士による口腔保健活動、こころのケア等に関する主要な施策について定める。

3 保健・食生活支援活動

（1）保健班の編成

避難住民の心身の健康を確保するため、保健師、管理栄養士、歯科衛生士から成る保健班を編成し、避難所等に派遣し巡回健康相談等を行う。

（2）保健班の活動内容

保健班の活動内容は、次のとおりとする。

- ア 避難住民の健康状態等の把握
- イ 避難所や地域における健康相談
- ウ 避難所や地域における健康調査の実施
- エ 結核その他感染症の把握とまん延防止
- オ 糖尿病や高血圧等慢性疾患患者の悪化防止
- カ 精神障害者、認知症者、アルコール依存者等への対応
- キ 心のケアが必要な人の把握
- ク 地域での健康管理が必要な人の把握

- * ひとり暮らし高齢者・要介護者・障害者・腎透析患者・在宅難病療養者・妊産婦・乳幼児・外国人等、災害時要援護者の救出・救護等の支援対策は、震災対策編 第2部第10章 災害時要援護者対策・災害時の対策 第1節 災害時における対策に記載

(3) 食生活への支援

管理栄養士を保健班の一員として避難所等に派遣し、食生活支援・巡回栄養相談等を行う。

(4) 管理栄養士の活動内容

ア 避難住民の備蓄食料・食事提供状況の把握

イ 食事に配慮が必要な方の把握（乳幼児・食物アレルギー者・嚥下困難者・慢性疾患患者）

ウ 特殊食品調整・指示

エ 炊き出し方法確認（ボランティア炊き出し・弁当提供・自衛隊炊き出し）

オ 献立の提供

カ 支援物資の調整

キ 栄養相談・食事相談

(5) 口腔ケアの支援

歯科衛生士を保健班の一員として避難所等に派遣し、歯科保健活動を行う。

(6) 歯科衛生士の活動内容

歯科衛生士の活動内容は、次のとおりとする。

ア 避難住民の口腔保健状態等の把握

イ 避難所や地域における歯科保健相談

ウ 避難所や地域における口腔保健調査の実施

エ 誤嚥性肺炎の把握と予防・悪化防止

オ 歯科医療救護班との連携

(7) 東京都への保健班の派遣要請及び受け入れ調整

区の保健班のみでは対応で出来ない場合は、東京都に保健班の派遣を要請する。また、応援保健班が円滑な活動を実施できるよう、活動場所・活動事項等を定め、受け入れ体制を整える。

各班の編成	平日昼間	夜間	休日
保健班	事業を中止し、随時保健所に集合し、保健師、管理栄養士、歯科衛生士で保健班を編成する。	保健所に参集し、保健班を編成する。	

4 こころのケア

(1) 相談窓口の設置

ア 必要に応じて相談窓口を設置する。

イ 精神科診療所の外来実施状況について、状況の把握・提供ができるよう努める。

(2) 東京都との連携

必要に応じて、東京都に巡回精神相談チームの派遣を要請する。

第3節 防疫及び生活衛生（地域保健担当）

主な機関の応急・復旧活動

機関名	発災	24時間	72時間
	初動態勢確立期	即時対応期	復旧対応期
医療救護活動拠点 （千代田保健所）		○汚染地域等での消毒活動	
		○被災施設等の調査・指導	
		○感染症予防のための広報	

1 計画方針

災害時において感染症の発生を未然に防止するため、防疫活動を実施する。

そのため、区は、災害地における飲食に起因する危害発生の防止及び衛生的環境の確保に努め、区民生活の安定を図る。また、感染症患者を早期に発見するため、情報収集に努め、発生を感知した場合は速やかに防疫措置及び患者移送指示等を行い感染症のまん延防止を図る。

2 活動方針

災害の種類及び程度に応じ、区において環境衛生班、食品衛生班、防疫班を編成し防疫活動を行うものとする。

必要と認められる場合は、東京都に対し、防疫班及び消毒班(注)の出動を要請するとともに地区医師会の協力を要請するものとする。

(注) 感染症が発生し、区の資器材では対応が困難であって、関係機関との連絡調整の必要なとき。

3 防疫活動

(1) 初動調査活動（環境衛生班、食品衛生班）

災害の種類、程度等を的確に判断し、被害に応じた防疫活動を行う。

ア 避難所、被災家屋、その他における不潔場所の消毒を行うとともに、被災住民に薬剤を配布し自主的に消毒を行うよう指導する。

イ 水道水については、受水槽等の給水施設の破損等による汚染の事実があれば使用禁止を指示のうえ、適切な指導を行う。井戸水については飲用を禁止する。

ウ 衛生害虫の発生状況を監視し、状況判断のうえ必要に応じて殺虫剤の散布を行うとともに、被災住民に対し殺虫剤を配布して、自主的に散布するよう指導する。

エ 都は、区が行う避難所、救護所での消毒活動を支援するとともに、必要に応じて、他都市の消毒班の出動を要請し、その連絡調整を行う。

各班の編成	平日昼間	夜間・休日
環境衛生班 食品衛生班	避難所開設状況や、避難者の情報収集	参集した職員が、避難所開設状況や、避難者の情報収集
防疫班	避難所開設状況や、避難者の情報収集	参集した職員が、避難所開設状況や、避難者の情報収集

(2) 衛生指導活動（環境衛生班、食品衛生班）

- ア 救護食品、炊出し等の監視指導
- イ 飲料水の安全管理及び簡易検査
- ウ 動物の保護・管理
- エ その他飲食に起因する危害発生の防止

(3) 感染症発生時の活動（防疫班）

災害により感染症が発生したとき、又は発生のおそれがあるとき、保健所長は防疫班編成を指揮し、次の防疫活動を行う。

- ア 健康調査及び健康相談
- イ 避難所の防疫指導、感染症発生状況の把握
- ウ 感染症予防のための広報及び健康相談
- エ 患者の移送指示

なお、避難所において感染症患者が発生した場合、必要に応じて患者を指定された場所へ搬送し、避難所の消毒を行う。また、都は、インフルエンザや麻しんなどの流行状況を踏まえ、市町村に対し予防接種に関する指導を行う。

(4) 環境衛生班、食品衛生班、防疫班の使用する器材及び薬品

- ア 区が所有する防疫器材は下表のとおりである。

(平成27年1月現在)

種 類	台 数
エンジンスプレー	1
肩掛噴霧器(電動)	5
次亜塩素酸ソーダ	(500ml) 384本
ミサイル乳剤	(100ml) 30本
手指消毒剤	(1000ml) 379本
不織布マスク	64,000枚

- イ 区は、防疫用資器材の備蓄及び調達・配布計画を策定する。

- ウ 区が実施する初期防疫活動において、防疫用資器材が不足したときは、都福祉保健局より調達する。

- エ 次亜塩素酸ソーダ等の消毒薬及び殺虫剤は区の備蓄分から使用し、不足した場合は、地区薬剤師会等の協力を得て必要量を購入する。

- オ 消毒薬及び殺虫剤の使用基準

災害の状況に応じ使用薬剤を選定し、使用又は配布する。

(5) 防疫活動の班編成

災害時において、防疫活動を行うため衛生班、防疫班を次のとおり編成する。

環境衛生班（環境衛生監視員2、事務2 計4名）

食品衛生班（食品衛生監視員2、医務薬事監視員1、事務1 計4名）

防疫班（保健師2、事務2 計4名）

第4節 動物愛護（地域保健担当）

災害時には、被災により負傷又は放浪する犬猫等の動物が多数生じると同時に、避難所にも飼い主とともに多くの動物が避難してくることが予想される。

(1) 被災地域における動物の保護

都は、区、都獣医師会等関係機関、動物愛護ボランティア等と協力し、被災により負傷又は放浪している飼い主不明の動物の保護を行う。

(2) 避難所における動物の取扱い

ア 区は、都と協力して、次の項目について実施する。

(ア) 都は、区域内の被害状況、区内避難所での動物飼育状況などを把握する。

(イ) 飼い主とともに避難した動物の飼育について適正飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

イ 区は、公益社団法人東京都獣医師会等防災関係機関や動物愛護ボランティア等と協力して、次の項目について検討する。

(ア) 動物救護所の設置

(イ) 飼い主不明の動物の飼い主探し

(ウ) 避難所等で死亡した動物の処置

(エ) 都及び獣医師会より必要な情報提供を得ながら、協力の要請を行うこと

(3) 公益財団法人東京都獣医師会との協定

区（千代田保健所）は、災害時における区の動物救護活動に対する協力体制を確保するため、平成24年4月に、公益財団法人東京都獣医師会と「災害時における動物救護活動に関する協定」を締結した。

（災害時における動物救護活動に関する協定書→資料編 例規・協定集）

(4) 避難所におけるペット取扱い指針

区（千代田保健所）は、平成19年3月に「ペットと幸せに暮らす」（人と動物の共生ガイドブック）を発行し、この中で、ペットとの同行避難等、災害時の基本指針を示した。

区はこれらを基本として、避難所におけるペット取扱い指針を定めた「避難所での適正飼養ルール」を作成した。（避難所での適正飼育ルール→資料編 資料第32）

(5) 平素からの普及啓発

区は、以下の事項について、平素からチラシの配布やホームページを通じて普及啓発に努める。

ア ペットと暮らす人が平常時にすべきこと

(ア) 社会化やしつけをきちんとしておく。

(イ) ワクチン接種、去勢・不妊手術など、健康管理をしっかりとる。

(ウ) 個体識別を明確にしておく（犬の登録や鑑札、マイクロチップ、登録制度のない猫については迷子札など）。

(エ) ペット用非常時持ち出し袋に最低3日分のペットフード、ペットシート、及び必要な医薬品などをそろえておく。また、移動に必要な、ペットを入れるケージや首輪、リード等を用意しておく。サークルまたはクレートがあることが望ましい。

イ 災害時にとるべき行動

- (ア) 避難する場合は、ペットと「同行避難」する（ペットを置いていたり、放したりしない）。
- (イ) 避難所では、飼い主が責任を持って「適正飼養」する。

第9章 避難計画

被災者の安全を確保するため、必要に応じて避難の勧告・指示を実施するとともに、避難所を開設する。

主な機関の応急・復旧活動

機関名	発災	24時間		72時間	
	初動態勢確立期	即時対応期		復旧対応期	
警察署、消防署 子ども・教育部 保健福祉部、 防災・危機管理課					

第1節 区の避難計画の特徴（防災・危機管理課）

1 区の避難場所の指定解除

千代田区は区内全域が「地区内残留地区」に指定されており、延焼火災が少ないとされている。しかし、小規模な火災が発生すること等は、想定されるため、近隣の安全な空地や公園等の活用を含めた対策を検討していく必要がある。

第2節 避難（防災・危機管理課、子ども・教育部、警察署、消防署）

地震等による同時多発の火災が発生し、人命に及ぼす危険性が著しく大きいと予測される場合、又はガス等の流出拡散により広域的に人命に危険が予測される場合及び住民の生命、身体を災害から保護するため必要と認められるときは、これら危険地域の住民を安全な場所へ避難させることにより、人的被害の発生を未然に防止しなければならない。

本節では、これらの避難に伴う、避難の勧告・指示、避難誘導に関し、必要な事項を定める。

1 避難の勧告・指示

機 関 名	内 容
千 代 田 区	1 管轄区域内において危険が切迫した場合には、区長は所轄警察署長及び消防署長と協議のうえ、地域、避難先を定めて当該地域住民に対し避難を勧告又は指示すること。この場合、直ちに都に報告する。 2 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命身体を保護するため必要があると認めるとき、区長は警戒区域を設定し、当該区域への立入りを制限若しくは禁止、又は退去を命ずるものとする。 3 避難の勧告又は指示の伝達は、区が警察署、消防署の協力を得て当該住民に対し、迅速かつ的確に伝達する。
丸の内警察署 麹町警察署 神田警察署 万世橋警察署	現地において、著しい危険が切迫しており、区長から勧告又は指示を受けることができないと認めるとき、又は区長から要求があった場合は、警察官が直接住民に避難を指示する。 この場合は、警察官は直ちに区長に通報する。
東京消防庁 第一消防方面本部 丸の内消防署 麹町消防署 神田消防署	消防署長は、火災の拡大又はガスの拡散が迅速で人命危機が著しく切迫していると認めたときは、住民に避難の勧告・指示を行う。 この場合、直ちに区長に通知する。

2 避難誘導

機 関 名	内 容
千 代 田 区	避難の勧告又は指示した場合、区は、警察署、消防署及びその他の防災機関の協力を得て、なるべく地域又は町会単位に、あらかじめ指定してある避難所に誘導する。 ただし、延焼火災の危険はないが、家屋に大きな被害があったり、供給処理施設の被災等により自宅での生活に支障がある場合は、直接避難所への自由避難とする。

機 関 名	内 容
丸の内警察署 麹町警察署 神田警察署 万世橋警察署	1 避難の勧告又は指示が出された場合には、区に協力してあらかじめ指定された施設に誘導収容する。 2 誘導経路については、事前に調査検討してその安全を確認しておき、誘導する場合には、危険箇所に表示、なわ張り等をするほか、要所に誘導員を配置し事故防止に努める。 また、夜間の場合には、照明器具を活用して誘導の適正を期する。 3 浸水地においては、必要により舟艇、ロープ等の資材を活用し、安全を期する。 4 避難の指示に従わない者に対しては、極力説得して任意で避難させるものとするが、説得に従わないときは、警察官の判断により警察官職務執行法に基づく措置をとる。
東京消防庁 第一消防方面本部 丸の内消防署 麹町消防署 神田消防署	1 避難誘導 (1) 避難の勧告・指示が出された場合には、災害の規模、道路橋梁の状況、火災拡大の経路及び消防部隊の運用等を勘案し、最も安全と思われる方向等を関係防災機関に連絡する。 (2) 避難の勧告・指示が出された時点以降の消火活動は、避難場所、避難道路の安全確保に努める。 2 避難方式 震災時に大規模延焼火災のおそれがなく、広域的な避難を要しない地区内残留地区であるが、小規模な火災が発生し、近隣空地への退避を余儀なくされる場合もあるので指定された避難所に避難するように指導する。 3 避難場所・避難道路の安全化 避難場所・避難道路周辺における避難者の安全を確保するため、震災時の水利整備基準に基づき当該地域に防火水槽等の整備をはたらきかける。
子ども・教育部	災害状況に応じ、校長・園長（以下「校長等」という）を中心に全教職員が協力して、幼児、児童、生徒（以下「児童生徒等」という）の安全を確保できるよう、次のとおり避難計画作成等の指導を行う。 1 計画の内容を、教職員へ周知徹底するとともに、児童生徒等に基本的事項について、反復指導及び訓練を実施し、災害時の行動に生かされるようにすること。また、引渡しの方法、連絡方法等必要な事項については、保護者に周知しておくこと。 2 避難所、避難経路及び保護者への引渡し場所は、地元防災機関と連絡を密にし、当該地域の防災計画等に即して選定すること。 3 避難時における指揮命令系統及び教職員の任務分担は、明確にしておくこと。 4 避難計画は、始業時、授業時、休憩時、放課後、校外学習等各々の状況に応じた対策であること。 5 児童生徒等の発達段階を配慮したものであること。 6 校内放送、非常ベル等校内通報連絡手段及び関係機関への連絡方法について、最悪な条件を想定し、代替手段をも検討しておくこと。 7 児童生徒等の人員把握と報告の方法を具体的に定めておくこと。

第3節 避難所の設置・運営（防災・危機管理課、保健福祉部、子ども・教育部）

災害により現に被害を受け、住居を喪失するなど引続き援助を要するものについては、応急的な食料等の配布を行うため、避難所等を開設し、収容保護する必要がある。

本節では、避難所を開設、被災者の他地区への移送等につき必要な事項を定める。

1 避難所等の開設

（避難所用資器材配備一覧表→資料編 資料第33）

区では、避難所等の開設が必要なときは、次表のとおり区立施設等に避難所を開設する。また、災害発生時に、地域により速やかに避難所の開設・運営ができるよう、近隣町会を中心に「避難所運営協議会」を設立した。

(1) 開設場所

ア 避難所が被災等により開設できない場合、又は被災者の増大等により避難所が不足する場合には、その他の区立施設等を避難所として活用する。

イ 避難所は、被災者のプライバシーの確保や生活環境を良好に保つよう努める。

災害時要援護者・乳幼児のいる家庭・妊婦・女性・高齢者等を対象に、プライバシー確保などの対応や物資の備蓄を行う。

ウ 区立施設等の各避難所に、医療救護所や簡易の応急手当を行う場所（医療スペース）を開設し救援活動を実施する。

エ 自宅や避難所で生活している高齢者等の災害時要援護者に対し、介護や必要なサービスを提供するため、福祉避難所（高齢者センター、いきいきプラザ一番町、障害者福祉センターえみふる、及び岩本町ほほえみプラザ）をあらかじめ指定しておく。また、障害者福祉センターえみふるは、妊婦避難所としても位置付ける。なお、福祉避難所を開設した場合は開設日時等について都福祉保健局に報告する。

災害時要援護者は平素から「安心生活見守り台帳」に登録され、地域による見守り活動を実施する。災害時には、まず通常の避難所に避難し、福祉避難所への移送が必要と判断された場合は、避難所運営協議会及び区担当職員が中心となって福祉避難所への移送等の救援を実施する。（震災対策編 第2部第10章参照）

なお、福祉避難所開設までの間は、応急的措置として、一般の避難所の教室、保健室等の区画された部屋を要援護者のための福祉避難室（仮称）として対応する。

オ 避難所（15箇所）にテレビ・パソコンが利用可能な設備を整備し、ラジオを配備している。

カ 避難所に配備してある災害時優先電話を活用し、避難者用の連絡手段とする。

（避難所災害時優先電話設置台数→資料編 資料第34）

キ 中・長期間にわたる停電においても防災施設等の機能が維持できるよう、非常用電源設備の整備を進める。

区指定避難所施設一覧表

(平成27年1月1日現在)

出張所名	施設名		所在地	電話
麴町出張所	※	○麴町小学校 いきいきプラザ一番町 ○九段小学校 ○番町小学校 ○麴町中学校 △都立日比谷高校	麴町 2-8 一番町 12-2 三番町 16 六番町 8 平河町 2-5-1 永田町 2-16-1	(3263) 7337 (3265) 6311 (3263) 0564 (3263) 3721 (3263) 4321 (3581) 0808
出張所 富士見		○富士見みらい館 △九段生涯学習館	富士見 1-10-3 九段南 1-5-10	(3263) 1006 (3234) 2841
出張所 神保町	※ ※	○お茶の水小学校 ○神田一橋中学校 高齢者センター 障害者福祉センター えみふる	猿楽町 1-1-1 一ツ橋 2-6-14 神田神保町 2-20 神田駿河台 2-5	(3292) 0414 (3265) 5961 (3265) 3981 (3291) 0600
出張所 神田公園		○区立スポーツセンター ○神田さくら館	内神田 2-1-8 神田司町 2-16	(3256) 8444 (3256) 6768
出張所 万世橋		○昌平童夢館 ○アーツ千代田 3331	外神田 3-4-7 外神田 6-11-14	(3251) 0448 (6803) 2441
出張所 和泉橋	※	○ちよだパークサイドプラザ ○旧今川中学校 ○都立一橋高校 ○岩本町ほほえみプラザ	神田和泉町 1 鍛冶町 2-4-2 東神田 1-12-13 岩本町 2-15-3	(3864) 8931 — (3862) 6061 (5825) 3407

- (注) 1 ※印は災害時要援護者を中心に収容保護する「福祉避難所」
2 ○印は避難所運営協議会を設置している避難所
3 △印は発災後速やかな開設はしない

(2) 開設時期及び期間

ア 被災者、負傷者の発生状況、区内の被災状況等から区長または避難所運営協議会が決定し、開設を発令する。

イ 区長が避難の勧告又は指示を行った場合、又は警察から避難の指示を行った旨の通知があった場合は、避難所を開設する。

ウ 避難所を開設したときは、開設状況を速やかに都福祉保健局及び警察署、消防署等関係機関に連絡する。

エ 避難所の開設期間は、災害救助法に基づき災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、都知事の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む。）を受ける。

なお、区民の自宅等に大規模な被害がある場合、避難所を一定期間開放した後の仮居住場所としてホテルなどを活用できるよう、新たに宿泊施設との協定を締結する。

オ り災者、負傷者の発生状況、区内の被災状況等から区長が決定し、閉鎖を発令する。

事項	平日昼間	休日昼間	夜間
避難所の開設	区災害対策本部または避難所運営協議会の判断で避難所を開設する（学校は、校長等と協議の上で開設）。避難所は区職員と避難所運営協議会が運営する。 物資は、区職員、避難所運営協議会、ボランティア等が連携し、避難者へ配布する。	区災害対策本部の開設に時間を要することも想定し、避難所運営協議会の独自の判断で避難所を開設する。区職員は、参集後に運営に加わる。 物資は、避難所運営協議会が中心となり、避難者へ配布する。また、ボランティアにも協力を要請する。	

備蓄物資の配布

事項	平日昼間	休日昼間	夜間
避難所	・区職員、避難所運営協議会、教職員が連携（ボランティアにも協力を要請）し、避難者へ物資の配布を行う（帰宅困難者用に開放した場合は帰宅困難者へも配布）。 ・学校に、児童生徒等が残留している場合は、教職員が対応を行う。	・避難所運営協議会が中心となり、避難者へ物資の配布を行う（帰宅困難者用に開放した場合は帰宅困難者へも配布）。 ・学校行事等で児童生徒等が残留していた場合、教職員が対応を行う。	
区施設	・施設の職員（委託・指定管理者を含む）が利用者や避難者へ配布を行う。 ・ボランティアにも協力を要請する。	施設の職員（委託・指定管理者を含む）が利用者や避難者へ配布を行う。	

事項	平日昼間	休日昼間	夜間
物資の輸送	交通渋滞により車が利用できない恐れがあるため、避難所の物資が不足し、民間備蓄倉庫等の補完倉庫から物資を輸送する場合、台車やリアカーを活用する他、避難所運営協議会にも協力を依頼する。	避難所の物資が不足し、民間備蓄倉庫等の補完倉庫から物資を輸送する場合、避難所運営協議会が中心となり、台車やリアカーを活用して輸送する他、人手が不足している場合には避難者にも協力を依頼する。	

(3) 設置基準

区は次の基準に従って、あらかじめ避難所を選定しておくものとする。

ア 避難所は、原則として町会を単位として設置する。

イ 避難所は鉄筋構造（鉄骨、ブロック建を含む）の2階建以上の建物（学校、講堂、民間施設等）を利用する。

ウ 避難所には医療救護所又は医療スペース、福祉避難室（仮称）を開設するので、あらかじめ適切な場所を定めておく。

(4) 避難収容施設

区は、上記基準に従って事前に避難所を選定し、校長等又は施設の管理者の了解を得て指定する。

(5) 避難所における救援活動

避難所における救援活動は、避難所運営協議会が、避難所運営マニュアルをもとに行う。なお、避難所での集団生活や避難生活の長期化に伴い、持病の悪化や集団感染などが懸念されるため、これらへの対策を実施する。

また、避難所に指定されている区立小・中学校は、避難所の管理運営について協力・援助を行う。

また、避難所に指定されている学校の校長は、区や町会との役割分担について協議し、教職員の役割分担、初動体制の計画を策定する。

ア 災害関連情報の収集、伝達

イ 収容被災者の記録、たずね人等への対応

（上記ア、イを円滑に行う手段として、避難者の情報等災害時に必要情報の受発信を行うため、パソコンネットワークの活用を検討する。）

ウ 収容被災者及び在宅被災者に対する給食、給水、生活必需品の支給、貸与

エ 収容被災者の防疫、衛生に関すること

(6) 避難所における避難所運営協議会の任務

ア 一般的事項

(ア) 避難所の開設に関すること

(イ) 収容者の受付に関すること

(ウ) 収容者の組織編成に関すること

適当な人員をもってグループを編成し、町会（自治会を含む）等の役員をグループリーダーにあてて、相互間の連絡調整を図るものとする

(エ) 収容に関すること

編成されたグループを適当な数にまとめて、一定の場所（講堂・体育館等）に収容する。

- (オ) 物資の受払に関する事
避難所に配布される食料品等物資の受払い。

イ その他の事項

- (ア) 情報の伝達に関する事
災害情報の伝達又は食品の配給は、グループリーダーを通じてグループごとに行う。
- (イ) 給食時刻に関する事
食品等の配給を決定する。
- (ウ) 救助食品に関する事
第一に備蓄倉庫にある物資を提供し、給食の期間及び収容者の実態を勘案して米飯の炊出しを行うものとする。
- (エ) 消毒に関する事
便所等感染症の発生源となる場所の消毒は、避難所開設後防疫班によって行われ、その後は薬品の交付を受けて避難所で行うことになるので、収容者によって編成されているグループ活動員の協力をえて行うようグループリーダーに依頼する。
- (オ) 医療救護所（医療スペース）の開設に関する事
避難所運営マニュアルに沿って、医療救護所（医療スペース）を開設する。あらかじめ医療救護所（医療スペース）として指定した場所が、使用できない場合は、学校長又は施設管理者と協議のうえ適当な場所を選定する。
医療救護所（医療スペース）を開設したときは、開設した旨を収容者に周知するとともに、医療救護所（医療スペース）である旨を掲示する。
- (カ) 臨時被災者相談所の設置に関する事
被災者相談所を設置する。
- (キ) 連絡調整に関する事
職員は、学校長又は施設管理者と施設使用について綿密な連絡をとり、十分な保安全管理にあたること。
- (ク) 女性の視点に配慮した避難所運営に関する事
東日本大震災以降、防災対策における女性の視点の重要性が指摘されている。
女性や子育て家庭のニーズに配慮し、避難生活を安全・安心なものとするため、避難所運営本部組織に女性支援班を新設し、次の点に留意した避難所の運営に努めることとする。
- ・避難所運営に複数の女性が参画できる運営体制の整備
 - ・女性の意見を避難所運営に反映できる仕組みづくり
 - ・男女別の着替え場所や男女別トイレの設置
 - ・女性専用スペースの設置を検討
 - ・女性のニーズに対応した備蓄物資の整備
 - ・女性用物資の保管管理や女性スタッフによる配布体制の確保
 - ・被災者への精神的なケアの充実 等
- また、女性のみならず、性的マイノリティ等多様性の視点にも配慮していく。
- (ケ) 長期間の避難所生活に伴う健康悪化への配慮に関する事
避難所で長期間生活を送る場合、ストレスや疲労に伴う持病の悪化、エコノミークラス症候群の発症など、被災者が健康を悪化させることが多い。このため、

体操や軽い運動などの励行、十分な水分の摂取、こまめな声かけの実施、状況に応じた医師による相談受付など、健康を悪化させないための取り組みを行う。

(7) 避難所における防火安全対策

避難所での火災の発生を未然に防止するとともに、万が一火災が発生した場合には、その被害を最小限に止めるため、次に掲げる防火安全対策を図る。

ア 防火担当責任者の指定

避難所における防火管理上必要な業務を行う「防火担当責任者」を定める。

イ 自衛消防の組織の編成等

火災等が発生した場合の被害軽減を図るため、避難所運営協議会の中に自衛消防の組織を編成するとともに、定期的に訓練を実施する。

上記事項及びその他防火安全対策に関する事項については、各避難所運営マニュアルに定める。

2 被災者の他地区への移送

- (1) 区長は、区が設置する避難所にり災者を収容できないときは、被災者の他地区（非被災地若しくは小被災地又は隣接区市町村）への移送（広域一時滞在）について、都知事へ要請する。
- (2) 被災者の他地区への移送を要請したときは、区長は、区職員のなかから避難所管理者を定め、移送先区市町村へ派遣するとともに、移送にあたり引率者を添乗させる。
- (3) 移送先でのり災者の救援、救護については、移送元の区市町村が移送先の区市町村の協力を得て実施することになっているので、救援物資等の搬送態勢を確立しておくものとする。
- (4) 被災者の移送方法については、都福祉保健局が当該区市町村の輸送能力等を勘案して定め、都財務局が調達するバス、貨物自動車を中心に実施するが、区としても車両の確保について協力するものとする。
- (5) 都及び他の区市町村から被災者の受け入れを要請された場合、区は受入体制を整備するとともに、移送元の区市町村の協力を得て避難所等の運営を行う。

第4節 校庭の開放（防災・危機管理課、子ども・教育部）

児童生徒等の安全が確認された場合は、学校長の判断で校庭を避難者用に開放する。

事項	平日昼間	休日昼間	夜間
校庭の開放	学校の校庭を避難者に開放するかどうかは学校長が判断を行う。	行事等で教職員や児童生徒等が学校内にいた場合は、学校長が開放の判断を行う。それ以外の場合は、避難所運営協議会が開放の判断を行う。	

第10章 災害時要援護者対策・災害時の対策

災害時要援護者（ひとり暮らし高齢者・要介護者・障害者・腎透析患者・在宅難病療養者・妊産婦・乳幼児・外国人等）の救出・救護等の支援対策を実施する。

主な機関の応急・復旧活動

機関名	発災	24時間		72時間	
	初動態勢確立期	即時対応期		復旧対応期	
警察署、消防署、子ども・教育、保健福祉部、防災・危機管理課					
	○災害時要援護者の支援対策				
	○外国人の支援対策				

第1節 災害時における対策（防災・危機管理課、保健福祉部、都）

災害時には、同時多発する火災や交通の混乱により、救出・救護等の応急対策活動は、困難や制約を伴うことが予想される。そのため、平常時から地域の協力体制を確立しておく必要があり、区は平成23年度に災害時要援護者名簿と高齢者見守り台帳を一本化した「安心生活見守り台帳」を作成し、また、平成19年度には避難所運営協議会を中心とした救援体制の整備に着手している。

さらに、平成25年6月、災害対策基本法が改正され、基礎的自治体による避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられた。今後も、災害時要援護者の正確な把握と適正な名簿の作成等に努めるとともに、下記の施策を推進し、各種サービスを提供できる体制の整備を図っていく。

(1) 災害時要援護者対策班の設置

災害時において、区は、防災関係機関、地域防災組織、地域住民の協力を得て、災害時要援護者のための必要な情報の一元的収集把握に努めるとともに、災害時要援護者に対する窓口として災害時要援護者支援班を設置し、安否確認や支援サービス等必要な総合的対策及び調整を行う。なお、都においては、区等との連絡、調整を行う災害時要援護者対策統括部が設置されることとなっている。

(2) 保健班の編成（震災対策編 第2部第8章第2節参照）

災害時に保健班を編成するとともに活動に必要な資器材を整備し、被災後も在宅で生活する災害時要援護者の健康管理や、避難所での巡回健康相談等を行う。

また、透析患者、在宅難病患者、在宅要介護高齢者等の情報を整理し災害時に的確に対応できるよう検討していく。

(3) 福祉避難所の活用

区は、災害時要援護者のための福祉避難所として、状況に応じて「いきいきプラザ一番町」、「高齢者センター」、「岩本町ほほえみプラザ」及び「障害者福祉センタ

「一えみふる」を活用し、自宅や避難所での生活が困難な人の収容、介護などの必要なサービスを行っていく。

なお、障害者福祉センターえみふるは、妊婦避難所として位置付ける。

(4) 仮設住宅

区及び都は、仮設住宅を建設する際、可能な限り高齢者や障害者に配慮した設備、構造の住宅にする。入居者の選定にあたっては、都が策定する選定基準に基づき、災害時要援護者の優先に努める。

また、高齢者や障害者の生活場所確保のため、バリアフリー等に配慮した民間ホテルとの協定の締結を目指す。

(5) 食料等の対策

区は、乳幼児、高齢者、障害者等に配慮した食料の供給を図るため、ミルク、おかゆ等を備蓄しているが、災害時要援護者のための食料等備蓄物資の拡充（食料・水・トイレ・障害者用機器等）を図る。

事項	平日昼間	休日昼間	夜間
災害時の安否確認	災害時要援護者は、区職員および安心生活見守り台帳を保有する町会、民生・児童委員、消防、警察、その他避難支援等の実施に携わる関係者が安否確認を行う。	災害時要援護者は、区職員の参集が困難な場合は、安心生活見守り台帳を保有する町会、民生・児童委員、消防、警察、その他避難支援等の実施に携わる関係者が中心となり安否確認を行う。区職員は、参集後に確認作業および結果の取りまとめを行う。	

第2節 腎透析患者・在宅難病患者対策（防災・危機管理課、地域保健担当）

災害時要援護者の救出・救護等の支援対策を実施する。

（1）透析患者への対応

区は、透析患者の情報を把握・整理し、必要に応じて都や医療機関と連携して患者を搬送する。また、医療機関における人工透析実施状況の把握に努め、随時情報提供する。

（2）在宅難病患者への対応

区は、在宅難病患者の状況把握に努め、できるだけ在宅療養ができるように支援する。在宅療養の継続や避難等にあって、支援が困難な場合は都へ支援を要請する。

（3）在宅人工呼吸器使用者への対応

ア 在宅人工呼吸器使用者については、その緊急性・特殊性を考慮し、平時から「災害時人工呼吸器使用者リスト」を作成し、在宅人工呼吸器使用者の把握に努めるとともに、本人・家族及び支援者が、災害への備え及び災害発生時の的確な対応が可能となるよう、患者ごとの「災害時個別支援計画」を作成する。

イ 災害発生時は、「災害時人工呼吸器使用者リスト」を基に人工呼吸器使用者の安否確認を行う。

ウ 人工呼吸器使用者及び家族に被害状況、医療機関の開設状況等の情報を提供するとともに、できるだけ在宅療養ができるように支援する。

エ 在宅療養の継続や避難等に際し、「災害時個別支援計画」による支援が困難な場合は都へ支援を要請する。

第3節 妊産婦・乳幼児対策（防災・危機管理課、保健福祉部、子ども・教育部）

被災した乳幼児対策として、必要に応じその保護者又は家族の者に対して、調整粉乳及び哺乳瓶を支給するとともに、紙オムツ等の育児用品を配付する。

また、国の「防災基本計画」（中央防災会議 平成17年7月改訂）において、災害時要援護者の例として、乳幼児に加え妊産婦が示された。区は、まず、区で把握し得る統計データ（母子健康手帳発行数・出生届数等）から妊産婦・乳幼児の実数の把握に努め、今後の防災対策（備蓄物資の補充等）の基礎データとする。さらには、平成19年3月に東京都から発行された「妊産婦・乳幼児を守る災害対策ガイドライン」を基本とし、妊産婦・乳幼児対策を進めていく。

なお、福祉避難所の内、障害者福祉センターえみふるを妊婦避難所として位置づけ、その運用のための物資等を整備していく。

第4節 消防ふれあいネットワークづくりの推進（消防署）

消防機関では、災害時要援護者の安全を確保するため、地域が一体となった協助（共助）体制（消防ふれあいネットワーク）づくりを推進する。

- （1） 災害時要援護者を近隣で助け合う地域協力体制づくりの推進
- （2） 社会福祉施設等の被災に備え、町会・自治会、防災市民組織、近隣事業所及びボランティア等による協助（共助）体制づくりを推進する。

第5節 社会福祉施設等の安全対策（消防署）

社会福祉施設等の防災対策として、初期消火、消防機関への早期通報、避難誘導、搬送等が極めて重要であることから、当該施設と周辺地域の事業所、町会・自治会等との災害時相互応援協定の締結促進、また、各施設の自衛消防訓練等の機会をとらえ、施設使用実態に沿った適切な支援行動を習得するための訓練内容の充実に努める。

第6節 外国人対策（防災・危機管理課、政策経営部、都）

区は、外国人を対象に、防災パンフレット「チャートでわかる 防災のてびき」を作成し、地震等に対する防災意識の普及啓発を行い、その安全確保に努めてきたところである。

今後もより一層内容の充実を図るとともに、災害時に情報不足から外国人が災害時要援護者とならないよう、外国語による案内板の表示や、千代田区社会福祉協議会等等と災害時における通訳ボランティア等の協力を検討していく。

また、区は災害時には、東京都で開設される外国人災害時情報センター等から必要情報を収集し、区内大使館や避難所等に対して外国人への情報提供を行う。

第11章 帰宅困難者対策

各防災機関・団体等の役割や事業所及び帰宅困難者の責務を明確にし、区は、帰宅困難者一時受入施設（一時滞在施設）（以下、一時受入施設という。）の確保や情報提供手段の確保、帰宅困難者対策地域協力会との連携等、具体的な支援対策を推進する。

主な機関の応急・復旧活動

機関名	発災	24時間		72時間	
	初動態勢確立期	即時対応期			復旧対応期
各防災機関 警察署、消防署 防災・危機管理課	○帰宅困難者の支援対策				

第1節 区の帰宅困難者対策（防災・危機管理課）

1 帰宅困難者の定義

区災害対策基本条例においては、帰宅困難者とは昼間区民その他区内に滞在する者並びに災害時に通行途上で区内に留まることとなった者及び区内に避難してきた者で、災害による交通機関の途絶のため容易に帰宅することができない者をいう。なお、東京都では「東京都帰宅困難者対策条例」が施行され、帰宅困難者の定義を以下の通りとされている。

事業所、学校等に通勤し、通学し、又は買物その他の理由により来店し、若しくは来所する者等で徒歩により容易に帰宅することが困難なもの。

2 帰宅困難者の推計

震度5強の場合には鉄道等ほとんどの交通機関が停止する。このため、いずれの地震規模でも都全体で外出者（都内滞留者）約1,387万人のうち、約471万人（約34%）の帰宅困難者が発生すると推計している。

区においては、同時刻に約82万人の昼間人口の中から、およそ50万人（都内第1位）の帰宅困難者の発生が想定されている。

3 基本的考え方

(1) 対応すべき課題

予測される事態から、実施すべき主な課題は次のとおりである。

- | | | |
|------------|-------------|------------------|
| ア 対策の事前計画化 | イ 安否確認手段の確保 | ウ 被害情報の収集伝達体制の構築 |
| エ 水・食料等の備蓄 | オ 輸送手段の確保 | カ 救護対策の実施 |
| キ 事業所等への啓発 | ク 訓練の実施 | |

(2) 基本原則

帰宅困難者対策は、まず、帰宅困難者の発生を抑制することが重要であり、「むやみに移動を開始しない」ことの徹底を図ることが不可欠である。その上で、東京都帰宅困難者対策条例の施行を踏まえ、事業所等へのより一層の普及啓発（一斉帰宅の抑制、3日間分の物資備蓄等）や、一時受入施設の確保等、「自助」「協助」「公助」の考え方に基づいた対策を推進していくことが必要である。

ア 組織の力の活用

「組織は組織で対応する」ことを帰宅困難者対策の基本原則とする。即ち、企業、学校など組織のあるところは、発災時には、組織の責任において安否確認や交通情報等の収集を行ない、災害の状況を十分に見極めたうえで、従業員や顧客等の扱いを検討し、やむを得ず帰宅する者については安全確保の観点に留意して一時に主要駅等に殺到することがないように、緩やかに順次帰宅させるものとする。

旅行者など組織に属さず自宅まで遠距離等の事情により帰宅行動が取れない人々に対しては、引き続き、一時受入施設の確保を推進するとともに、東京都や周辺区と連携して必要な支援策を講じていく。

イ 役割分担の明確化

帰宅困難者対策は、行政のエリアを超えかつ多岐にわたる分野に課題が及んでおり、ひとつの自治体、ひとつの企業、個人での対応には限界がある。このため、この課題に関連する全ての機関と事業所や昼間区民自身の責務と役割を明確にし、分担して的確に対策を実施する必要がある。

ウ 相互に連携するしくみづくり

行政（都・区市町村等）、事業所（企業・学校等）、防災機関及び関係機関が相互に連携・協力するしくみづくりを進め、発災時における交通関係情報等の提供・交換、水や食料の確保、従業員等の保護、仮泊場所の確保などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。

エ 帰宅困難者対策地域協力会の設置

千代田区には、帰宅困難者への支援体制構築のため、地域事業所で構成された自主防災組織である帰宅困難者対策地域協力会が区内主要駅周辺に結成されている。

区は、帰宅困難者対策地域協力会に対し、自主防災体制の充実と行動力の強化を図ることを目的として、側面的支援と平常時での訓練や災害時の活動に対し、相互協力を行う。（関連：震災対策編 第1部第8章第3節2）

4 対策の実施

基本原則を踏まえ、また、帰宅困難者対策を着実なものとするため、各機関等は起こりうる事態を十分に予測し、以下の対策の実施を図るものとする。

(1) 帰宅困難者対策の計画化

ア 区は、都の計画等を踏まえ、地域の実情に応じた帰宅困難者対策を策定し、対策の推進を図ることとする。

イ 事業所等においては、従業員等の施設内待機に係る計画、食料等物資の備蓄、従業員等の安否確認手段の確保、帰宅ルールの策定等を内容とする帰宅困難者対策を事業所防災計画等に位置づけ、対策の推進を図ることとする。

(2) 情報収集伝達体制の構築

ア 都、区市町村、鉄道機関、放送機関及び関係防災機関等において、有線途絶に備えた鉄道運行や道路交通情報の収集伝達体制の構築を図ることとする。東日本大震災の際には、駅周辺に多数の滞留者が発生したため、鉄道事業者と平時からの会議開催や情報交換の機会を設け、災害時の対応ルールを協議するほか、デジタル式無線機を活用した情報伝達手段を確保するなど、連携を強化していく。

イ 都、区市町村及び郵便事業・郵便局は、幹線道路沿いを中心に、徒歩帰宅者に対する情報提供拠点の確保を図ることとする。

(3) 安否確認手段の確保

ア 個人の安否確認手段として、NTT東日本が開設する災害用伝言ダイヤルの普及・啓発を図る。

イ 遠隔地の親戚や知人などを中継地にした個人的な電話連絡拠点の普及・啓発を図ることとする。

ウ ラジオやテレビによる安否情報など放送メディアの活用促進を図ることとする。

(4) 水・食料、防寒用物資等の備蓄

ア 帰宅困難者用として一定量の備蓄・調達体制の充実を図ることとする。

イ 事業所に対し、従業員・顧客用として3日分の水・食料、防寒用物資、携帯トイレ等の備蓄の啓発を図ることとする。

(5) 情報提供機器の備蓄

区は、情報提供用機器として帰宅困難者一時受入施設等にデジタル無線機等、を配備する。

(6) 代替交通手段等の周知

鉄道途絶に備え、都、関東運輸局、隣接県（市）及び各鉄道機関等は、バス輸送、海上及び水上輸送など代替交通手段の運行方法等を検討している。

このため、区においては、必要な情報を周知・伝達できる方法を検討する。

(7) 救護対策の実施

区は都と連携して、帰宅途中で救護が必要になった人のために、救護対策を検討していく。

(8) 事業所等への啓発

ア 都、区市町村防災機関及び経済団体においては、各種の手段により事業者責務の啓発を図る。

イ 東京消防庁は、事業所防災計画の指導項目に帰宅困難者対策を取り入れ、指導の徹底を図る。

(9) 区民等への啓発

ア 一斉帰宅の抑制

都、区、防災機関及び経済団体においては、各種の手段により、一斉帰宅の抑制を周知する。安全に帰宅できることが確認できるまでは、帰宅しないことを徹底する。

イ 徒歩帰宅する場合

安全に帰宅できることが確認できたうえで、徒歩帰宅する場合に備えて、①徒歩帰宅に必要な装備等、②家族との連絡手段の確保、③徒歩帰宅経路の確認等について必要な啓発を図る。

このため、以下のとおり帰宅困難者の心得 10 か条を周知する。

【帰宅困難者心得十か条】

- ① 慌てず騒がず状況確認
- ② 携帯ラジオをポケットに
- ③ つくっておこう帰宅地図
- ④ ロッカー開けたらスニーカー（防災グッズ）
- ⑤ 机の中にチョコやキャラメル（簡易食料）
- ⑥ 事前に家族で話し合い（連絡手段、集合場所）
- ⑦ 安否確認、ボイスメールや遠くの親戚
- ⑧ 歩いて帰る訓練を
- ⑨ 季節に応じた冷暖準備（合羽、携帯懐炉、タオルなど）
- ⑩ 声を掛け合い、助け合おう

(10) 訓練の実施

区は、関係団体と連携し、帰宅困難者の発生を想定した訓練を実施する。

（関連：震災対策編 第1部第8章第4節）

(11) 災害時退避場所の設置

広域避難場所が存在しない千代田区においては、情報提供、水、食料の配布を「帰宅困難者支援場所」において行う計画であったが、東日本大震災での状況等を踏まえ、次のとおりその位置付けや機能を変更し、「災害時退避場所」として帰宅困難者等への情報提供を行うこととした。

〔災害時退避場所の機能〕

設置目的	来街者等が、地震発生直後の危険や混乱を回避し、身の安全を確保するための一時的な退避場所として指定する。
対象者	帰宅困難者等
想定開設期間	発災直後～数時間程度
区職員の派遣	原則として、区職員の派遣は行わない。
取り組み	小型防災行政無線スピーカーを施設内に設置。災害時には、帰宅困難者一時受入施設の開設状況や公共交通機関の運行情報など地域の情報提供を行う。 また、各施設に情報連絡を行うためのデジタル式無線機を配備し、災害時は、必要に応じて施設管理者と連携して帰宅困難者の誘導等を行う。

区指定災害時退避場所一覧

（平成 27 年 1 月 1 日現在）

施設名	所 在
北の丸公園	千代田区北の丸公園 1 ほか
皇居東御苑	千代田区千代田 1
皇居外苑	千代田区皇居外苑 1 ほか
日比谷公園	千代田区日比谷公園 1
真田堀運動場	千代田区紀尾井町 5 ほか
外濠公園	千代田区五番町先

(12) 地図の配備

総合防災案内板に区外を含めた広範囲の地図を加え、帰宅を支援するとともに、災害時、帰宅困難者に配付するための災害対応マニュアルを作成する。

(13) 帰宅困難者一時受入施設（一時滞在施設）の整備

事業者等に対し、災害時における従業員の一斉帰宅の抑制や3日間分の備蓄物資の整備等の啓発を推進する一方、ホテル、大学、私立学校および専修・専門学校、大規模集客施設、ホール、貸会議室、民間ビル等と協議を行い、帰宅困難者の受け入れや物資の配布に関する協力体制を構築する。

(14) 地下空間の活用

地下空間（地下通路、地下街等）を「（仮称）災害時一時サポートエリア」として活用するための調査を行い、帰宅困難者の受入場所を確保していく。

(15) 帰宅困難者への情報提供

既存情報提供手段（防災行政無線、ホームページ、ツイッター、フェイスブック、安全・安心メール、緊急速報メール）やFMラジオ局との連携について、今後調整を行っていく。

(16) 民間備蓄倉庫の活用

帰宅困難者一時受入施設で配布する物資はその施設内の倉庫等で保管するのを原則とする。ただし、施設に入りきらない物資についてはあらかじめ指定した民間備蓄倉庫を活用するものとする。

民間備蓄倉庫の活用にあたっては、災害時に区職員が現場に行くことは困難であるため、開錠・搬出・運搬、配付については、施設管理者や帰宅困難者対策地域協力会、当該施設に滞在する帰宅困難者等と共同で行う。

(17) 避難所での情報提供

平日昼間	休日昼間	夜間
避難所運営協議会や区担当者が、避難所に避難してきた帰宅困難者に対し帰宅困難者一時受入施設の案内（開設状況は本部からデジタル式無線機により連絡）や道路案内図の配布を行う。	避難所運営協議会が、避難所に避難してきた帰宅困難者に対し帰宅困難者一時受入施設の案内（開設状況はデジタル式無線機により災害対策員及び参集した職務住宅居住職員、警戒勤務職員、職員住宅居住職員、区内居住職員から連絡）や道路案内図の配布を行う。	

(18) 備蓄物資の配付

事項	平日昼間	休日昼間	夜間
帰宅困難者 一時受入施設	一時受入施設に帰宅困難者への物資の配付を依頼する。物資が不足した場合、施設管理者や帰宅困難者対策地域協力会、当該施設に滞在する帰宅困難者等と共同で、あらかじめ指定した民間備蓄倉庫から搬出する。	一時受入施設に帰宅困難者への物資の配付を依頼する（一時受入施設が利用できない時間帯や利用状況によっては配付を行えない場合もある）。物資が不足した場合、施設管理者や帰宅困難者対策地域協力会、当該施設に滞在する帰宅困難者等と共同で、あらかじめ指定した民間備蓄倉庫から搬出する。	

(19) ボランティアの派遣

千代田区社会福祉協議会（ちよだボランティアセンター）と連携し、帰宅困難者一時受入施設等にボランティアを派遣し、帰宅困難者への備蓄物資の配布や運営の補助などを行う。

(20) 秋葉原における帰宅困難者対策

秋葉原地域では、終夜営業を行う店舗も多く、夜間・休日でも滞留者への対応が必要となる。地域協力会や万世橋警察署、神田消防署と連携を強化し、外国人観光客対応や休日の来街者の対策など、実施していく。

- ・ 地域情報を放送するための小型防災行政無線スピーカーの駅前広場への設置
- ・ 駅前のパブリックビューイングでのリアルタイムな災害情報の配信

第2節 各機関・団体等の役割（防災・危機管理課、東京都交通局、警察署、消防署、東京電力、NTT東日本、東京ガス、JR東日本、東京地下鉄、首都圏新都市鉄道、日本郵便、都、その他防災機関）

1 平常時の役割

機 関 名	項 目	摘 要
都 及 び 区	帰宅困難者計画の策定 広報・啓発の実施 訓練の実施 水・食料の確保 情報提供体制の整備	地域防災計画への位置づけ パンフ等の配布・講演会等の実施 帰宅困難者訓練の実施 備蓄・調達体制の充実 鉄道、道路情報の集約・伝達体制の構築 情報提供拠点の整備
警 視 庁	混乱防止・誘導体制の整備 一般車両に対する交通規制	駅管理者との連携の確立 会社、事業所、学校、デパート等の管理者との連携の確立 交通規制資器材の整備 交通規制計画の周知
東 京 消 防 庁 第一消防方面本部 丸の内消防署 麹町消防署 神田消防署	事業所指導 訓練指導	事業所防災計画の指導内容の検討及び実施 混乱防止や避難誘導等、事業所訓練の指導 区及び事業所に対し駅周辺の混乱防止対策に係る指導及び助言を行う。
関 東 運 輸 局	鉄道情報の集約 輸送体制の確保	所管地域の総合的な交通情報の集約・提供体制の検討 代替交通運行バックアップ体制の検討
日 本 郵 便	情報提供 徒歩帰宅者の支援	災害時帰宅経路案内板を設置及び道路被災状況等の掲出
鉄 道 機 関	鉄道情報 代替輸送手段 駅の混乱防止対策	鉄道運行情報の提供体制の検討 自社代替バス運行方法の検討 ターミナルや駅の混乱防止策の検討
近隣他県（市）	広報・啓発 情報交換体制 輸送の確保 救護体制の確保 徒歩帰宅者の支援	自県昼間都民に対する広報・啓発の実施 近隣縣市間の情報交換体制整備 都県境から先の輸送手段確保 都県境から先の救護体制確保 休憩所、水、トイレ等の確保

機 関 名	項 目	摘 要
ライフライン (NTT 東日本) (東京電力) (東京ガス)	安否確認用電話の開発・普及 沿道照明の確保 (電力) 熱源の確保 (ガス)	災害用伝言ダイヤルの普及・啓発 帰宅者の集中が予想される幹線道路等の照明確保の検討 避難所等の熱源確保の検討
学 校	連絡、保護体制の確保	保護者への連絡体制整備、引き渡しまでの児童・生徒保護体制の整備
経 済 団 体 (経 団 連) (商工会議所) (青年会議所) (百貨店協会)	傘下企業に対する啓発等 行政、地域との連携 顧客保護対策	ポスター・パンフ等の配布、講習会等の開催、企業備蓄の啓発 都及び区市町村との連携体制の検討 地域住民と企業・事業所との連携・協力体制の検討 顧客保護の方法、内容等の検討整備

2 災害時の役割

機 関 名	項 目	摘 要
都 及 び 区	交通情報の提供 水・食料の配布 代替輸送の実施 医療救護の実施 誘導の実施 休憩場所・トイレの提供 避難勧告	情報を収集し、防災行政無線やホームページ、メール等での周知や情報拠点での周知 バスや水上・海上輸送の実施 沿道に災害時帰宅支援ステーションを設置 徒歩帰宅者の誘導 簡易地図等の配布 都や区施設等の一時開放 人命危険の場合の避難勧告の実施
警 視 庁	混乱防止・誘導対策の実施 交通情報の収集・伝達 一般車両に対する交通規制 駅等の管理者への要請 会社・事業所・学校等に対する要請 避難指示	避難道路への警察官の配置等 交通規制資器材を活用した誘導路の確保 道路交通情報の収集、伝達 交通規制の実施 駅等の管理者に対する、階段規制や改札、止め等の整理及び広報活動の要請 会社・事業所・学校等の責任者や管理者に対し、混乱防止を図るため必要な場合は、時差退社・下校を要請 人命危険の場合の避難指示

震災対策編 第2部 震災応急・復旧対策計画
第11章 帰宅困難者対策

機 関 名	項 目	摘 要
東京消防庁 第一消防方面本部 丸の内消防署 麹町消防署 神田消防署	災害情報の収集・伝達 避難勧告・指示	火災情報等の伝達 消防署長は、火災の延焼等により人命危険が切迫している場合の避難勧告・指示、都民への初期消火、救出救護の実施の呼びかけ等を行う。 この場合、消防署長はただちに、その旨を区長及び関係防災機関に通知する。
関東運輸局	鉄道等交通情報の集約・伝達 代替交通の運行支援	所管地域の総合的な交通情報の収集提供 速やかな代替交通の運行認可
日本郵便	情報の提供 徒歩帰宅者の支援	災害時帰宅経路案内板の設置及び道路被災状況等の掲出
近隣他県（市）	情報交換の実施 徒歩帰宅者の支援 輸送、救護の実施	被害状況、交通情報等の交換 一時休憩所、水・トイレ等の提供 都県境から先の輸送、救護体制
鉄道機関	鉄道運行状況 代替輸送 駅の混乱防止・誘導	鉄道運行状況の広報・提供 自社バス等の代替輸送の実施 他の鉄道機関、警察との連携実施
ライフライン （NTT 東日本） （東京電力） （東京ガス）	安否確認手段の確保 （被害箇所復旧優先） 熱源の確保	災害用伝言ダイヤルの起動、維持 避難所等の熱源確保の実施
学 校	情報の入手・周知 保護者への連絡、引き渡し	ラジオ・テレビ・校内放送等の活用 学校・園連絡網メール等を活用した保護者への連絡の実施、引き渡しまでの保護
経済団体 （経団連） （商工会議所） （青年会議所） （百貨店協会）	傘下企業等の情報の集約 地域との連携対策の実施	集約情報等の提供 買物客等の誘導等

3 各団体・機関との連携

事項	平日昼間	休日昼間	夜間
地域協力会	・デジタル式無線機を用いて、本部へ各駅周辺の状況について情報を提供するように依頼する。 ・駅や災害時退避場所での広報活動等を支援する。 ・一時受入施設の開設や運営等の支援を行う。	・会員企業に社員がいない場合があり、デジタル式無線機による交信が行えない可能性があるため、地域企業のボランティア等と連携し、本部への情報提供を依頼する。 ・区からは小型防災行政無線スピーカー等の手段を用いて帰宅困難者への情報提供を行う。 ・人員が確保できた場合には、一時受入施設の開設や運営等の支援を行う。	
鉄道機関	・鉄道事業者に駅での情報提供（一時受入施設の案内や広域マップの配付等）を依頼する。 ・デジタル式無線機を用いて本部と駅員が情報交換を行う。	・災害情報対策員及び参集した職員（職務住宅居住職員、警戒勤務職員、職員住宅居住職員、区内居住職員）はデジタル式無線機により、観光客等の帰宅困難者が多数発生する恐れのある駅に情報提供（マップの配付等）を依頼する。	・情報提供（マップの配付等）を依頼する。 ・終電後は帰宅困難者の発生は最小限に留まると想定され、鉄道事業者への協力依頼は行わない。
警察	・警察に対して、災害対策本部への警察官の派遣を依頼し、その警察官から区内の各交番に帰宅困難者一時受入施設等の情報を伝える。	・災害情報対策員及び参集した職員（職務住宅居住職員、警戒勤務職員、職員住宅居住職員、区内居住職員）が、区内各警察にデジタル式無線機や災害時優先電話で帰宅困難者一時受入施設等の情報を伝え、各交番に情報提供を依頼する。	
大学	・大学構内での帰宅困難者の受入れ・物資の配付を行う。また、デジタル式無線機を用いて大学構内の状況や帰宅困難者の受入れ状況等について災害情報対策本部に報告をする。	・大学において、帰宅困難者の受入れが可能な状況（受入れを行うための人員の確保等）であれば受入れ・物資の配付を行う。受入れ状況については随時災害対策本部への連絡を依頼する。	
帰宅困難者一時受入施設	・デジタル式無線機を用いて本部から施設の担当者に帰宅困難者の受入れ、物資の配付を要請するとともに、区内状況等を連絡し帰宅困難者への伝達を依頼する。また、災害対応マニュアルを配備し帰宅支援の情報を提供する。	・施設の判断で、帰宅困難者の受入れ、物資の配付を行う。災害情報対策員及び参集した職員（職務住宅居住職員、警戒勤務職員、職員住宅居住職員、区内居住職員）が施設の担当者に区内状況等をデジタル式無線機にて連絡し、帰宅困難者への伝達を依頼する。また、災害対応マニュアルを配備し帰宅支援の情報を提供する。	

第3節 事業所及び帰宅困難者の責務（防災・危機管理課）

1 事業所の責務

「組織は組織で対応する」基本原則及び従業員や顧客等に対する社会的責任に鑑み、事業所の果たすべき責務は次のとおりとする。

平 常 時	安全確保、混乱防止	事業所施設の安全化対策の徹底
	帰宅困難者対策の計画化	事業所防災計画に帰宅困難対策を作成すること。 （外部の帰宅困難者のために 10%程度余分に備蓄を行うことも検討すること）
	水・食料の確保	従業員や顧客用として3日分の備蓄を図ること。
	情報の入手手段の確保	バッテリー式ラジオ・テレビの配備を図ること。
	安否確認の方法の検討	従業員の安否確認の方法や連絡手段を検討する。また、従業員と家族との安否確認手段を検討する。
災 害 時	水・食料の提供	従業員や顧客への配布
	情報の入手・周知	ラジオ・テレビ・社内放送等による周知
	安否確認の実施	従業員の安否の確認や放送機関への連絡 従業員と家族との安否確認
	仮泊場所等の確保・提供	事務室、会議室、ロビー等の解放 状況把握の上、緩やかに順次帰宅

2 帰宅困難者の責務

通勤、通学距離が遠隔な人は、「自らの身の安全は自らで守る」ことを基本とし、次により自らの安全確保に努めるものとする。

平 常 時	徒歩帰宅に必要な装備等の準備	鉄道途絶に備え、水・食料や装備等の準備を図っておくこと。
	家族との連絡手段の確保	災害用伝言ダイヤルや遠くの親戚など、震災時の連絡先をあらかじめ家族で決めておくこと。
	徒歩帰宅経路の確認	徒歩帰宅の場合の帰宅経路を確認し、できれば実際に歩いてみること。
災 害 時	状況の確認	慌てずテレビ、ラジオ等で状況を確認し、それから行動すること。
	無理な行動をしない	家族等の安否が確認できた場合、無理な帰宅はせず、その場に留まること。

第12章 飲料水・食料・生活必需品等の供給

災害時に必要な飲料水・食料・生活必需品等を確保し、被災者に適切に供給する。

主な機関の応急・復旧活動

機関名	発災	24時間		72時間	
	初動態勢確立期	即時対応期		復旧対応期	
中央支所、各防災機関 子ども・教育部、水道局 防災・危機管理課、 政策経営部、区民生活部、 子ども・教育部、水道局					
		○応急給水の実施			
		○食料の配布			
		○生活必需品等の配布			

第1節 応急給水（防災・危機管理課、水道局中央支所）

地震が発生し、水道施設の破損等により飲料水の供給が停止した場合には、都（水道局）及び区は、直ちに応急給水を実施する。

1 基本方針

震災時の応急給水は、都（水道局）、区の役割分担に従い、協力して次により行う。

(1) 給水拠点での都区の役割分担

ア 応急給水槽からの給水は、区が応急給水に必要な資器材等の設営及び被災者への応急給水を行う。

イ 浄水場（所）・給水所では、都は応急給水に必要な資器材等の設営及び施設の運転管理を、区は被災者への応急給水を行う。

(2) 受水槽等の活用

区は、道路障害物除去が遅れ都水道局からの車両輸送が困難な場合は、受水槽の水、等を利用するなど、あらゆる方法によって飲料水の確保に努める

2 給水基準

災害時における飲料水の確保については、生命維持に必要な最小限の飲料水として、1人1日3ℓを基本として供給する。

3 都の給水態勢

(1) 震災時の応急給水の方法

ア 給水拠点での応急給水

前述の基本方針内での都区の役割分担に基づき実施する。

イ 車両輸送による応急給水

次の場合に車両による応急給水を行う。

- ・後方医療機関となる医療施設及び福祉施設について、所在地区の関係行政機関から都災害対策本部を通じて緊急要請があった場合
- ・給水拠点からの距離がおおむね2キロメートル以上離れている避難場所
- ・上記以外の避難場所または避難所で、関係行政機関から要請があり、必要があると認める場合

ウ 仮設給水栓による応急給水

断水地域の状況、水道施設の復旧状況等に応じて、特に必要があると認められる場合に、仮設給水栓による応急給水を行う。なお、特に必要がある場合とは、要請量が多量で、継続して給水が必要な場合など、車両輸送によっては対応が困難、または車両輸送によるよりも効果的な対応が可能な場合等をいう。また設置後の給水活動は区職員の到着までは都が行い、到着後は区が実施する。

(2) 給水態勢

震災が発生した場合、給水状況や住民の避難状況など、必要な情報を把握し、応急給水の実施に係る計画を定め給水態勢を確立する。

都災害対策本部等を通じ緊急要請があった場合で、車両輸送を必要とするときは、給水タンク、角型容器等の応急給水用資器材を活用し、都水道局保有車両及び雇上げ車両などによって輸送する。

○給水拠点一覧（近接施設を含む）

（平成26年4月1日現在）

給 水 施 設	確 保 水 量
芝給水所（港区芝公園三丁目）	26,600 m ³
本郷給水所（文京区本郷二丁目）	20,000 m ³
日比谷公園内・応急給水槽（千代田区）	1,500 m ³
東郷元帥記念公園内・応急給水槽（千代田区）	1,500 m ³
上野恩賜公園内・応急給水槽（台東区）	1,500 m ³
都立一橋高校・小規模応急給水槽（千代田区）	100 m ³

○事業所で保有の応急給水用資器材

（平成26年4月1日現在）

事業所	給水 タンク 1 m ³	角 形 容 器			応 急 給水栓	ホ ー ス		エンジン ポンプ
		10ℓ	20ℓ	30ℓ		1～5m	10m～	
中央支所	5（基）	95（個）	110（個）		6（基）	9（本）	3（本）	

4 区の給水態勢

(飲料水確保状況一覧表→資料編 資料第20)

(給水資器材配備一覧表→資料編 資料第21)

区は以下の給水施設を利用して、次のように給水を実施する。

(1) 給水態勢

ア 給水拠点における給水

前述の基本方針内での都区の役割分担に基づき実施する。

イ 千代田区内の給水拠点

発災直後の混乱がおさまった後は、給水拠点を、避難所（区立小・中学校等）等に移設させ給水活動を実施する。

(2) 取水場所における態勢

給水施設	所在地
東郷元帥記念公園内応急給水槽	千代田区三番町 18
日比谷公園内応急給水槽	千代田区日比谷公園 1
都立一橋高校内小規模応急給水槽	千代田区東神田 1-12-13

第2節 食料の配布（防災・危機管理課、政策経営部、区民生活部、子ども・教育部、都、その他防災機関）

（応急食料配備一覧表→資料編 資料第22）

震災の発生により食料の配給、販売機構が一時的にまひ状態をきたすことが予測される。日常の食料を失った被災者に対しては、速やかに食料の配布ができるよう平時から、災害用食料を備蓄するほか緊急に食料を調達し得る措置を講じておき、食料の確保に努める必要がある。

本節においては、これらの食料の配布について必要な事項を定める。

1 配布基準

区の被災者に対する食料の配布基準は、原則として次のとおりとする。

(1) 給与の限度額

都の災害救助法施行細則による被災者食品給与限度額とする。（1人1日1,010円以内）

(2) 給与期間及び内容

ア 給与期間は、災害発生の日から7日間を原則とするが、被害状況に応じて給与期間を延長することができる。

イ 給食内容は第一に備蓄倉庫にある物資を提供し、給食の期間及び収容者の実態を勘案して米飯の炊出しを行うものとする。

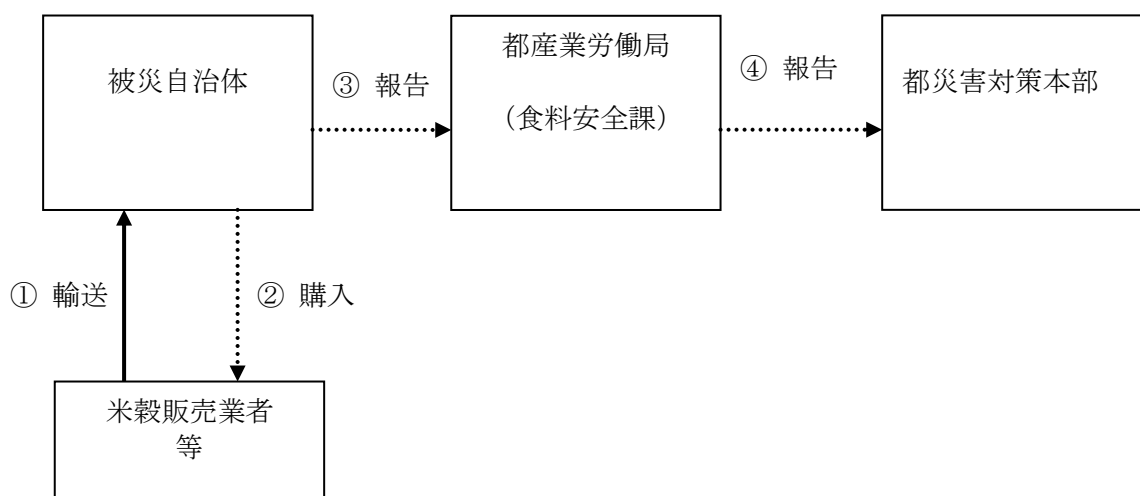
ウ 妊産婦・乳幼児・高齢者等の災害時要援護者には、必要に応じ粉乳・おかゆの給食を行う。

2 調達及び輸送

災害発生時の食料の調達経路は、以下に示すとおりとする。

（災害発生時の米穀の調達経路→資料編 資料第23）

経路図



(1) 調達

食料の調達は次のとおりとする。

食 料	調 達 方 法
米 穀 類	1 東京都米穀小売商業組合千代田支部に対し、協定に基づき要請し調達する。 2 区独自の調達で不足するときは、都福祉保健局長に要請する。
副 食 品 類	区備蓄で不足する場合は、都福祉保健局長に要請する。
粉 乳	区備蓄で不足する場合は、都福祉保健局長に要請する。
麺 類 に よ る 給 食 類	東京都麺類協同組合（神田支部、丸の内支部、麹町支部）に対し、覚書に基づき協力要請する。

(2) 調達の方法

次の方法により食料を調達する。

ア 東京都米穀小売商業組合千代田支部への要請

要請の理由、提供数量、日時、提供場所等必要な事項を記載した要請書をもって支部長に要請する。ただし、緊急の場合は口頭で要請し、後日文書をもって処理する。

また、同千代田支部は災害状況等により明らかに協定に基づく要請に該当すると認めるときは口頭及び文書による要請を待たずに米穀を提供するものとする。

イ 福祉保健局長への要請

福祉保健局長への要請は、震災対策編 第2部第3章第1節「相互応援協力」の定めるところにより、必要事項を災害情報システム（DIS）、都無線又は電話で要請し、後日文書で処理する。

〔要請先〕 東京都災害対策本部（福祉保健局）

ウ 麺類業者等への要請

前記と同様に処理する。

(3) 食料輸送

食料の輸送は次のとおりとする

ア 区が備蓄する物資及び都が区に事前配置している物資で都福祉保健局長の承認を得て区が使用する物資は区が輸送する。

イ 都からの救護物資は都福祉保健局が区地域内輸送拠点まで輸送し、拠点からは区が輸送する。

ウ 米穀小売商業組合千代田支部からの調達食料は区が輸送する。

(4) 地域内輸送拠点

区の地域内輸送拠点は、スペース等の確保、緊急輸送道路からの交通の利便及び避難所への輸送経路及び連絡等を勘案して次のとおりとする。

千代田区立九段中等教育学校（千代田区九段北2丁目2-1） 電話番号 3263-7190

3 被災者への配布

- (1) 被災者に対する給食は、原則として避難所等において実施する。
- (2) 給食を必要とする自宅残留り災者、代替施設収容者等においても、最寄りの避難所等で給食する。
- (3) 避難所等において一時に多数の給食が困難な場合は、老幼婦女子、病弱者を優先し、地域防災組織、町会等の協力により公平かつ円滑に実施する。
- (4) 被災者に対する炊出しは避難所運営協議会を中心に、ボランティア等の協力を得て学校給食用施設又は非常用炊出し資器材を使用して実施する。

第3節 生活必需品等の配布（防災・危機管理課、区民生活部、都）

（生活必需品配備一覧表→資料編 資料第24）

被災者に対する寝具その他の生活必需品等については、主に都が備蓄、調達により確保することになっている。しかし、発災当初の道路障害物除去状況によっては、都からの供給が遅れることが予想されるので区としても必要量を備蓄、調達により確保する。

本節では、これら生活必需品等について必要な事項を定める。

1 配布基準

（1）災害救助法適用前

法適用前の給（貸）与基準は次のとおりとする。

品 名	数 量	給（貸）与の別
毛 布	1 枚（1 人）	貸 与
そ の 他	必 要 数	給・貸与

（2）災害救助法適用後

都の災害救助法施行細則による生活必需品の給（貸）与基準は、次のとおりである。

東京都災害救助法施行細則に基づく給（貸）与基準

ア 夏期（4月から9月まで）

（平成26年度、単位：円）

世帯 被害状況	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増す毎
全焼、全壊又は 流出した所帯	17,800 以内	22,900 以内	33,700 以内	40,400 以内	51,200 以内	7,500 以内
半焼、半壊又は 床上浸水した世帯	5,800 以内	7,800 以内	11,700 以内	14,200 以内	18,000 以内	2,500 以内

イ 冬期（10月から3月まで）

（平成26年度、単位：円）

世帯 被害状況	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増す毎
全焼、全壊又は 流出した所帯	29,400 以内	38,100 以内	53,100 以内	62,100 以内	78,100 以内	10,700 以内
半焼、半壊又は 床上浸水した世帯	9,400 以内	12,300 以内	17,400 以内	20,600 以内	26,100 以内	3,400 以内

2 調達及び輸送

(1) 調達

ア 災害時において、区が実施するり災者に対する生活必需品等の給（貸）与のため、毛布等を備蓄するほか、被害の程度に応じて給与品目を決定し、調達計画を立て、調達する。

イ 区長は災害救助法適用後において、生活必需品等の給（貸）与の必要が生じたときは、直ちに都知事の指示を受けるとともに、必要ある場合は物資の調達を要請するものとする。ただし被害の状況により現地調達が適当と認められる物資については、都知事の指示により区長が現地調達するものとする。

(2) 輸送及び集積地

生活必需品の輸送及び集積地は、震災対策編 第2部第12章第2節「食料の配布」の例により実施する。

3 被災者への配布

(1) 生活必需品等のり災者への配布は、食料の配布例により避難所等において実施する。

(2) 区長は生活必需品等の給（貸）与の実施が困難なときは、都知事に応援を要請するものとする。

(3) 都が区に事前措置している備蓄分（毛布等）は、都福祉保健局長の承認を受けてから給（貸）与するものとする。

第13章 ごみ処理・トイレの確保及びし尿処理・がれき処理

被災地の環境衛生保全や道路の障害物除去等のため、ごみ処理や仮設トイレを利用したし尿処理及びがれき処理を適切に実施する。

主な機関の応急・復旧活動

機関名	発災	24時間		72時間	
	初動態勢確立期	即時対応期			復旧対応期
環境安全部、 まちづくり推進部		○トイレの確保			
		○ごみ処理、し尿処理			
		○がれきの処理			

第1節 ごみ処理計画（環境安全部）

災害発生により大量に排出されるごみを迅速に処理し、被災地の環境衛生の確保を図ることとする。

排出量については「東京都区部における被害想定に関する報告書」に基づき、次のように想定する。

- (1) 推定ごみ排出量
一般生活による排出量 2,470 トン（東京都全体 185,000 トン）
- (2) 処理態勢
清掃事務所の所有機材は次のとおりである。

所有機材等

（平成 27 年 1 月 1 日現在）

部 署 名	職員数（名）	機材
千代田清掃事務所	所長 1 係長 4 事務 13	（区保有車両 17 台）
	技能長 8	小型プレス車 5 台
	収集業務 40 再任用職員 11	平ボディ車 1 台
	再雇用 1	軽小型作業車 6 台
飯 田 橋 車 庫	所長 1	軽小型ダンプ車 1 台
	運転 7 再任用職員 1	ライトバン等 4 台
三 崎 町 中 継 所	0（業務委託）	船舶積替基地（最大中継日量 25 トン）
計	93	

(3) ごみ処理方法

ア 災害時のごみの排出について

分別排出を徹底させるとともに、収集可能な場所に設けられた臨時実施集積所において行うよう指導する。

イ ごみの収集・運搬について

平常作業からの応援及び臨時の雇上人員・機材により、衛生上速やかに処理を必要とするごみを最優先させながら、収集態勢を確保し、2週間を目途に災害時のごみ収集を実施する。

なお、3週目以降にごみが停滞する場合は、状況に応じて適宜回復作業を行う。

ウ 臨時中継所の確保

ごみ処理施設への短期間搬入が困難な場合は、公有地を中継所として確保し、収集の効率化を図る。

第2節 トイレの確保及びし尿処理（防災・危機管理課、環境安全部、都）

1 し尿処理計画

避難者 75 人当たり 1 基の災害用トイレの確保に努める。避難所等のし尿処理は、井戸、プール・河川等によって水を確保し、下水道機能の有効活用を図るとともに、仮設トイレ等を使用したし尿処理を行う。

(1) 下水道機能の有効活用策

避難所等におけるし尿処理は、井戸水、プールの水、雨水等を確保し下水道機能を有効活用する。

(2) 仮設トイレの利用

避難所・市街地等に設置する仮設トイレは汲取式とせず、下水道等に放流することができるものとする。

なお、仮設トイレの機種選定にあたっては、障害者・高齢者、女性、子ども等に配慮するとともに、防犯性の高いトイレ等により利用者の利便性を確保する。設置場所については、し尿収集可能な場所を予め選定しておき、周知する。

（震災時に仮設トイレ設置可能な人孔位置図→資料編 資料第 35）

区は、仮設トイレに加えて携帯トイレや簡易トイレ等の確保に努める。

2 災害時協力井戸の確保

区は、生活用水を確保するため、区民及び事業所の所有する井戸に対し、災害時に近隣の住民に対し提供してもらうよう協力を求め、「災害時協力井戸」として 16 箇所指定し（平成 8 年度指定開始）、区民が直接給水を行う。また、民間ビルにある受水槽の水を、近隣住民に対し提供してもらうよう協力を求め、提供を受ける。

災害対策用井戸及び災害時協力井戸の一覧

平成27年1月1日現在

災害対策用井戸			災害時協力井戸		
	施設名	所在地		所有者 (敬称略)	所在地
1	旧永田町小学校	永田町 2-19-1	1	泉商事(株)	麴町 4-2-6
2	麴町小学校	麴町 2-8	2	心法寺	麴町 6-4-1
3	九段小学校	三番町 16	3	〃	〃
4	番町小学校	六番町 8	4	(株)ニュー・オータニ	紀尾井町 4-1
5	〃	〃	5	(株)祐伸産業	二番町 7-5
6	旧九段中学校	富士見 1-1-6	6	雙葉学園	六番町 14-1
7	富士見みらい館 (富士見小学校)	富士見 1-10-3	7	シャルトル聖パウロ 修道女会	九段北 2-4-1
8	神田一橋中学校	一ツ橋 2-6-14	8	個人施設 協力者	—
9	お茶の水小学校	猿楽町 1-1-1	9		—
10	昌平童夢館 (昌平小学校)	外神田 3-4-7	10		—
11	神田さくら館 (千代田小学校)	神田司町 2-16	11		—
12	旧今川中学校	鍛冶町 2-4-2	12		—
13	アーツ千代田 3331 (旧練成中学校)	外神田 6-11-14	13		—
14	東郷公園 (道路公園課)	三番町 18	14		—
15	外濠公園 (道路公園課)	五番町先	15		—
16	芳林公園 (道路公園課)	外神田 3-5-18	16		—
17	和泉公園 (道路公園課)	神田和泉町 1-300			
18	神田橋公園 (道路公園課)	神田錦町 1-29			
19	西神田公園 (道路公園課)	西神田 2-3-11			
20	清水谷公園 (道路公園課)	紀尾井町 2-1			

3 都と区の役割分担

- (1) 応援要請
清掃事務所は、し尿発生量を予測し、他自治体等に対して応援を要請し、収集体制の整備を行う。
- (2) 清掃事務所と都下水道局との情報連絡
清掃事務所は、搬入先等について都下水道局と調整し、搬入できる下水道施設（水再生センター及び管路）を定める。
- (3) し尿の収集・運搬
清掃事務所及び応援自治体等は、日々、し尿の収集作業計画を策定し、し尿収集を行い、下水道施設（水再生センター及び管路）に運搬する。
- (4) し尿の処理
都下水道局は、し尿収集作業計画に基づき搬入されたし尿を受け入れ、処理を行う。

第3節 がれき処理（まちづくり推進部、環境安全部）

1 活動方針

被災地の応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るため、震災による建物の焼失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等（以下、「がれき」）という。）を適正に処理する。

区は、区域内の関係機関と調整を図り「がれき」の処理に関する計画を策定し、これに対処することとする。

また、区は、被害状況（廃棄物処理施設、家屋等）及び震災がれき発生量について、都に報告するものとする。

2 推定発生量

被害想定に基づく、区の「がれき」の推定発生量は、次のとおりである。

重量：600,000 トン

体積：450,000 m³

3 処理計画

(1) 緊急道路障害物除去作業に伴う「がれき」の搬入

発災直後、救援活動を円滑に行うため実施する緊急道路障害物除去作業により収集した「がれき」を各地の「がれき」仮置場（第一仮置場）に搬入し、廃木材、コンクリートがら、金属くず等に分別する。

(2) 「がれき」の撤去及び倒壊建物の解体

「がれき」撤去に関しては、個人住宅や一部の中小事業所等に関り、区の対策班において住民からの申請受付、民間業者との契約事務を行うとともに、適正処理についての指導等を行う。

また、倒壊した建物の解体は、原則的に所有者が行うこととするが、個人住宅や一部の中小事業所等について特例措置を国が講じた場合、倒壊建物の解体処理に関しても「がれき」の撤去と同様の事務を行う。

具体的な事務の内容は、次のとおりである。

ア 受付事務

対策班は、発災後速やかに住民からの解体・撤去申請を受け付ける窓口を設置する。申請を受け付けた後、その建物に関する権利関係等を確認し解体・撤去することが適当かどうか判断する。

イ 民間業者との契約事務

緊急道路障害物除去作業終了後、解体・撤去することが適当と認められたものについて、対策班は建物の危険度や復旧・復興計画上の優先順位等を考慮しつつ、民間業者と解体・撤去作業の委託契約を締結する。

ウ 適正処理の指導事務

解体・撤去作業の際は、「がれき」を種類別に分別して搬出し、またアスベスト等の有害物質については、所定の指針に基づき適正に処理されるよう委託業者に対し指導を徹底する。搬出した「がれき」については、対策班の指示する仮置場に搬入する。

(3) 「がれき」の仮置場の設置

仮置場は、積替えによる「がれき」の輸送効率の向上と、分別の徹底及び再利用が円滑に実現するまでの貯留用地として、対策本部が対策班と連携して設置する。具体的には、「がれき」処理の経過に応じて、次のように区分する。

ア 第一仮置場

緊急道路障害物除去作業により収集した「がれき」を処理体制が整うまでの間仮置きするために設置する。障害物除去作業終了後は、引き続き輸送の効率を図るため、建物の解体により発生した「がれき」の積替え用地として使用する。

区は、第一仮置場予定地として外濠公園を指定する。

外濠公園	千代田区五番町先 他
------	------------

イ 第二仮置場

緊急道路障害物除去作業終了後、他の応急対策で利用していたオープンスペースを転用して、建物の解体により発生した「がれき」の積替え用地として使用する。

ウ 第三仮置場

第一・第二仮置場から搬出した廃木材・コンクリートがらについては、できる限り再利用するが、その際に、中間処理や再利用施設が円滑に機能するまでの間、貯留用地として使用する。

なお、第三仮置場周辺で発生した「がれき」は輸送効率を勘案し第一・第二仮置場を経由せずに直接搬入する。また、各仮置場には簡易破碎機を導入し、廃木材・コンクリートがらをできるだけ減容化する。

4 処理に必要な協力体制

「がれき」の処理にあたっては、次の業務について資機材の提供を含め、民間業者に協力を求めて効率的に実施する。（区に係わる部分のみ）

(1) 倒壊建物の解体・「がれき」の撤去

ア 倒壊建物の解体業務

イ 発生「がれき」の撤去作業

(2) 「がれき」仮置場の設置

ア 仮置場の維持管理業務

イ 仮置場からの「がれき」の搬出

5 がれき処理マニュアルの作成

がれき処理計画を円滑に実施していくため、「震災がれき処理マニュアル」を作成する。作成にあたっては、平成26年度中に策定される「特別区における災害廃棄物対策ガイドライン」を踏まえ、作成する。

第4節 障害物の除去（まちづくり推進部、環境安全部）

(1) 住宅関係障害物除去計画

ア 住家に流入した土石、竹木等の除去は、該当する住家を早急に調査のうえ、次に掲げる災害救助法の基準に基づき実施する。

- (ア) 障害物のため、当面の日常生活が営み得ない状況にあるもの。
- (イ) 障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれたもの。
- (ウ) 自らの資力をもってしては、障害物の除去ができないもの。
- (エ) 住家が半壊又は床上浸水したものであること。
- (オ) 原則として、当該災害により、直接被害を受けたもの。

実施方法は、半壊、床上浸水住家のうち、急を要するものを選定して実施する。

イ 実施機関

(ア) 災害救助法適用前

区長が除去の必要を認めたものを対象として区が実施する。

(イ) 災害救助法適用後

- ・区は除去対象戸数及び所在を調査し、都建設局に報告するとともに、都と協力して実施する。
- ・都建設局は、区からの報告に基づき、実施順位、除去物の集積地を定め実施する。

使用資機材は、第一次的には、区保有のものを使用し実施する。労力、機械等が不足の場合は、都総務局（本部長室）に要請し、隣接区市からの派遣を求める。更に不足の場合は、建設業協会に対し、資機材、労力等の提供を求める。

第14章 遺体の取扱い

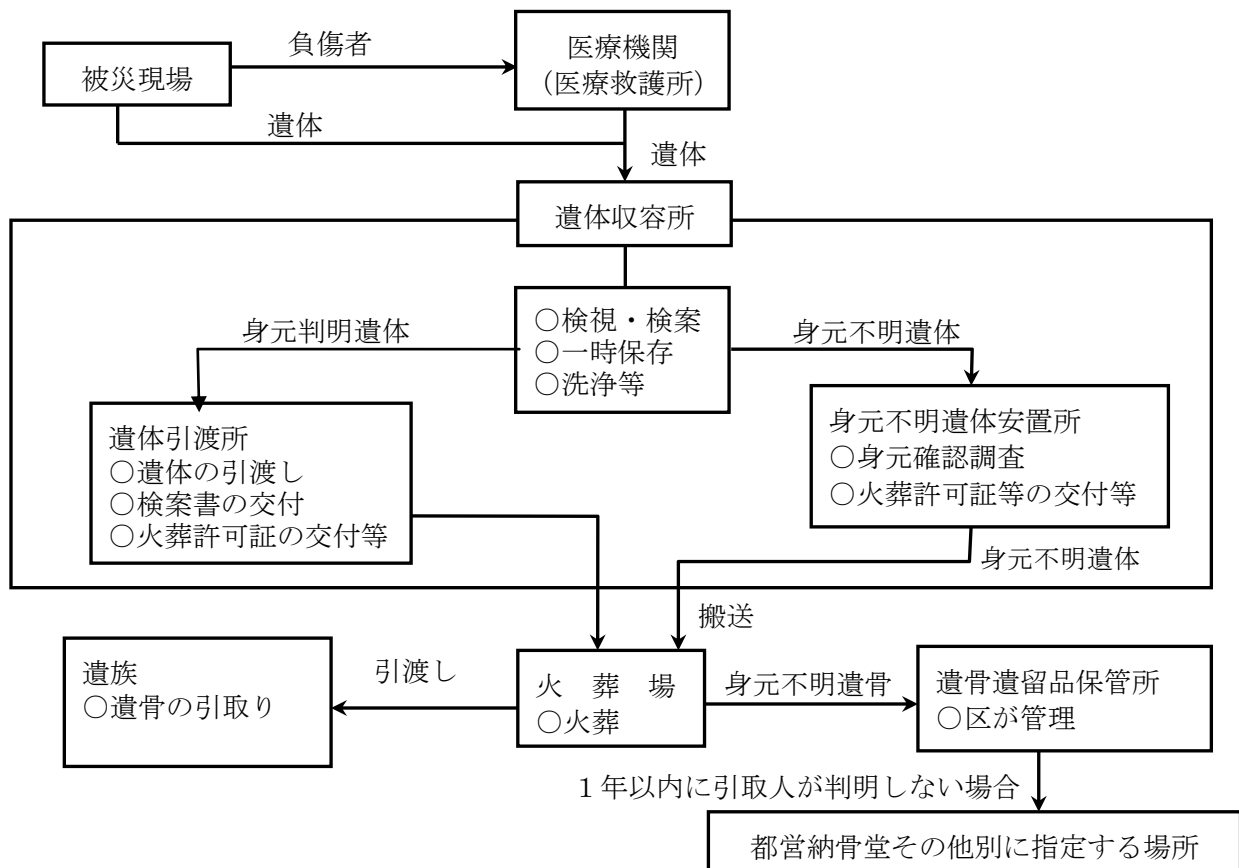
遺体の捜索・収容・検視・検案等を実施するとともに、火葬場を確保し、遺体の取扱い対策を実施する。

主な機関の応急・復旧活動

機関名	発災	24時間		72時間	
	初動態勢確立期	即時対応期			復旧対応期
警察署 地域保健担当 区民生活部、 防災・危機管理課					
		○行方不明者及び遺体の捜索・収容			
		○遺体の検視・検案			
		</			

第1節 遺体の取扱いの流れ（防災・危機管理課、区民生活部、警察署、都）

遺体の捜索、収容及び検視・検案並びに火葬等については、次の流れにより区及び都が協力して行う。



第2節 遺体の搜索・収容等（防災・危機管理課、区民生活部、地域保健担当、警察署、都）

（1）遺体の搜索

行方不明者のうち、周囲の事情から既に死亡していると推定される者の遺体の搜索は次のとおり実施する。

ア 機関別活動内容

遺体の搜索に関する機関別対応は、次のとおりである。

機 関 名	内 容
千 代 田 区	1 都総務局と協議し、遺体及び行方不明者の搜索は、区が都、警察その他関係機関及び地元奉仕団等の協力のもとに、作業員の雇上げ、舟艇、機械器具等の借上げにより実施する。 2 災害救助法が適用された場合は、区長は都知事の補助機関として搜索を実施する。 3 発見した遺体は、現地の一定の場所に集め、警察署及び都福祉保健局（監察医務院）に連絡する。
都 総 務 局	区からの協議に基づき、遺体の搜索について関係機関との連絡調整にあたり、搜索作業が円滑に実施できるよう支援する。
丸の内警察署 麹町警察署 神田警察署 万世橋警察署	1 警備活動に付随し、区が行う遺体の搜索に協力する。 2 行方不明の届出受理の適正を期するとともに、情報の収集に努め、積極的に調査を実施する。 3 身元不明者については、人相、所持品、着衣、特徴等を写真撮影するとともに、遺品を保存し、身元の発見に努める。 4 遺体については、検視規則及び死体取扱規則等に基づき、迅速に処理するとともに、その経過を明らかにする。検視場所は原則として千代田万世会館とする。 5 検視（見分）後の遺体は、区に処理を引き継ぐ。

イ 搜索の期間等

区 分	内 容
搜索の期間	災害発生の日から 10 日以内とする。
期間の延長 （特別基準）	災害発生の日から 11 日以上経過しても、なお、遺体を搜索する必要がある場合は、搜索の期間内に（10 日以内）に下記の事項を明らかにして、内閣総理大臣（区にあっては、都知事）に申請する。 （1）延長の期間 （2）期間の延長を要する地域 （3）期間の延長を要する理由（具体的に記載のこと。） （4）その他（延長することによって搜索されるべき遺体数等）
国庫負担	1 船舶その他搜索のために必要な機械器具の借上費で、直接搜索の作業に使用したものに限り、その使用期間における借上費 2 搜索のために使用した機械器具の修繕費 3 機械器具を使用する場合に必要なガソリン代、石油及び搜索作業を行う場合の照明用の燃料代等

区 分		内 容
国庫負担	費用の限度額	金額の多寡にかかわらず「真にやむを得ない費用」の範囲
	その他	搜索のために要した「人件費」及び「輸送費」も国庫負担の対象となるが、いずれも経理上搜索費から分離し、「人件費」及び「輸送費」として、各々一括計上する。

ウ 必要帳票等の整備

区は、遺体の搜索を実施した場合、次の書類・帳票を整備する。

- (ア) 救助実施記録日計表
- (イ) 搜索用機械器具燃料受払簿
- (ウ) 遺体の搜索状況記録簿
- (エ) 遺体の搜索用関係支出証拠書類

(2) 遺体の搬送（死体収容所まで）

遺体の搬送に関する機関別の対応は、次のとおりとする。

機 関 名	内 容
千 代 田 区	区は、遺体収容所の管理者に連絡のうえ、遺体の搬送に必要な車両及び作業員を雇上げ、警察署等関係機関の協力を得て、遺体を発見現場から定められた遺体収容所に搬送する。
丸の内警察署 麹町警察署 神田警察署 万世橋警察署	警察署は、遺体の搬送について区から要請があった場合は、必要により協力する。
都 総 務 局	都総務局は、区が行う遺体の搬送について、区及び関係機関等との連絡調整を行う。

(3) 遺体の収容等

ア 遺体の収容

遺体の収容に関する機関別の対応は、次のとおりとする。

機 関 名	内 容
千 代 田 区	区は、災害発生後速やかに遺体収容所を開設し、必要器具を用意した上で、遺体を収容するとともに、開設状況について、都及び警視庁に報告する。また、遺体収容所の開設・運営等に関して、区の対応能力のみでは十分でないと認められるときは、都及び関係機関に応援を要請する。
都 総 務 局	都総務局は、区長の要請に基づき、遺体収容所の開設・運営等に必要な支援措置を講ずる。

イ 資器材の整備

区は、遺体の搬送・収容を行うために、必要な資器材（遺体袋、担架等）の整備を進める。

震災対策編 第2部 震災応急・復旧対策計画
第14章 遺体の取扱い

ウ 遺体収容所候補施設

区の遺体収容所は、次のとおりとする。

施設名	所在地
千代田万世会館	外神田 1-1-7
内幸町ホール	内幸町 1-5-1

なお、大規模災害等により多数の死亡者が発生する場合に備え、都及び関係機関と協議し、他の場所を検討し、遺体を迅速に収容する体制を確立する。

遺体収容所においては、検視・検案の実施、死体検案書の交付、死亡届の受理、火葬許可証の交付等の関係法令に基づく手続き、遺体の引渡しや一時的な保存、必要に応じて遺体の洗浄等を一括的に処理することとする。

エ 遺体の一時保存

災害時の遺体は、識別を行うため、遺体の一時保存を行う。

オ 遺体の洗浄等

感染症予防及び遺体の識別を容易にするためにも洗浄等の処置が必要となる。

このため、区は、東京都と協議のうえ、必要に応じて作業員を雇上げ、遺体の洗浄、縫合、消毒の処置を実施する。

カ 遺体処理の期間等

区 分	内 容
処理の期間	災害発生の日から 10 日以内とする。
期間の延長 (特別基準)	災害発生の日から 11 日以上経過しても、なお、遺体の処理を必要とする場合は、処理の期間内に（10 日以内）に下記の事項を明らかにして、内閣総理大臣（区にあっては、都知事）に申請する。 （1）延長の期間 （2）期間の延長を要する地域 （3）期間の延長を要する理由（具体的に記載のこと。）
国庫負担の 費用限度額	1 遺体の一時保存のための費用 （1）既存建物を利用する場合……借り上げ費は通常の実費とする （2）既存建物を利用できない場合……一体あたり 5,000 円以内とする。 2 遺体の洗浄・縫合・消毒の処置等のための費用は一体あたり 3,300 円以内（平成 26 年度基準）とする。

キ 必要帳票の整備

区は遺体の収容等を実施した場合、次の書類・帳票を整備する。

- (ア) 救助実施記録日計表
- (イ) 死体処理台帳
- (ウ) 死体処理費支出証拠書類

第3節 遺体の検視・検案等（防災・危機管理課、区民生活部、警察署、都）

遺体は、人心の安定・遺族の心情等を考慮し、速やかに遺族へ引渡す必要がある。そのため、迅速な検視・検案体制の確立が必要である。

検視・検案は、原則として同一場所で集中的に実施することとし、区は、都及び警察署と連携し、必要な体制を確立する。

（1）機関別活動内容

遺体の検視・検案に関する機関別の対応は、次のとおりとする。

機 関 名	内 容
千 代 田 区	1 区長は、関係機関の協力を得て、発災後速やかに遺体収容所を開設して運営にあたり、検視・検案を迅速かつ的確に行える体制を確立する。 2 遺体収容所の開設状況について、都福祉保健局及び警察署に報告する。 3 遺体収容所の開設や運営等に関して、区の能力のみでは十分でないと認められるときは、都及びその他関係機関に応援を要請する。
都福祉保健局	1 都福祉保健局長は、監察医等による検案班を編成して、遺体収容所等に派遣し、速やかに遺体の検案及びこれに必要な措置を講ずる。 2 都福祉保健局長は、検案態勢が都の対応能力のみでは十分でないと認めるときは、必要に応じ関係機関等に応援を要請する。 3 都福祉保健局長は、区の要請に基づき、迅速かつ的確に検視・検案が行えるよう、遺体収容所の開設・運営等に必要な支援措置を講じる。
丸の内警察署 麹町警察署 神田警察署 万世橋警察署	1 警察署は、検視班を遺体収容所に派遣する。 2 検視班は、検視規則及び死体取扱規則並びに大震災時における多数死体取扱要綱に基づき、遺体の検視及びこれに必要な措置を講ずる。

（2）区民への情報提供

災害発生時における検視・検案、遺体の引渡しを円滑に実施するためには、検視・検案態勢に係る的確な情報を区民へ提供する必要がある。

そのため、区は都等関係機関と連携し、死亡者に対する情報提供を行う体制を確立する。

（3）資器材等の備蓄・調達

区は、遺体の安置、保管等に必要なドライアイス・棺等の物品や検死用器具の確保に努め、都は区を補完・支援するため、調達に関する近県・市等や関係業界との協力体制の整備に努める。

震災対策編 第2部 震災応急・復旧対策計画
第14章 遺体の取扱い

(4) 遺体の身元確認

機 関 名	内 容
千 代 田 区	1 区は、遺体の身元を確認し、「遺体処理票」（様式集 No.71）及び「遺留品処理票」（様式集 No.72）を作成のうえ納棺し、氏名及び番号を記載した「氏名札」を棺に貼付する。 2 遺体収容所において、埋火葬許可証を交付する。
都	都は警視庁の協力を得て、行方不明者の捜索に相談にあたるとともに、身元不明遺体の身元引受人の発見に努める。
丸の内警察署 麹町警察署 神田警察署 万世橋警察署	警察署は、区と協力して身元不明死体の引取人を調査する。

第4節 火葬（防災・危機管理課、区民生活部、地域保健担当、警察署）

火葬は、災害の際死亡した者に対して、その遺族が災害時の混乱のため、資力の有無にかかわらず火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がない場合に、応急的に実施する。

(1) 火葬体制の確立

ア 火葬特例の適用・許可証の発行

災害時に多数の死亡者が発生した場合、通常の火葬許可証の発行体制では事務の混乱が予想され、遺体の迅速かつ的確な処理に支障を来し、公衆衛生上の問題が生ずる可能性が高い。

このため区は、遺体収容所等において火葬許可証の迅速な発行に努めるとともに、通常の手続が困難な場合には、緊急時の対応として、必要に応じて火葬許可証に変わる証明書として「特例許可証」を発行する。

イ 広域火葬の実施

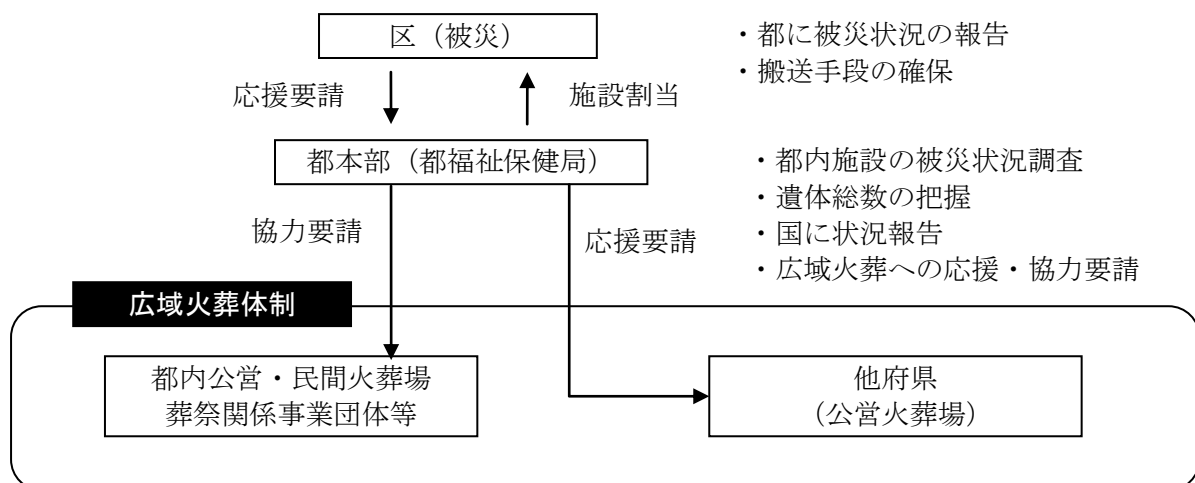
災害時に多数の死亡者が発生した場合に備え、遺体の安置、保存及び搬送体制など遺体を速やかに火葬に付す体制を確立する。

区は、棺や搬送車両等を確保する。また、震災時には火葬場の機能低下が予想されることから、遺体の一時保存が可能な保存剤（ドライアイス等）や非透過性納体袋などを確保する。

区は、近隣における火葬場の処理能力が不足すると判断した場合、状況に応じて都に広域火葬の応援・協力を要請する。都内で広域火葬が実施される場合、都と調整を図り、広域火葬の円滑な実施と住民への広域火葬体制の広報に努める。都の調整の下、割り振られた火葬場に、火葬に必要な事項、手順等を確認する。交通規制が行われている場合には、緊急通行車両の標章の交付を受ける。遺体収容所から受入れ火葬場まで遺体搬送のための措置を講じ、区域内で対応できない状況となった場合には、都に対して、遺体搬送手段の確保を要請する。

都は区を支援するため、遺体の安置、保管に係る物品の調達や遺体の搬送など火葬に関する近縣市等との協力体制の確立に努める。

【火葬体制】



第14章 遺体の取扱い

(2) 火葬の要件

ア 火葬の要件

(ア) 対象となる者は、災害時に死亡した者であること。災害時に死亡した者であれば、直接災害により死亡したものに限らない。

(イ) 災害のため、通常の火葬を行うことが困難であること。

イ 火葬の方法等

区は、災害遺体送付票（災害遺体送付票→資料編 様式集 No.73）を作成のうえ、遺体を指定された火葬場に送付する。火葬に付した後、遺骨等を遺族に引渡す。

すぐに遺族へ引渡すことができない場合は、遺骨及び遺留品に遺骨及び遺留品処理票（遺骨及び遺留品処理票→資料編 様式集 No.74）を付し、保管所に一時保管する。

家族その他から遺骨及び遺留品の引取りの希望があったときは、「遺骨及び遺留品処理票」を整理のうえ、引渡す。

ウ 火葬の内容

(ア) 棺（付属品を含む）

(イ) 火葬（賃金職員等雇用費を含む）

(ウ) 骨つぼ及び骨箱

エ 火葬の期間及び国庫負担の対象となる費用の限度

区 分	内 容
火 葬 の 期 間	災害発生の日から 10 日以内とする。
期 間 の 延 長 (特別基準)	災害発生の日から 11 日以上経過しても、なお、火葬を必要とする場合は、火葬の期間内に（10 日以内）に下記の事項を明らかにして、内閣総理大臣（区にあっては、都知事）に申請する。 (1) 延長の期間 (2) 期間の延長を要する地域 (3) 期間の延長を要する理由（具体的に記載のこと。） (4) その他（延長を要する地域ごとの火葬に要する遺体数等）
国 庫 負 担 の 費 用 限 度 額	1 大人 1 体あたり 173,000 円以内 2 小人（12 才未満の者） 1 体あたり 154,400 円以内

オ 身元不明遺体の遺骨の取扱い

機 関 名	内 容
千 代 田 区	区は、身元不明死体の遺骨を遺留品とともに遺骨遺留品保管所に保管し、1 年以内に引取人が判明しない場合は身元不明者扱いとし、都営納骨堂その他別に定める場所に移管する。
丸の内警察署 麴町警察署 神田警察署 万世橋警察署	警察署は、区と協力して身元不明死体の遺骨の引取人を調査する。

カ 必要帳票等の整備

区は、火葬を実施した場合等は、次の書類・帳票を整備する。

(ア) 救助実施記録日計票

(イ) 埋葬台帳

(ウ) 埋葬費支出証拠書類

第15章 水防対策

地震発生時の堤防等の決壊による被害を防止するとともに、水防上必要な資器材を確保し、水防対策を実施する。

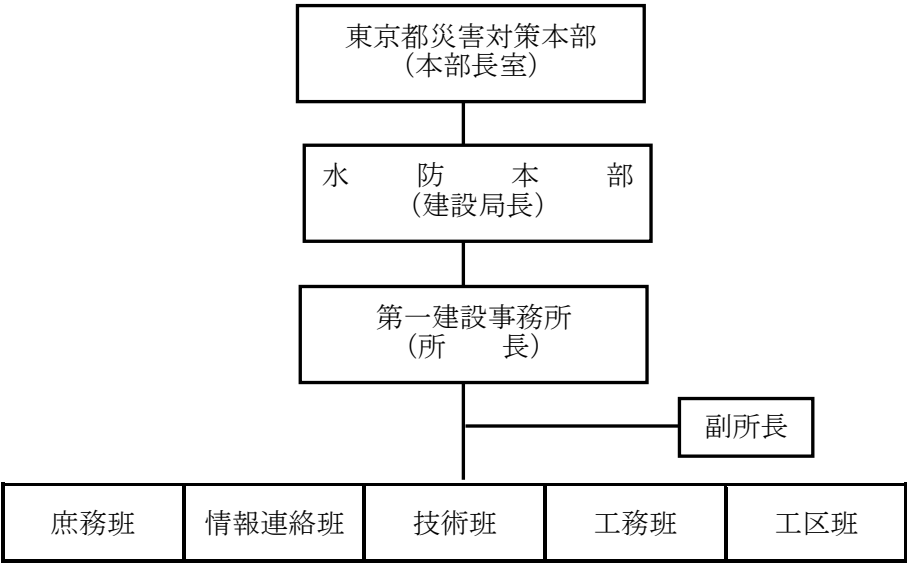
第1節 水防活動（防災・危機管理課、まちづくり推進部、第一建設事務所、下水道局中部下水道事務所、警察署、消防署）

主な機関の応急・復旧活動

機関名	発災	24時間		72時間	
	初動態勢確立期	即時対応期			復旧対応期
防災・危機管理課、まちづくり推進部、第一建設事務所、下水道局中部下水道事務所、警察署、消防署	○水防活動の実施				

1 水防組織

- (1) 区の水防組織及び業務分担 風水害対策編 第4部第4章第2節に準ずる
- (2) その他の組織
 - ア 第一建設事務所
 - (ア) 組織図



(イ) 配備態勢

水防活動は配備態勢に基づき水防組織に示す活動態勢をとり対処するものである。

(平成27年1月1日現在)

班	庶務班	情報連絡班	技術班	工務班	工区班
人 員	11 名	18 名	82 名	10 名	13 名

イ 下水道局中部下水道事務所

地震発生時において、津波や堤防護岸等の崩壊などによる浸水被害の発生又は発生のおそれが生じた場合、その被害の軽減を図るため、局の非常配備態勢に基づいて職員を配備し、あらかじめ決められた任務を遂行する。

2 水防活動

機 関 名	活 動 内 容
千 代 田 区	風水害対策編 第4部第4章第2節に準ずる。
第一建設事務所	風水害対策編 第4部第4章第2節に準ずる。
下水道局中部 下水道事務所	下水道局所管の高潮防潮扉については、大地震発生に伴う津波警報が発令された場合、直ちに閉鎖する。この場合、地盤の低い地域での内水はんらんを防止するため、区や関係部署との連絡を密にし、相互協力して対応する。
丸の内警察署 麹町警察署 神田警察署 万世橋警察署	水災地域の人命救助にあたるほか、周辺地域の交通規制を行う。
東京消防庁 第一消防方面本部 丸の内消防署 麹町消防署 神田消防署	人命救助を伴う水災に対しては、消防部隊を効率的に運用して水防活動にあたる。 その他の水災に対しては、火災等の発生、消防力の状況等を勘案して水防活動にあたる。

3 ハザードマップの作成

東京都区部では、予測し難い気象変化などに伴う集中豪雨により、河川は氾濫しなくとも低地や地下街が浸水する都市型水害が発生している。こうした都市型水害に備えるため、区は、平成12年9月の東海豪雨（総雨量589mm、時間最大雨量114mm）を想定し、神田川・日本橋川・隅田川の増水について、下水道管の排水能力や地形を考慮した場合の「千代田区洪水避難地図（洪水ハザードマップ）」と、荒川の下流域で堤防が決壊した場合を想定した「千代田区洪水避難地図（洪水ハザードマップ荒川版）」を公表した。各機関及び区民、事業所等は、これらハザードマップを基に、平素から水害に備える。

（千代田区洪水避難地図（洪水ハザードマップ）→資料編 資料第41）

（千代田区洪水避難地図（洪水ハザードマップ荒川版）→資料編 資料第42）

第16章 ライフライン施設の応急・復旧措置

ライフライン機関はそれぞれの応急・復旧活動態勢を確立し、早期の都市機能の回復を図る。

主な機関の応急・復旧活動

機関名	発災	24時間		72時間	
	初動態勢確立期	即時対応期			復旧対応期
保健福祉部、子ども・教育部 下水道局中央支所、 警察署、消防署、各防災機関				○ライフライン施設の応急・復旧措置	

第1節 水道施設（水道局中央支所）

災害時における飲料水の確保及び被害施設の復旧に対処するため、都水道局は、これに必要な人員、車両並びに資器材の確保、情報の収集連絡体制等を確立し、実情に則した判断のもとに断水区域を限定し、復旧を実施する。

本節においては、水道施設の応急措置について、必要な事項を定める。

1 震災時の活動態勢

(1) 給水対策本部の設置・運営

地震災害が発生した場合、必要な対策を迅速かつ効果的に実施するため、都水道局内に「給水対策本部」を設置し、都本部と密接な連絡を保ちつつ応急活動を実施する。

(2) 動員態勢の確立

ア 動員の確保

震災時において、飲料水の確保、復旧及び情報連絡活動などに従事する要員を確保するため、あらかじめ各部事業所別に職員の配備態勢を確立し、あわせて職員を指名し担当業務を決めておく。

なお、水道局職員で不足する人員は、都本部を通じて他の地方公共団体及び自衛隊等に応援を求める。

イ 関係機関及び関係業者への協力要請

復旧及び応急給水に必要な人員、資器材等については、契約会社、指定給水装置工事事業者等の水道関係業者へ協力要請をする。

(3) 情報連絡活動

応急対策を効率よく推進するためには、正確な情報を迅速に収集、伝達することが必要であり、このことから情報連絡の手段、時期、期間、内容等をあらかじめ定めておくこととする。

ア 被害状況等の情報収集手段

被害状況等の情報収集は、一般加入電話及び専用回線を利用した震災情報システム等を使用して行う。

イ その他の情報収集手段

一般加入電話及び震災情報システムが使用できない場合は、通信の疎通状況を勘案して次の通信手段を用い、給水対策本部内における情報連絡を行う。

(ア) 水運用専用電話（水道局専用回線）

(イ) 東京都水道局業務用無線

(ウ) 衛星携帯電話

(エ) 東京都防災行政無線

ウ 通信時期、内容等

給水対策本部における連絡は、緊急連絡事項を除き、あらかじめ定めた時間及び内容形式により行う。

2 首都中枢機関等への供給管路の復旧体制の確立

(1) 基本方針

首都中枢機関等への供給管路の被害箇所については早急に復旧を行えるよう、配水施設復旧班（給水部）が全体の被害や職員の参集状況を把握した上で、各支所を指揮し、職員の再配置を行うなど、応援体制を確立する。

注）首都中枢機関等とは首都中枢機関及び第三次救急医療機関等をいう。

(2) 復旧活動

支所の復旧作業は、復旧方針に基づき、必要な体制を確立して実施する。

ア 管路の復旧作業は、断水作業を限定し、可能な限り給水を継続しながら実施する。

イ 断水区域を速やかに解消するため、次の順位であらかじめ当該支所で定める優先施設（以下「復旧優先施設」という。）から順次復旧する。

〈復旧優先順位表〉

順位	配 水 施 設
第1位	あらかじめ定める首都中枢機関等への供給管路 （首都中枢機能等を保持するための当該施設に至る管路）
第2位	あらかじめ定める第一次重要路線 （送水管及び広大な区域を持つ配水本管）
第3位	あらかじめ定める第二次重要路線及び配水小管重要路線 （配水本管及び小管の骨格となる路線）
第4位	第1位から第3位までのものを除くほか、給水上極めて重要な路線 （応急給水施設、避難所等に至る管路）

ウ 資機材の調達、復旧態勢、復旧の緊急度等を勘案し、必要に応じて仮配管、路上配管等、仮復旧を実施する。

3 災害時の広報

震災対策編 第2部第2章第4節に準ずる。

第2節 下水道施設（下水道局中部下水道事務所、北部下水道事務所）

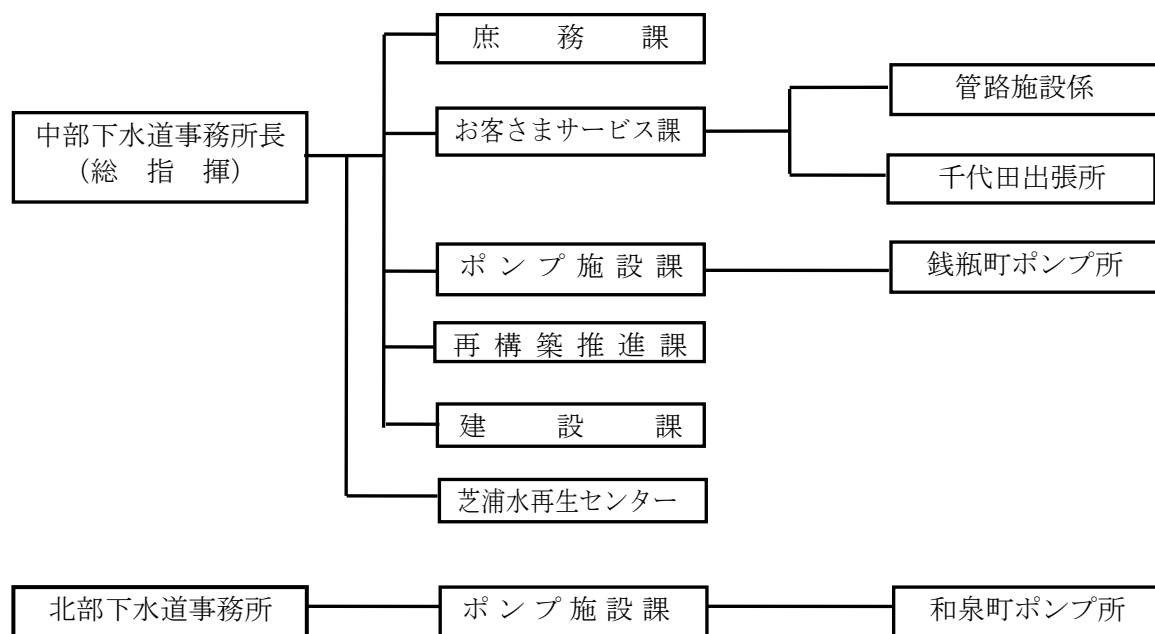
災害時における下水道施設の被害に対しては、汚水、雨水のそ通に支障がないように応急措置を講じ、排水の万全を期す必要がある。

本節においては、下水道施設の応急措置について必要事項を定める。

1 震災時の活動態勢

局の非常配備態勢に基づき、職員の配置を行い下水道施設の被害に対し、迅速に応急復旧活動を行う。これに要する資器材、自動車等の確保に努める。

当下水道事務所の非常時における組織及び配備態勢は、次のとおりである。



2 応急復旧対策

(1) 計画方針

下水道施設の復旧にあたっては、汚水、雨水の排水及び内水の排除を第一に計画をたて、被害の状況、復旧の難易度を勘案し、復旧効果の大きなものから実施する。

下水道管渠の被害に対し、汚水、雨水の排水に支障のないように応急措置を講じ、機能の確保に万全を期す。

(2) 応急対策

管路・ポンプ所・水再生センター等の緊急調査及び措置、被害状況調査、建設事務所の指揮・調整、工事現場の保安点検等を行う。

各施設の点検を行い、施設の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を実施する。

応急復旧活動に当たっては、災害時における応急復旧業務に関する協定を締結している民間団体と連携して対処する。

ア 管きょ等

(ア) 緊急輸送道路を地上巡視し、下水道施設が起因する道路陥没等を早急に把握し、損傷状況に応じた応急復旧を実施する。

(イ) 速やかに震災復旧活動の拠点を設置し、管きょの被害状況及び高潮防潮扉の操作状況など、防災上重要な施設について重点的に被害状況及び措置状況を集約する。

イ 水再生センター・ポンプ所

(ア) 各施設の点検を行い、施設の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を実施する。

(イ) 万一機能上重大な被害が発生した場合は揚水施設の復旧を最優先する。これらと並行して各施設の損壊箇所を直ちに処置し、流下機能の確保と沈殿、消毒、放流などの機能の回復を図る。

(ウ) 水再生センター・ポンプ所において、停電のためポンプの機能が停止した場合、ディーゼル発電機やガスタービン発電機などの非常用発電機及びエンジン直結ポンプによってポンプ運転を行い、揚水不能の事態が起こらないよう対処する。

(3) 高潮防潮扉の閉塞、開扉

ア 施設の目的

神田川左岸の高潮防潮堤の下水道雨水吐に設置されている高潮防潮扉は、高潮や津波による水災から市街地を防御し、被害を軽減するものである。

イ 監視・警戒

高潮や津波の警報等が発令された場合は、水位等に応じて監視警戒を行う。

ウ 高潮防潮扉の閉塞

気象庁から高潮警報が発令された時、河川水位が閉塞水位（下表参照）に達し、なお上昇の恐れがある場合は、高潮防潮扉を閉塞する。また、東京内湾に津波警報が発令された時、高潮防潮扉を原則閉塞する。なお、雨天時及び津波到達予想時間が遅い場合は、水位状況などを考慮して操作する。

エ 高潮防潮扉の開扉

河川の水位等が閉塞水位以下となり、かつ、堤内地にて河川等からの逆流による被害の恐れが無くなったとき、防潮扉は開扉するものとする。

河川水位が閉塞水位以下となり、かつ、堤内地内で河川からの逆流による被害の恐れが無くなった時、高潮防潮扉を開扉する。

オ 地元水防関係者の協力

前記ウ、エを行う場合には、地元水防関係者の協力を得るものとする。

表 高潮防潮扉の閉塞水位

下水道局番号	設置場所	目標	構造	閉塞水位 (AP)	下水道事務所電話番号
29	千代田区神田佐久間河岸 76	尾形工業前	スルースゲート ◎ 900	3.544	中部下水道事務所 3270-8325
31	〃 神田佐久間町 1～37	和泉橋上流	スルースゲート □ 1,950×1,350	3.464	〃

(注) ◎：丸型防潮扉 □：角型防潮扉

第3節 電気施設（東京電力）

災害により電気施設に被害があった場合は、二次災害の発生を防止し、速やかに応急復旧を行い、社会公共施設としての機能を維持することが必要である。

このため本節では、災害時における活動態勢について必要な事項を定める。

1 震災時の活動態勢

(1) 非常態勢の区分

非常災害の発生のおそれがある場合または発生した場合の情勢に応じ、非常態勢の区分を下表のとおりとする。

なお、被害の全体像が把握できた段階で態勢見直しを実施する。

(2) 非常態勢適用表

区 分	情 勢
第1 非常態勢に 準ずる体制 (準第1 非常態勢)	○災害の発生の確率が低いと予想される場合 ○仮に災害が発生したとしても、被害が小規模と予想される場合
第1 非常態勢	○災害の発生が予想される場合 ○災害が発生した場合
第2 非常態勢	○大規模な災害の発生が予想される場合 ○大規模な災害が発生した場合（電気事故による広範囲停電を含む） ○東海地震注意情報が発せられた場合 ○洞道内火災が発生した場合
第3 非常態勢	○大規模な災害が発生し、復旧に長期化が予想される場合 ○東京都または隣接県で、震度6以上の地震が発生した場合 ○警戒宣言が発せられた場合

2 応急復旧対策

ライフライン施設は、住民生活と最も密着しているものであるため、人心の安定を図るためこれらの施設の機能を一刻も早く回復し、供給等を再開するよう努めるものとする。

(1) 設備の予防強化

電気設備の技術基準に基づき設備を設置している。

工事中あるいは仮工事中のものは、速やかに本工事を完了するか補強又は応急措置を講ずる。

(2) 工具、機動力、資材等の整備確認

工具、車両等を整備して応急出動に備えるとともに、手持資材の数量を調査し、復旧工事に支障のないよう手配する。

(3) 復旧動員計画

動員した要員で、応急措置に引続き電気施設の復旧にあたる。東京電力の工事力のみで早期復旧が困難である場合は、社外者（請負業者等）に応援を要請する。

(4) 復旧順位

ア 復旧は、原則的に人命に係る箇所、復旧対策の中核となる官公庁（署）、民心の安定に寄与する報道機関、避難所等を優先するなど災害状況、各施設の被害復旧の難易度等を勘案して、供給上、復旧効果の最も大きいものから行う。

イ 長期浸水地区における重要施設への供給に対しては、負荷切替、応急ケーブルの新設等により仮送電する。

3 災害時における危険予防措置

電力需要の実態にかんがみ、災害時においても原則として送電を継続するが、水害及び火災の拡大等に伴い円滑な防災活動のため、警察、消防機関等から送電停止の要請があった場合には、適切な危険予防措置を講ずる。

4 災害時の広報

- (1) 感電事故及び漏電による火災を防止するためお客さまに対し広報する。
- (2) 災害時における住民の不安を鎮静させる意味からも、電力の果たす役割の大きいことにかんがみ、電力施設の被害状況、復旧予定等についての的確な広報を行う。
- (3) 前(1)及び(2)については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により、直接、当該地域へ周知する。

5 被害状況の収集

全般的被害状況の掌握の遅速は、復旧計画樹立に大いに影響するので、あらゆる方法をもって被害状況の早期把握に努め、復旧計画を樹立する。

第4節 ガス施設（東京ガス）

地震災害によりガス施設に被害が生じた場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急措置を行い、ライフライン施設としての機能を維持する。

1 震災時の活動態勢

(1) 非常災害対策本部の設置

本社に非常災害対策本部を設置するとともに、各事業所に支部を設置し、全社的な応急活動組織を編成する。

(2) 災害時の活動体制

体 制	状 況	発 令 者	
第一次非常体制	被害又は被害予想が軽度又は局部の場合	(一次) 社 長	(代行者) 防災・供給センター 担当取締役又は防 災・供給センター所 長
第二次非常体制	被害又は被害予想が中程度の場合		

2 応急対策

(1) 発災時の初動措置

- ア 官公庁、報道機関及び社内事業所等からの被害状況等の情報収集
- イ 事業所設備等の点検
- ウ 製造所、整圧所における送出入量の調整又は停止
- エ ガス導管網の被害状況に応じた供給停止判断と導管網のブロック化
- オ その他、状況に応じた措置

(2) 応急措置

- ア 非常事態対策本部の指示に基づき、各事業所が連携し、被害の応急措置にあたる
- イ 施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整修理する。
- ウ 地震の発生直後にどの地域でどれだけの被害が起きたかを「地震時導管網警報システム」により被害推定し、ガスの供給停止の必要性等を総合的に評価して、適切な応急措置を行う。
- エ ガスの供給が停止した地区については、可能な限り速やかなガス供給再開に努める。
- オ その他現場の状況により適切な措置を行う。

(3) 資器材等の調達

復旧用の資器材を確認し、調達を必要とする資器材は、次のいずれかの方法により確保する。

- ア 取引先、メーカー等からの調達
- イ 各支部間の流用
- ウ 他ガス事業者からの融通

(4) 車両の確保

本社地区に、工作車・広報車を保有しており常時稼働可能な態勢にある。また、主要な車両には無線機を搭載している。

3 復旧対策

(1) ガス施設の復旧活動

ガスの供給を停止した地区の復旧作業については、二次災害を防止するため、予め定めた下記の手順により実施する。

ア 製造施設・供給施設（共通）

ガスの製造又はガスの供給を一時若しくは一部停止した場合には、予め定めた計画に基づき施設の点検及び修理を行い、標準作業に則り各施設の安全性を確認した後、稼動を再開する。

イ 中低圧導管の復旧（被害が発生した場合）

中圧導管及び地区ガバナ等のガス送出源から順に、導管網上に設置したバルブ等を利用してガスを封入し、漏洩検査を行い、漏洩箇所を修理する。

ウ 需要家宅のメーターガス栓の閉止（閉栓）

各需要家を訪問し、メーター近傍にあるメーターガス栓を閉める。

エ 復旧地域のセクター化

導管を遮断して、復旧地域を適切な規模のセクターに分割する。

オ 本支管の点検

(ア) 管内に水等が浸入していた場合には、排水ポンプ等を利用して排出する。

(イ) ガスを適切な圧力で封入し、漏洩検査を行い、漏洩箇所を修理する。

(ウ) ガス供給源から、修理が完了した範囲の導管網にガスを充填し、末端側から管内に混入した空気を排出する。

カ 需要家宅のガス管・排気管等の点検（内管の漏洩検査・修繕）

需要家宅内のガス栓から空気を封入し、圧力の変化を確認し、漏洩有無を判断する。その後、適切な圧力のガスを封入し、ガス検知器を使って漏洩箇所を特定し、配管取替等の修理を行う。

キ ガスの供給再開（開栓）

メーターガス栓を開放し、需要家宅内のガス機器で燃焼試験を行い、供給管と内管の空気抜きが完了していることを確認し、ガスの供給を再開する。

(2) ガス施設の供給再開活動

ガスの供給を停止した場合の供給再開については、二次災害を防止するため、下記の手順により慎重に進める。

施 設	再 供 給 手 順
製 造 所	ガスの製造・供給を一時若しくは一部停止した場合は、所定の点検計画に基づき、施設の点検・補修を行い、各設備の安全性確認の後、標準作業に基づいて、ガスの製造・供給を再開する。
整 圧 所	ガスの受入・送出を一時若しくは一部停止した場合は、所定の点検計画に基づき施設の点検・補修を行い、各設備の安全性確認の後、標準作業に基づいて供給を再開する。
高・中圧導管	1 区間遮断 2 漏えい箇所の修理 3 気密試験（漏えい箇所の発見）

施 設	再 供 給 手 順
低 圧 導 管 需要家設備	1 閉栓確認作業
	2 被災地域の復旧ブロック化
	3 復旧ブロック内巡回点検作業
	4 復旧ブロック内の漏えい検査
	5 本支管・供内管漏えい箇所の修理
	6 本支管混入空気除去
	7 内管検査及び内管の修理
	8 点火・燃焼試験
	9 開栓

(3) 再供給時事故防止措置

ガスの供給を停止した場合、問題となるのは再供給時の取扱いである。この操作を誤ると思わぬ事故に結びつくため、次の標準の手順をもって慎重に行う。

施 設	再 供 給 手 順
製 造 施 設	ガスの製造・供給を一時若しくは一部停止した場合は、所定の点検計画に基づき、各種施設の点検を実施し、必要に応じ補修を行い各設備の安全性を確認した後、標準作業に基づいて、ガスの製造・供給を再開する。
供 給 施 設	ガス再供給時のガス漏えい等による二次災害を防止するための点検措置を行う
需要家施設	各需要家の内管検査及びガスメーターの個別点検試験を実施し、ガスの燃焼状態が正常であることを確認した後、使用再開する。

4 災害時の広報

災害時には、住民の不安除去、波及的災害事故の防止を図るためサービス巡回車による広報巡回のほか、消防署、警察署、報道機関に協力を要請するなど、あらゆる手段をつくして広報周知に努める。

(1) 災害時の広報

ガス設備被害状況、供給支障の状況、復旧の現状および見通し等について適切な広報に努める。

(2) 再供給時の広報

需要家に対して、テレビ、ラジオ等の報道機関および当社の広報車、ビラ等によりガス供給再開時の事故を防止するため、次の事項について協力を要請する。

- ア あらかじめ、通知する管内検査および点火試験等の当日はなるべく在宅すること
- イ 点火試験に合格するまでは、ガスを使用しないこと
- ウ 内管検査・点火試験等の当日、不在の場合は必ず最寄りの支店に連絡すること
- エ ガスの使用再開後に異常を発見した場合は、ただちにガスの使用を止め最寄りの支店に連絡すること

第5節 通信施設（N T T東日本）

震災時における通信並びに放送の途絶は、災害応急活動の阻害原因となるとともに、被災地及び被災住民に対する情報の提供を欠き、社会的混乱のおそれを生じるなどその影響は大きい。

このため、震災時における各種通信、放送施設の確保、復旧等についての応急対策の確立が必要である。

1 震災時の活動態勢

(1) 災害対策本部の設置

震災が発生し又は発生するおそれがある場合において、震災の規模、状況により、N T T東日本各機関に、災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる態勢をとる。この場合、都、区市町村等の各防災関係機関との連絡並びに調整を図る。

(2) 情報連絡態勢

震災の規模、その他の状況により災害対策本部を設置しない場合において、情報の収集及び伝達を円滑に実施するため、当該機関に情報連絡室を設置する。

2 震災時の応急・復旧措置

震災により、通信施設に被害が生じた場合又は通信が著しく幅輻し、通信のそ通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を実施する。

区 分	内 容
通話の利用制限	通信が著しく幅輻し、通話の全部を接続できなくなったときは、災害救助機関等の重要通信を確保するため、一般の通話利用を制限又は停止することができる。 また、この場合でも公衆電話（緑・グレーIC 公衆）からの通話も確保する。 （N T T東日本災害時臨時公衆電話設置場所→資料編 資料第 36）
非常・緊急扱いの通話及び電報	防災機関等の災害に関する通信については、非常通話、緊急通話、非常電報、緊急電報として、一般の手動通話又は電報に優先して取り扱う。
臨時電話受付所の開設	災害が発生し、災害救助法が発動され、又は発動されると認められる場合は、当該地域を受持つN T T東日本は、救助対策本部・避難所・救護所などに臨時電話受付所を設置する。 災害救助法が適用された場合は、無料通話が可能な措置をする。
特別災害用公衆電話の設置	災害時は、硬貨を使用せずに通話が可能な特設公衆電話を設置する。
公衆電話無料化措置	広域災害時に、商用電源停止のためテレホンカードの使用ができないこと及びコイン詰まりにより公衆電話が使用できなくなることから、災害救助法が発動された地域等で停電中の公衆電話の無料化を交換所単位で実施する。

(1) N T T 東日本の通信設備が被災した場合

電話をつなぐ交換機などが被災した時は、非常用交換機とそれに電力を供給する移動電源車で電話回線の復旧にあたる。

また、N T T 東日本ビル間をつなぐケーブルが被災した時は、応急ケーブルや非常用移動無線車などにより通信を確保する。

ア 非常用交換機

万一大規模の災害などにより交換機が被災した場合は、非常用デジタル交換機をヘリコプター又はトレーラーで輸送して復旧にあたる。

イ 移動電源車

災害時の広域・長時間停電に対して通信電源を確保するため、通信設備の規模に応じた装置を都内の主要地域に配備している。

ウ 非常用移動無線車

N T T 東日本相互を結ぶ電話ケーブルや一部地域の電話線が被災した場合に使用する。

エ 災害応急復旧無線電話機

予め、防災機関などに設置し、通信の途絶を防止する。

オ 衛星通信車載車

災害地の通信を確保するため、通信衛星を利用し特設公衆電話などを設置する。

カ ポータブル衛星通信装置

災害地域への交通が途絶し無線車等が派遣できない時に、人手により運搬し、衛星を使って特設公衆電話などを設置する。

キ 応急ケーブル

N T T 東日本ビル相互間を結ぶケーブルや、利用者と N T T 東日本ビルを結ぶケーブルが故障した時に、応急復旧用に使用する。

(2) 応急対策及び応急復旧用資器材の確保

ア 災害対策用資器材確保のため、支店ごとに前進基地、方面ごとに中間基地を定めた。

イ 陸上輸送経路、海上輸送の引上げ箇所及びヘリポート等の輸送ルートを決めた。

(3) 通信施設の復旧の順位

地震、災害等により被災した通信設備の復旧については、あらかじめ定められた次表の順位に従って実施する。

復旧する通信設備

順 位	復 旧 回 線
第 1 順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの
第 2 順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者、及び第 1 順位以外の国又は地方公共団体に設置されるもの
第 3 順位	第 1 順位、第 2 順位に該当しないもの

(4) 復旧工事

次により工事を実施する。

ア 応急復旧工事

(ア) 通信設備等を応急的に復旧する工事

(イ) 原状復旧までの間、維持するために必要な補強、整備工事

イ 原状復旧工事

通信設備等を機能、形態において被災前の状態に復する工事

ウ 本復旧工事

(ア) 被害の再発を防止し、設備拡張、改良工事をおり込んだ復旧工事

(イ) 通信設備が全く消滅した場合、復旧する工事

第6節 教育・福祉施設（保健福祉部、子ども・教育部）

社会生活上重要な機能をもつ学校、福祉施設等公共的施設については、災害時の被害を防止し、その機能を十分に発揮させる必要がある。

本節においては、これらの対策を定める。

1 教育施設

文教施設が被害を受けた場合は、関係機関と連絡をとり復旧に努める。

児童生徒等の安全を図ることを第一とし、あわせて校舎等施設の被害を軽減する。

- (1) 各施設の責任者は、避難について特に綿密な計画を樹立しておき、それに基づいて行動することとし、特に児童生徒等の安全確保に万全を期する。
- (2) 責任者は、自衛防災組織を編成して、分担に基づいて行動する。
- (3) 緊急時には、デジタル式無線機・災害時優先電話等を活用し、関係機関へ通報して臨機の措置を講ずる。
- (4) 避難所に指定された場合、開設及び避難所運営に協力する。また、避難所運営協議会は、教育施設の責任者と協議のうえ避難所の開設を決定することができる。
- (5) 校舎の応急修理を迅速に実施し、教育活動を再開する。
- (6) 教職員及び幼児、児童、生徒の保健衛生に留意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化、感染症の予防措置を実施する。

2 福祉施設

児童生徒等・障害者・高齢者の安全を図ることを第一とし、次の対応をする。

- (1) 各施設の責任者は、避難について計画を策定して万全を期する。
- (2) 職員は、災害発生時には計画に基づいて行動するとともに、関係機関へ連絡して応急措置を講ずる。

第7節 危険物施設等（警察署、消防署、国、都、その他防災機関）

1 活動方針

火薬類、放射線、高圧ガス及び毒・劇物等の保管施設及び輸送車両は、震災時においては地震動、火災、爆発、漏えい等により大きな被害の発生が予想される。

このため、各事業所、関係機関は関係法令等に基づく防災計画を策定し防災体制を図っているが、発災した場合、被害を最小限に止めるため応急体制を確立しておくものとする。

2 活動態勢

(1) 危険物保管施設

機 関 名	内 容
東京消防庁 第一消防方面本部 丸の内消防署 麹町消防署 神田消防署	関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。 また、これらの施設に対する災害応急対策は防災計画に基づいて対処する。 1 危険物の流出あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置 2 混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動並びにタンク破損等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策 3 危険物による災害発生時の自主防災活動組織と活動要領の制定災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災機関との連携活動
丸の内警察署 麹町警察署 神田警察署 万世橋警察署	1 重点対象施設に警戒員を配置する。 2 消防隊、施設関係者と協力して初期防災活動を推進する。 3 警戒区域を設定し、付近住民を避難誘導する。 4 負傷者の救出、救助活動を推進する。

(2) 火薬及び高圧ガス保管施設

ア 高圧ガス保管施設

- (ア) ガス拡散が急速で、人命危険が著しく切迫している時の避難の勧告又は指示を行う。
- (イ) 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。
- (ウ) 関係機関との間に必要な情報連絡を行う。また、これからの施設に対する災害応急対策については、震災対策編 第2部第7章第1節消防活動により対処する。

イ 火薬類保管施設

危険物保管施設に準ずる。

(3) 毒物・劇物及び放射線施設

- ア 有毒物質等の拡散が急速で、人命危険が著しく切迫しているときの避難勧告又は指示を行う。

イ 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。

ウ 関係機関との間に必要な情報連絡を行う。また、これからの施設に対する災害応急対策については、震災対策編 第2部第7章第1節消防活動により対処する。

(4) 放射性物質使用施設

機 関 名	内 容
東京消防庁 第一消防方面本部 丸の内消防署 麹町消防署 神田消防署	放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、次の措置が取れるよう使用者を指導する。また、消防機関は震災対策編 第2部第7章第1節消防活動により災害応急活動を行う。 1 施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置 2 放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定等、人命安全に関する応急措置 3 使用者に対して必要な措置を要請 4 事故の状況に応じた消防活動の実施
丸の内警察署 麹町警察署 神田警察署 万世橋警察署	1 施設の火災により放射線漏えいの危険がある場合は、応急警戒区域を設定する。 2 施設管理者と協力して、汚染拡散防止措置を講ずる。 3 その他危険物保管施設に準ずる。

(5) 危険物等輸送車両

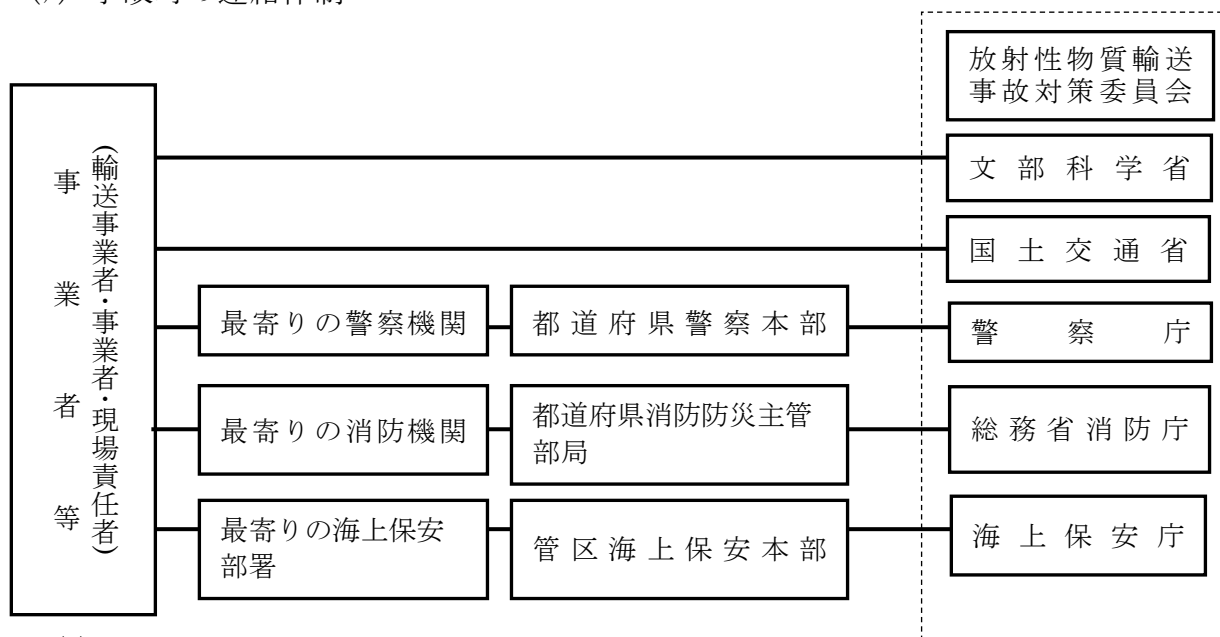
ア 高圧ガス等輸送車両

機 関 名	内 容
東京消防庁 第一消防方面本部 丸の内消防署 麹町消防署 神田消防署	1 危険物等の輸送の安全化に基づき、交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。 2 災害応急対策は、震災対策編 第2部第7章第1節消防活動により対処する。
丸の内警察署 麹町警察署 神田警察署 万世橋警察署	1 施設管理者に対し、保安施設、応急資器材を整備充実させ効果的な活動を推進する。 2 移動可能なものは周囲の状況によりあらかじめ安全な場所へ移動させる。 3 輸送中の車両については、安全な場所へ誘導して退避させる。

イ 核燃料物質輸送車両

核燃料物質の輸送中に、万一事故が発生した場合のため、国の関係省庁からなる「放射性物質安全輸送連絡会」（昭和58年11月10日設置）において、次のような核燃料物質輸送事故時の安全対策がとられることとなった。

(ア) 事故時の連絡体制



(イ) 事故時の国・都の対応措置

機 関 名	対 応 措 置
国の省庁の対応 (原子力規制委員会) (国土交通省) (厚生労働省) (総務省) (環境省) (警察庁) (総務省消防庁) (海上保安庁)	1 放射性物質輸送事故対策会議の開催 核燃料物質の輸送中に事故が発生した場合、速やかに関係省庁による「放射性物質輸送事故対策会議」を開催し、次の事項に関し、連絡・調整を行う。 なお、会議の庶務は、陸上輸送にあつては文部科学省において、海上又は航空輸送にあつては国土交通省において行うものとする。 (1) 事故情報の収集、整理及び分析 (2) 関係省庁の講ずべき措置 (3) 係官及び専門家の現地派遣 (4) 対外発表 (5) その他必要な事項 2 派遣係官及び専門家の対応 関係省庁は、核燃料物質の輸送中に事故が発生した場合、現地に係官及び専門家を派遣する。係官は、事故の状況把握に努め、警察官、海上保安官又は消防吏員に対する助言を行うとともに、関係省庁との連絡を密にしつつ、事業者等に対する指示等を入れる必要な措置を実施する。専門家は、関係省庁の求めに応じて、必要な助言を行う。
警 視 庁	事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、人命救助、交通規制等必要な措置を実施する。
東 京 消 防 庁	事故の通報を受けた東京消防庁は、直ちにその旨を都総務局総合防災部に通報するとともに、事故の状況把握に努め、事故の状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施する。

機 関 名	対 応 措 置
都 総 務 局	事故の通報を受けた都総務局は、都の窓口として、直ちに区市町村をはじめ関係機関に連絡するとともに、国とも連携を密にし、専門家の派遣要請や住民の避難など必要な措置を講ずる。
第 三 管 区 海 上 保 安 部	事故の通報を受けた海上保安部署は、事故の状況把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、現場海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施する。
そ の 他 (事 業 者 等)	事業者等（輸送事業者、事業者、現場責任者）は、事故発生後直ちに、関係機関への通報、人命救助、立入制限等事故の状況に応じた応急の措置を講ずるとともに、警察官、海上保安官又は消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な措置をとる。

(ウ) 区の対応措置

区は、都からの連絡に基づき、区民の安全確保のため、万全の措置を講ずる。

(6) 危険動物の逸走時対策

機 関 名	内 容
東 京 消 防 庁 第一消防方面本部 丸 の 内 消 防 署 麴 町 消 防 署 神 田 消 防 署	危険動物の逸走の通報があった場合は、情報の受理及び伝達並びに被害者の救助及び搬送を行う。

第8節 郵便局（日本郵便）

災害が発生した場合、災害の態様及び国民の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。また、これら料金免除等の取扱いは郵便局窓口や局前に掲出することにより周知する。

1 郵便関係

- (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
災害救助法適用地域の郵便局において、被災世帯1世帯当たり、葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲で無償交付する。
- (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除
災害救助法適用地域の郵便局において、被災者が差し出す手紙・葉書等の料金免除を実施する。
- (3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除
災害時において関係法令等に基づき、被災者の援助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金又は共同募金会連合会にあてた救助用物資を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。
- (4) 利用の制限又は業務の停止
緊急郵便物の取扱いを確保するため、郵便物の利用制限又は業務の一部を停止することがある。

2 為替貯金関係

- (1) 被災者の救援を目的とする寄附金送金のための郵便為替の料金免除
災害時において、被災者の援助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会に対する、被災者の救援を目的とする寄附金送金のための郵便為替（通常払込み及び通常振替）の料金免除を実施する。
- (2) 郵便貯金業務の非常取扱い
被災地の郵便局において、郵便貯金、郵便為替・郵便振替及び年金恩給等の為替貯金業務について、一定の金額の範囲内で非常払出し及び非常貸付け等を実施する。
- (3) 災害ボランティア口座の開設
非常災害時におけるNGO活動を支援するため、郵便振替口座の預かり金をNGOへ配分することを郵便局局長に委託できる。

3 簡易保険関係

被災地の郵便局において、保険金及び保険貸付金の非常即時払い、保険料の特別払込猶予等の非常取扱いを実施する。

第17章 公共土木施設の応急・復旧対策

公共土木施設はそれぞれの応急・復旧活動態勢を確立し、早期の都市機能の回復を図る。

主な機関の応急・復旧活動

機関名	発災	24時間		72時間	
	初動態勢確立期	即時対応期		復旧対応期	
各防災機関 第一建設事務所 まちづくり推進部					
	○道路・橋梁施設の応急復旧対策				
	○鉄道・地下鉄施設の応急復旧対策				

第1節 道路・橋梁施設（まちづくり推進部、第一建設事務所、首都高速、東京国道事務所）

地震が発生した場合、各道路管理者等は・所管の道路、橋梁について、被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るため、交通規制等の措置あるいは迂回道路の選定等通行者の安全対策など応急措置を講ずるとともに、パトロール等による広報活動を行うほか、被災道路・橋梁については、応急復旧対策を行う。

1 応急措置

機 関 名	応 急 措 置
千 代 田 区	災害が発生した場合、所管道路・橋梁の被害状況を速やかに調査し、都に報告するとともに、道路交通の確保を図るため、被害の状況に応じた応急措置（道路通行止め、迂回路の選定等）に努める。
第一建設事務所	道路・橋梁の被害状況を把握し、状況に応じ、直ちに応急復旧を行い、交通の確保に努める。
東 京 国 道 事 務 所	1 被害を受けた道路及び交通状況をすみやかに把握するため、パトロールカー等による巡視により、情報収集に努める。 これらの情報を基に応急復旧並びに必要なに応じて迂回道路の選定等の措置を行い、緊急輸送路の確保に努める。 2 区の実施する応急復旧計画に対し、技術的指導その他必要な助言をし、協力するものとする。
首 都 高 速	地震による災害が発生したときは、お客様等の安全を確保しつつ、二次災害の防止と緊急輸送機能の確保を最優先に、次の応急対策を実施し、首都高速道路等の機能回復を図る。

機 関 名	応 急 措 置
	1 大地震が発生したときは、首都高速道路は消防その他の緊急車両の通行に利用され、一般車両の通行が禁止されることから、警察が実施する交通規制に協力し、かつ規制状況等をお客様等に広報する。 2 お客様等の被災状況を緊急に把握し、消防等関係機関への迅速な情報伝達、出動・協力要請により、被災者の救出救護その他の安全確保に努める。 3 道路構造物、管理施設等について、その被害の状況を緊急点検し、必要に応じ応急復旧に努める。 4 工事の箇所については、その被災状況に応じて必要な措置を講ずる。

2 応急復旧対策

- (1) 道路、橋梁及び道路付属物等が被害を受けた場合は、被害状況を速かに調査し、公益占用物件等の復旧計画と調整のうえ、被害を受けた施設を復旧する。
公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は、次のとおりとする。
- ア 道路の埋没又は決壊により、交通が不可能又は著しく困難であるもの。
- イ 道路の埋没又は決壊で、これを放置することにより二次災害を生ずるおそれがあるもの。
- (2) 各機関は応急対策を実施後、直ちに被災施設の復旧を行い、道路の確保を図る。各機関の復旧対策は、次のとおりである。

機 関 名	復 旧 対 策
千 代 田 区	道路及び橋梁が被害を受けた場合は、速やかに都に報告し、被害状況に応じた応急復旧対策（段差解消・道路陥没処理等）を行い、交通路の確保に努める。
第一建設事務所	道路における障害物の状況を把握し、交通の確保を図るため速やかに障害の除去を行う。
首 都 高 速	1 現地調査を実施し、被害状況及びその原因を精査し、復旧工法等を決定する。 2 災害復旧にあたっては、現状復旧を基本にしつつも、災害の再度発生防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うように努める。
東 京 国 道 事 務 所	1 パトロールによる巡視結果等から被害を受けた道路について、東京国道事務所震災対策計画に基づき、速やかに応急復旧工事を行い、緊急輸送路としての機能確保に努める。 2 区を行う応急対策に関し、要請があれば技術的指導を行う。

第2節 鉄道・地下鉄施設（東京都交通局、J R 東日本、東京地下鉄、都、首都圏新都市鉄道）

発災時において、被害を最小限に止め、輸送の確保を図ることは交通機関の責務である。特に多数の人員を高速で輸送している鉄道は、直接人命にかかわる被害が発生するおそれがあるため、機敏かつ適切な応急措置を講ずることが重要な課題である。

本節においては、各交通機関が実施する応急措置について必要な事項を定める。

交通施設は、都市機能の確保や各種の復旧対策の遂行上、重要な役割を果たすことから早急な復旧が必要である。

このため、各鉄道機関は応急対策を実施後、直ちに被災施設の復旧を行い、輸送の確保を図る。各鉄道機関の復旧対策は、次のとおりである。

機 関 名	内 容
東京都交通局	1 復旧体制 (1) 動員体制 別に定める緊急時の動員体制により、災害の規模に応じた職員を動員し、場合によっては請負業者の応援を得て、相互緊密な連絡のもとに復旧体制を整える。 (2) 被害状況の調査 被害状況の調査は、応急対策の実施後速やかに行い、被災の規模、程度について調査、確認し、復旧計画の策定に支障のないようその被災状態を正確に把握する。 (3) 資材の確保及び輸送 復旧に必要な資材は、あらかじめ地上部等で風水害等の被害が避けられる位置に確保するとともに、これの輸送方法についても対策をたて、いつでも復旧工事に対応できるよう常に点検整備しておく。
	2 復旧対策 (1) 復旧は、排水、障害物の除去、埋没、決壊等からくる二次災害の防止を最優先とし、早期に旅客の安全、列車運行の正常化を確保するため、機能、形態において被災前の状態に復することを第一の目標とする。 (2) 被災施設の復旧については、工務事務所長、各保線管理所長並びに各線電気管理所長、電気総管理事務所長は早急に被災状況を確認し、交通局長へ報告するとともに、比較的軽微な損傷については、管轄出張所の保存する維持補修資材をもって直ちに復旧に努める。損傷の大きい場合は、建設工務部、車両電気部ごとに工事費の算出、資材を調達し、迅速に復旧に努める。 (3) 本復旧計画は、被災状態の調査、分析結果に基づき、将来再び同様な被害を防止するための設備の改良を折り込んだ計画とする。
J R 東日本	自然災害、その他の原因によって列車等が被害を受けた場合、旅客の安全、鉄道施設を保全するため、全力をあげて救出救護に努めるほか、関係機関が連携して、輸送業務の早期復旧を図る。
東京地下鉄	地震が発生した場合、旅客の安全・財産を保護するため全力をあげて救出救護に努めるほか、関係機関が連携して輸送業務の早期復旧を図る。

機 関 名	内 容
首都圏新都市鉄 道	旅客の安全と地震による二次災害を防止し、運転の安全確保と早期復旧を図る。

1 震災時の活動態勢

災害対策本部等の設置

機 関 名	内 容
東京都交通局	駅消防計画の定める自衛消防組織を基本とし、混乱防止のために管理所警戒本部を次に確立する。 1 総指揮者を駅務管理所長、駅指揮者を駅務区長又は駅務助役とし、連絡班、警備誘導班、救護班を各駅の係員により編成し任務分担を明確にする。 2 昼間、夜間別に組織編成する。
J R 東日本	地震等により災害が発生した場合は、災害対策本部を設け、情報収集連絡、応急対策の実施、応援協力の要請、緊急広報に努める。
東京地下鉄	地震等により災害が発生する恐れがある場合又は災害が発生した場合はその被害の軽減と迅速、的確な復旧を図るため非常災害対策本部を設置する。
首都圏新都市鉄 道	事故・災害対策規程に基づき非常体制が発令された場合、非常時の対応要員を確保するための召集を行い、災害対策本部及び現地対策本部を設置し、すみやかに旅客の安全確保、被災状況の把握及び復旧手配を行う。

2 発災時の初動措置

地震発生の際、運転事故を未然に防止するため、各機関は次のように運転規制等を行う。

機 関 名	内 容
東京都交通局	1 運転規制 気象庁規格に準ずる地震計及び半径 2.5km の範囲を受け持つゾーン地震計を設置し、ゾーン地震計の該当エリア毎に以下の運転規制等を行う。 (1) 震度「3 以下」の場合 特に運転規制は行わない。 (2) 震度「4」の場合 ア 直ちに全列車に対して 25km/h 以下の徐行運転を指令するとともに、駅長及び保守担当の所長に点検を依頼する。 イ 駅長からの駅構内点検終了報告及び全区間にあたる列車走行完了後、地上部 45km/h・地下部 55km/h 以下（大江戸線は 50km/h 以下）に運転規制を緩和する。 ウ 所長からの点検終了の報告に基づいて、運転規制を解除する。 (3) 震度「5 弱」の場合 ア 直ちに全列車に対して運転中止を指令するとともに、駅長及び所長に点検を依頼する。 イ 駅長からの駅構内点検終了報告に基づいて、全列車に対して試運転列車とすること及び 15km/h 以下の注意運転を指令する。

機 関 名	内 容
	ウ 試運転列車が全区間にわたって走行を完了後、全列車に対して25km/h以下の徐行運転を指令する。 エ 列車が25km/h以下の徐行運転で全区間にわたって走行を完了後、地上部45km/h・地下部55km/h以下（大江戸線は50km/h以下）に運転規制を緩和する。 オ 所長からの点検終了の報告に基づいて、運転規制を解除する。 (4) 震度「5強」以上の場合 ア 直ちに全列車に対して運転中止を指令するとともに、駅長及び所長に点検を依頼する。 イ 駅長からの駅構内点検終了報告及び所長からゾーン地震計5強区間の点検完了報告に基づいて、全列車に対して試運転列車とすること及び15km/h以下の注意運転を指令する。 ウ 試運転列車が全区間にわたって走行を完了後、全列車に対して25km/h以下の徐行運転を指令する。 エ 列車が25km/h以下の徐行運転で全区間にわたって走行を完了後、地上部45km/h・地下部55km/h以下（大江戸線は50km/h以下）に運転規制を緩和する。 オ 地上部45km/h・地下部55km/h以下（大江戸線は50km/h以下）で全区間にわたって走行を完了後、運転規制を解除する。 (5) 終車後から始発までの間に震度「4」以上の地震が発生した場合 直ちに駅長及び所長に点検を依頼し、関係者は最善の方法により列車運行の確保に努める。 2 災害発生時における線路の緊急巡視 駅長及び保守各部門責任者は、災害発生後直ちに列車添乗巡回、徒歩巡回により線路及び構築物等の異常の有無を確認し、駅間の連絡を密にする。 3 駅及び列車における旅客の取扱い (1) 駅長は災害の発生を知った時、若しくは感知し、列車を運転することが危険と認めた場合、又は中止の規制が実施された場合は、列車の出発を見合わせるとともに状況により、乗客の安全誘導に努める。 (2) 乗務員は、列車を運転中に地震を感知し、又は浸水等を知った時は、走行中は前途の支障の有無に注意し徐行運転により次駅まで走行し、止むを得ず駅間に停止した時は、状況を判断して乗客の安全確保に努める。この場合、車掌はすみやかに乗客に対してその状況、復旧見込その他を周知させ動揺の防止に努める。 4 停電時の処置 災害発生時、全区間のき電系統及び付帯電力停電時は、電力指令区において、直ちに非常電源として非常用発電機の運転に切替え、防災電力（ずい道内照明排水設備等）の確保に努める。また、乗客の安全と構内保安を確保するため自動的に非常灯、誘導灯が点灯する直流電源も設備され、列車は、き電線が停電されても予備灯が自動的に点灯する。 5 列車火災発生時の処置 列車火災が発生した場合は、その乗務員及び関係係員は発火箇所及び状

機 関 名	内 容
	況を判断し、乗客の動揺、混乱を制するため適切な案内を行うとともに、最善を尽くしその安全退避及び消火に努め延焼防止と付帯事故の未然防止を図る。
J R 東日本	1 運転規制 地震が発生したときは、当社の運転規制の定めに基づき運転規制を行う。 2 乗務員の対応 (1) 列車の運転 運転中に危険と認めたときは直ちに停止。最寄の停車場の駅長又は指令室と連絡を取り、その指示を受ける。 (2) 乗客への対応 災害の規模、被害状況及び運行の見通し等を把握し、輸送指令の指示等により、適切な旅客案内を行う。 3 その他の措置 駅等の混乱防止、輸送力の確保を図るため報道機関に情報を提供する。
東京地下鉄	1 列車の措置 (1) 運輸指令所は、強い地震が発生し地震警報装置に地震警報の表示があった場合は、直ちに一斉発車待ち装置及び無線装置により、全列車をいったん停止させたのち、地震警報に応じた運転規制を行う。 (2) 乗務員は列車運転中、異常な動揺、線路の蛇行又は架線の動揺等により地震を感知し、危険と認めた場合又は運輸指令所から緊急停止の指令があった場合は、直ちに列車を停止させたのち、運輸指令所に状況を報告し、列車の進退について指示をうけ、乗客の安全を図る。 2 駅の措置 駅係員は、乗客の安全を第一とし、沈着冷静な判断と的確迅速な行動により、乗客の安全退避に努める。 3 火災発生の措置 火災が発生した場合は、乗客の避難誘導を行うとともに、初期消火によりその他施設への延焼の防止に努める。
首都圏新都市鉄 道	列車の取扱い 1 地震における運転規制は、次のとおりとする。 予測震度4以上の警報発信で全列車一旦停止、その後沿線地震計の進度による取扱いとする。 (1) 震度4以下（計測震度3.5以上4.5未満） 通常運転を再開する。 (2) 震度5弱（計測震度4.5以上5.0未満） 35km/h以下の注意運転。 (3) 震度5強以上（計測震度5.0以上） 全列車運転停止、安全確認まで運転見合わせ。 2 駅の取扱い (1) 強い地震を感知し、列車の運転に支障が生じると判断したときは、直ちに列車の発車を見合わせる処置を行う。 (2) 駅の施設に異常が生じ、旅客を避難させる必要があるときは、安全

機 関 名	内 容
	と認められる場所へ誘導する。 (3) 停電、線路支障等で駅間に停止している列車の旅客の救援を行う。 (4) 電熱器等、火災の要因となるものの電源等を遮断する。

3 乗客の避難誘導

列車の停止が長時間にわたるときや、火災等の二次災害の危険が迫っているときは、乗客の安全確保のための確な避難誘導を行う。

各機関の措置は次のとおり。

機 関 名	避 難 誘 導 方 法
東京都交通局	駅長は、災害発生時はその災害の正確な情勢判断のもとに係員を指揮して乗客の避難誘導にあたる。避難誘導は災害の規模、現場の状況等の情報を速やかに、かつ正確に把握するとともに的確な判断のもとに行うように努める。 地震の際は、その規模、被害状況、乗客の数、沿線の被害状況等を判断し、あらかじめ定められた避難場所に乗客を誘導するよう努める。この場合、老人、小児等単独で避難することが困難と思われる乗客に対しては、他の乗客の協力を求めるとともに、負傷のため単独避難不可能な乗客に対しては構内の安全な箇所に一時退避させる。
J R 東 日 本	各駅に適した避難誘導體制を確立するとともに、災害の発生に伴い、建物の倒壊危機、火災発生及びその他二次的災害の恐れがある場合は、旅客等を一時的に安全な場所に誘導する。
東京地下鉄	1 正確な情勢判断のもとに駅係員は、次により乗客の避難誘導にあたる。この場合、老人、小児等単独で避難することが困難な乗客に対しては、他の乗客の協力を得る。 なお、負傷のため単独避難が不可能な乗客に対しては、構内の安全な場所に一時退避させる。 (1) 地下より地上が安全と認めたとき 都の定める避難場所を放送等で徹底し、その方向の出入口へ誘導案内する。 (2) 地上より地下が安全と認めたとき 被害の少ない最も安全な場所へ誘導する。この場合、浸水の危険を考慮して地上へ有利な場所を選定して誘導する。 2 駅間停止列車が運転不能となり、乗客の誘導が必要になった場合は、速やかに駅に救援隊を要請し、乗客を安全な最寄駅へ誘導する。 3 特に火災等の二次災害について、国土交通省の「地下鉄道の火災対策基準」等に基づき、平素から建造物の不燃化、避難誘導設備・排煙設備等の整備、消火設備の整備、防災管理体制の整備等を推進する。
首都圏新都市鉄 道	災害発生時の旅客の避難誘導方法及び避難場所等について周知徹底を図り、旅客の安全に万全を期すとともに、予め定めてある臨時避難所へ誘導、避難させる。

4 事故発生時の救護活動

地震により、乗客等に事故が発生した場合、適切な救護措置を行う。
各機関の救護活動は次のとおり。

機 関 名	救 護 活 動
東京都交通局	駅長は救護活動に備え、救急用具を整理するとともに負傷者が生じた場合は救護班を招集して負傷者を駅事務室の安全な場所に収容し応急手当を施して、救急隊の到着を待つ。
J R 東 日 本	災害により負傷者が発生した場合は、関係機関に通報するとともに、救急車が到着するまで負傷者を救出し、安全な場所に移動して必要な処置を講ずる。
東京地下鉄	駅係員及び乗務員は、負傷者が出た場合は、安全な場所へ収容し、応急手当を行い救急機関に出動を要請する。
首都圏新都市鉄 道	1 負傷者の救出については旅客（医師、看護師等）の協力を求める。 2 付近に病院等がある場合は、その医師に依頼する。 3 救急車依頼等、医師の手当を受ける手配をする。 4 多数の負傷者が発生した場合は、安全な場所に臨時救護所の設置を考慮する。

5 浸水事故発生時の措置

地震による堤防の破壊等により、地下鉄等の地下路線が浸水した場合、人命にかかわる事態につながる恐れがある。このため、浸水の防止等の対応措置を講ずる。
各機関の対応措置は次のとおり。

機 関 名	対 応 措 置
東京都交通局	駅長又は総合指令所長は、浸水に備え防潮板（止水板）自動浸水防止機及び防水扉の取扱い体制を整えとともに排水ポンプの起動状態を確認する。 なお、浸水した場合は、直ちに旅客を安全な場所へ誘導し状況によっては、列車の運転を中止する等の措置を行う。
J R 東 日 本	防水扉、止水板、土のう等を配備し、地下駅、トンネル内の浸水防止に備えとともに、浸水により列車の運行に支障があると予想されるときは指令室に連絡し、必要な措置を取る。またトンネル立坑に設置してある排水設備により排水を務める。
東京地下鉄	駅出入口は止水板及び防潮扉により、換気口は浸水防止機により浸水を防止する。万一、トンネル内に浸水した場合は、排水ポンプにより排水する。
首都圏新都市鉄 道	1 換気口、駅出入口からの浸水防止、排水施設等については、防水板等による安全対策を行っている。 2 万一浸水した場合は直ちに旅客を安全な箇所へ誘導し安全を図る。

第18章 応急生活対策

災害時の混乱を收拾し、社会秩序の回復を図るため、被災者の生活確保について必要な支援対策を実施する。

主な機関の応急・復旧活動

機関名	発災	24時間		72時間	
	初動態勢確立期	即時対応期		復旧対応期	
防災・危機管理課、まちづくり推進部、 区民生活部、保健福祉部、 子ども・教育部、政策経営部、 消防署、各防災機関		○被災建築物応急危険度判定の実施			
				○応急仮設住宅の建設	
	○被災者の生活確保				
	○児童・生徒の安全確保				
				○応急教育・応急保育の実施	
				○中小企業対策の実施	
				○義援金品の配布	
	○り災証明の交付				

第1節 被災建築物応急危険度判定（まちづくり推進部）

震災後の、倒壊を免れた建築物についても、余震等による倒壊等の二次災害が予想される。それらの二次災害を防止するため民間住宅及び区有施設の応急危険度判定を行い、使用禁止等の措置を講じるとともに、判定結果を仮設住宅建築等の計画策定資料として活用する。

(1) 事前準備

千代田区被災建築物応急危険度判定業務マニュアル震前対策編に基づき、被害予測、判定作業計画の策定、判定員の養成、登録、名簿作成、判定用機材の備蓄を進めるほか、関係機関との連絡体制の構築及び判定制度のPR等の体制整備を行う。

(2) 震後対策

千代田区被災建築物応急危険度判定業務マニュアル震後対策編に基づき、実施本部を設置し、判定区域、判定実施順位等の検討、判定実施計画の策定、判定員の招集を

行い、判定を実施する。その際、必要に応じて東京都等の防災機関及び建築関係団体への支援要請、他地区から判定員の受入れ等を併せて行う。迅速な応急危険度判定を行うため、今後、協定先の拡充を図る。

判定に当たり、実施状況の広報を行うほか、判定結果に対する所有者等からの相談窓口を設置する等、判定結果の活用を図る。

第2節 被災住宅（民間住宅）の応急修理基準（まちづくり推進部）

- (1) 修理の対象となる建物
災害によって被害を受けた住家であり、その住家が半壊又は半焼し現実に当面の日常生活を営むことができない状態にあること。
- (2) 対象者
自らの資力では、応急修理ができない者及び大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者であること。
- (3) 対象者の調査及び選定
災害救助法適用の場合は、区が被災者の資力、その他の生活条件の調査及びり災証明書発行をし、それに基づき都が定める選定基準により行うこととしている。
なお、同法が適用されない場合で、区長が実施の必要を認めたときは、調査し、選定する。
- (4) 修理の対象戸数
住宅の応急修理対象戸数は、知事が決定する。
- (5) 修理の方法
都が、一般社団法人東京建設業協会のあっせんする建設業者により、応急修理を行う業者のリストを作成し、区はリストより業者を指定する。応急修理は、居室、炊事場、便所等、生活上欠くことのできない部分で、必要最小限のものを行う。
- (6) 修理の経費
1世帯当たりの修理の費用については、国の定めによる。
この経費には、原材料費、労務費、輸送費、工事事務費等の一切の経費を含む。
- (7) 応急修理の期間
原則として災害発生の日から1ヶ月以内に完了する。

第3節 応急仮設住宅の供給（まちづくり推進部）

(1) 供給主体

応急仮設住宅の供給は、災害救助法が適用の場合は、都が行い、区はこれに協力する。ただし、災害救助法が適用されない場合は、区長が特に必要と認めた場合、区が供給する。

(2) 応急仮設住宅の供給

応急仮設住宅の供給は、以下の方法による。

ア 建設する仮設住宅の供給

関係団体と協力して仮設住宅を建設し、被災者に提供する。

イ 民間賃貸住宅の供給

関係団体と協力し、借上げにより民間賃貸住宅を被災者に提供する。

ウ 公的住宅の活用

都営住宅等の空き家を確保するとともに、独立行政法人都市再生機構、東京都住宅供給公社等に空き家の提供を求め、被災者に供給する。

(3) 仮設住宅建設地の選定

応急仮設住宅の建設地は、接道及び用地の整備状況、ライフラインの状況、一時避難場所などの利用の有無などを考慮のうえ、選定するものとする。

ア 当面は、建設予定地として区は次の区立公園を指定しておく。

No.	建設予定地	所在地	面積 (㎡)	ライフライン接続の難易			
				電気	ガス	水道	下水
1	区立宮本公園	外神田 2-16-9	3,312	○	△	○	○
2	区立芳林公園	外神田 3-5-18	1,953	○	△	○	○
3	区立東郷元帥記念公園	三番町 18	7,119	○	△	○	○
4	区立西神田公園	西神田 2-3-11	2,084	○	△	○	○
5	区立和泉公園	神田和泉町 1-1	4,607	○	△	○	○

○=用地内又は周囲に容易に接続可能 △=周辺に多少の延長で接続可能

イ 災害救助法が適用された場合で、当区の区域内の用地だけでは所要戸数の確保が困難な場合には、区市町村間で融通しあうものとする。

ウ 指定建設予定地の整備状況については、年1回東京都へ報告するものとする。

(4) 建設資材の調達

応急仮設住宅及び被災住宅の応急修理についての資材については、災害救助法適用の場合は都が対応するが、同法が適用されない場合は区が建設業者を通じて調達するものとする。

(5) 応急仮設住宅の入居資格

次の各号に全て該当する者のほか、区長及び知事が必要と認める者とする。なお、災害救助法が適用の場合は、次の各号に全て該当する者のほか、知事が必要と認める者とする。

ア 住居が全壊、流失又は全焼した者であること。

イ 居住する住家がない者であること。

ウ 自らの資力では住家を確保できない者であること。（福祉関係主管課の調査により生活保護法の被保護者及び要保護者、失業者、寡婦、母子世帯、老人、病弱者、身障者等）

(6) 応急仮設住宅の入居者の募集及び選定

ア 災害救助法が適用された場合

入居者の募集計画は、被災状況に応じて都が策定し、区に住宅を割り当て、区が被災者に対し募集を行う。

割り当てに際しては、原則として当該区の行政区域内の住宅を割り当てるものとするが、必要戸数の確保が困難な場合には、他の区市町村相互間で融通しあう。

入居者の選定基準は都が策定し、それに基づき区市町村が入居者の選定を行う。

イ 災害救助法が適用されない場合

入居者の募集計画は、被災状況に応じて区が策定し、被災者に対し募集を行う。

入居者の選定は、災害救助法が適用された場合に準じて行う。

ウ 建物の構造

平屋建て又は2階建ての、軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造又はユニットとし、必要に応じ、高齢者や障害者世帯に適した設備・構造とする。

エ 設置基準

規模と経費

1戸当たり29.7平方メートルを基準とし、世帯人数に応じた規模の仮設住宅の供給に努める。1戸当たりの設置費用については、国の定めによる。

オ 着工の時期

災害発生の日から20日以内に着工する。

(7) 応急仮設住宅の管理

ア 応急仮設住宅の管理は原則として、供給主体が行う。

イ 応急仮設住宅の入居期間は、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ知事が定めた期間とする。

ウ 応急仮設住宅の供給に伴い、区は入居者名簿の作成、入居者の管理を行う。

エ 区は、東京消防庁が策定する防火安全対策について、入居者に対し適切に指導する。

(8) 民間ホテル・民間賃貸住宅との協定締結の検討

被災者の生活場所確保のため、ビジネスホテルも含めた民間ホテルとの協定や民間賃貸住宅の借り上げ協定の締結を目指す。また、災害時要援護者については、バリアフリー等に配慮した民間ホテルとの協定の締結を目指す。

震災対策編 第2部 震災応急・復旧対策計画
第18章 応急生活対策

応急仮設住宅の確保に係る東京都と千代田区の役割分担

	災害救助法が適用される場合	災害救助法が適用されない場合
東京都	・仮設住宅の建設・提供 ・借上げによる民間賃貸住宅の提供 ・公的住宅等の確保・供給 ・建設資材の調達 ・入居者の募集計画策定	
千代田区	・仮設住宅建設地の選定 ・入居者の募集	以下、区長が特に必要と認めた場合 ・仮設住宅の建設・提供 ・借上げによる民間賃貸住宅の提供 ・公的住宅等の確保・供給 ・仮設住宅建設地の選定 ・建設資材の調達 ・入居者の募集計画策定 ・入居者の募集

第4節 被災者の生活確保（防災・危機管理課、区民生活部、保健福祉部、まちづくり推進部、消防署、都）

災害により被害を受けた区民が、早期に再起更生できるよう、被災者に対する職業のあっ旋、租税の徴収猶予及び減免、資金の融資等の実施により、被災者の生活確保を図る。本節では、被災者の生活確保について必要な事項を定める。

1 被災者台帳の作成

区は、り災証明発行時に確定した情報を基に、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、各種被災者生活再建支援業務を推進する。（被災者生活再建システムは平成26年度稼働済）

なお、被災者の安否に関する情報について照会があったとき、区は被災者台帳に基づき回答することが可能である。

2 生活相談

- (1) 区は被災者のための相談所を設置し、次の業務を実施する。
 - ア 被災者からの苦情又は要望事項を聴取し、その解決を図る。
 - イ 被災者への迅速かつ適切な相談業務を行うため、区関係部局と緊密な連携を図る。
 - ウ 相談内容、被害状況等について、都、防災関係機関との連絡を密にし、相談態勢の確立を図る。
 - エ 災害の規模に応じ、必要がある場合は、区出張所に相談窓口を開設する。
- (2) 消防相談
 - ア 震災後における出火防止を図るため、次のように指導する。
 - (ア) 被災建物、仮設建物、避難所等における火災予防対策の徹底
 - (イ) 電気、都市ガス等の機能停止に伴う火気使用形態の変化に対応した出火防止及び復旧時における出火防止対策の徹底
 - (ウ) 危険物施設等における余震に対する警戒態勢、構造設備に関する点検等の強化
 - イ 災害の規模に応じて、消防署、消防出張所その他必要な場所に消防相談所を開設し、各種相談、案内等の対応にあたる。
 - ウ 消防署は震災に伴う火災による被害状況調査を行う。また、火災によるり災証明の発行については、区と窓口の開設時期・場所及び必要な情報について連携を図り、り災者の利便の向上に努める。

3 災害弔慰金の支給等

地震、水害等の自然災害により、死亡した区民の遺族に対する弔慰金を、精神又は身体に著しい障害を受けた区民に災害障害見舞金を支給するほか、住家等に被害を受けた者に対して、住宅の建設又は補修等の整備に必要な資金を貸付ける。（千代田区災害弔慰金の支給等に関する条例）

- (1) 災害弔慰金の支給
 - ア 支給対象
災害により死亡した区民の遺族

イ 支給額

(ア) 生活維持者の場合 500 万円

(イ) その他の場合 250 万円

ただし、既に災害障害見舞金の支給を受けている者については、災害障害見舞金の額を控除した額を限度とする。

(2) 災害障害見舞金の支給

ア 支給対象

災害により負傷し、又は疾病にかかり、治った時に精神又は身体に法で定める程度の障害を生じた区民

イ 支給額

(ア) 世帯主 250 万円

(イ) その他 125 万円

(3) 災害資金の貸付け

種別	貸付対象	貸付金額	貸付条件
災害 援 護 資 金	地震、台風等の自然災害により、家屋等に被害を受けた世帯で、世帯の前年の所得が、 1人世帯 220万円未満 2人世帯 430万円未満 3人世帯 620万円未満 4人世帯 730万円未満 5人以上の世帯 {730万円+ (世帯人数-4)×30万円} 未満 但し、住居が滅失した場合は、 1,270万円未満	対象被害及び限度額 1 世帯主が負傷した世帯 (1) 家財、住居の損害なし 150万円 (2) 家財の損害あり 250万円 (3) 住居が半壊 270万円 (4) 住居が全壊 350万円 2 世帯主が負傷しない世帯 (1) 家財の損害あり 150万円 (2) 住居が半壊 170万円 (3) 住居が全壊 250万円 (4) 住居が滅失・流出 350万円 3 住居が半壊、全壊の被害を受け、住居を建て直す場合にその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合 (1) 世帯主が負傷し、住居が半壊した世帯 350万円 (2) 世帯主の負傷がなく ア 住居が半壊の世帯 250万円 イ 住居が全壊の世帯 350万円 (注) 1 世帯主の負傷 全治1ヵ月以上の要療養の負傷 2 家財の損害 その家財の価格のおおむね1/3以上の損害	1 据置期間 3年(特別5年) 2 償還期間 据置期間経過後 7年(特別5年) 3 償還方法 年賦又は半年賦 4 貸付利率 年3%

4 被災者生活再建支援金

種別	内 容
被災者生活再建支援金の支給（都福祉保健局）	1 根拠法令 被災者生活再建支援法 2 実施主体 都（ただし、被害認定や支給申請書の受付等の事務については区市町村が行う。） 3 対象となる自然災害 自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる被害の程度は次のとおり。 (1) 区市町村又は都道府県の人口区分に応じた一定規模以上の被害が発生した区市町村の区域に係る自然災害（災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号の被害） (2) 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した区市町村の区域に係る自然災害 (3) 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害 (4) (1) または (2) に規定する被害が発生した都道府県の区域内の他の市町村（人口10万未満のものに限る。）の区域であって、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る自然災害 (5) (3) または (4) に規定する都道府県の区域に隣接する都道府県の区域内の市町村（人口10万未満のものに限る。）の区域であって、(1) から (3) までに規定する区域のいずれかに隣接し、かつ、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る自然災害 4 支給額 (1) 被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）の支給額については、自然災害の発生時においてその属する者の数が2以上である被災世帯（以下「複数世帯」という。）については、100万円（大規模半壊世帯については50万円。以下「基礎支援金」という。）に、当該被災世帯が（ア）から（ウ）までに掲げる世帯であるときは、当該（ア）から（ウ）までに定める額（以下「加算支援金」という。）を加えた額とする。 （ア）その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 200万円 （イ）その居住する住宅を補修する世帯 100万円 （ウ）その居住する住宅（公営住宅を除く。）を賃貸する世帯 50万円 (2) 被災世帯が、同一の自然災害により (1)（ア）から（ウ）までのうち2以上に該当するときの当該世帯の世帯主に対する加算支援金の額は、当該 (1)（ア）から（ウ）までに定める額のうち最も高いものとする。 (3) 自然災害の発生時においてその世帯に属する者の数が1である被災世帯（以下「単数世帯」という。）の世帯主に対する支援金の支給額は、複数世帯の世帯主に対する支援金の支給額の4分の3とする。

5 職業のあつ旋

災害により離職を余儀なくされた被災者に対する職業のあつ旋については、公共職業安定所を通じ、臨時職業相談窓口の設置、臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施などにより、早期再就職の促進を図ること。

区は、被災者のために開設する相談所等において、離職者の状況を把握し、東京労働局に報告するとともに、状況によって臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施を要請する。

6 租税等の徴収猶予及び減免

被災した納税義務者又は特別徴収義務者（以下「納税義務者等」という。）、国民健康保険、国民年金・介護保険の被保険者等に対し、地方税法・国民健康保険法・国民年金法・介護保険法又は区条例等により、期限の延長、徴収猶予及び減免等の緩和措置を、それぞれの実態に応じ適時適切に講じるものとする。

(1) 特別区税の納税緩和措置

ア 期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に区税に関する申告その他書類の提出又は区税を納付若しくは納入することができないと認めるときは、当該期限を延長する。

(ア) 災害が広域にわたる場合は、区長が職権により適用の地域及び期限の延長日を指定する。

(イ) その他の場合、災害がおさまったあと、速やかに、被災した納税義務者等による申請があったときは、区長が期限を延長する。

イ 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が区税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき1年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ない理由があると認められるときは、更に1年以内の延長を行う。

ウ 滞納処分の執行の停止等

災害により、滞納者が無財産となる等被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換価の猶予、滞納金にかかる延滞金の減免等適切な措置を講じる。

エ 減免

被災した納税義務者に対し、該当する各税目について次により減免を行う。

(ア) 特別区民税（都民税個人分を含む。）

被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。

(イ) 軽自動車税

被災した納税義務者等の状況に応じて減免を行う。

(2) 国民健康保険料及び療養の給付の一部負担金の減免等

ア 減免

災害により、生活が著しく困難となった世帯主に対し、それぞれ申請により被災の状況に応じて療養の給付の一部負担金及び保険料を減免する。

イ 徴収猶予

災害により、財産に損害を受けた世帯主が一時的に生活が困難となり、一部負担金の徴収を猶予する必要があると認められるときや、納付義務者が保険料を一時に

納付することができないと認められるときは、それぞれの申請により算定基準に基づいて6か月以内を限度として徴収を猶予する。

(3) 後期高齢者医療保険料及び一部負担金等の減免等

ア 減免

災害により大きな損害を受け、保険料の納付や医療機関等への一部負担金の支払いが困難な場合は、申請に基づき、内容審査のうえ、東京都後期高齢者医療広域連合に送付し減免につなげる。

イ 徴収猶予

災害により大きな損害を受け、保険料の納付や医療機関等への一部負担金の支払いが困難な場合は、申請に基づき、内容審査のうえ、東京都後期高齢者医療広域連合に送付し、徴収猶予につなげる。

(4) 国民年金保険料の免除等

ア 被保険者（強制加入）が災害により財産に損害を受け、保険料を納付することが困難な事情にあるときは、申請に基づき、内容審査のうえ年金事務所に送付し、免除の認定につなげる。

イ 老齢福祉年金が所得制限により支給停止となっている場合、受給権者、配偶者、扶養義務者等が災害によって多大の被害を受けたときは、申請に基づき、内容審査のうえ年金事務所に送付し、前年の所得を基準とした支給停止の解除につなげる。

(5) 介護保険料、介護サービス利用料の減免等

ア 徴収猶予

本人又は主たる生計維持者が災害により財産について著しい損害をうけたことで、保険料を一時に納付することができないと認められる金額を限度として、6ヶ月以内に限り徴収を猶予する。

イ 減免

本人又は主たる生計維持者が災害により財産について著しい損害をうけ、保険料や利用料を納付することができないと認められた場合は、申請に基づき、保険料・利用料を減免する。

(6) 保育所措置費徴収金の減免等

災害により損失を受けた場合は、その損失の程度に応じて減免する。また、納付期限を延長する。

7 区営住宅等の特定入居制度

災害による被災者の救済対策の一環として、区立・区営・区民住宅入居有資格者に対する空き家への特定入居制度を設けている。

8 その他の生活確保

都地域防災計画震災編の定めるところによる。

第5節 応急教育（子ども・教育部）

災害時における幼児、児童、生徒（以下「児童生徒等」という）の生命及び身体の安全並びに教育活動の確保を図るため、幼稚園、こども園、小学校、中学校、中等教育学校（以下、「学校」という）における災害予防、応急対策等について万全を期する必要がある。このため、本節においては、これら応急教育について必要な事項を定める。

1 応急教育の実施

(1) 事前準備

- ア 校長・園長（以下、「校長等」という）は学校の立地条件等を考慮したうえ、常に災害時の応急計画を樹立しておくとともに、緊急避難等の方法につき、的確な計画を立てておく。
- イ 校長等は常に気象状況等に注意し、災害発生のおそれがある場合は応急教育態勢に備えて、次の措置を講じなければならない。
 - (ア) 教育委員会、警察署、消防署及び保護者への連絡の方法並びに協力体制の確認を行う。
 - (イ) 児童生徒等の避難訓練、災害時の事前指導及び事後措置を検討する。
 - (ウ) 勤務時間外においては、校長は所属職員の所在を確認し、非常招集の方法を定め、職員に周知をさせておく。

(2) 災害時の態勢

- ア 校長等は状況に応じ、適切な緊急避難の指示を与える。
- イ 校長等は状況に応じて、教育委員会と連絡のうえ、臨時休校等適切な措置をとる。
- ウ 校長等は災害の規模、児童生徒等、教職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに教育委員会へ報告しなければならない。
- エ 校長等は、児童生徒等を確実に保護者・代理人に引き渡すとともに、引き渡すことのできない児童生徒等は学校に保護する。
- オ 校長等は、避難所の開設及び運営等災害対策に協力するとともに、学校管理に必要な職員を確保し、万全の態勢を確立する。また、避難所運営協議会は、教育施設の責任者と協議のうえ避難所の開設を決定することができる。
- カ 校長等は、準備した応急教育計画に基づき、災害状況に即した応急の指導を行う。応急教育計画については、教育委員会に報告するとともに、児童生徒等及び保護者に周知徹底を図る。

(3) 災害復旧時の態勢

- ア 校長等は、教職員を掌握するとともに、校舎の整備を行い、児童生徒等の被災状況を調査し、教育委員会と連絡し、教科書及び教材の給与に協力する態勢に努める。
- イ 教育委員会は、被害学校ごとに担当職員を定め、情報及び指令の伝達について万全を期する。
- ウ 教育委員会及び校長等は、連絡網の確立を図り、指示事項伝達の徹底を期する。
- エ 応急教育計画に基づき学校へ収容可能な児童生徒等は、学校に収容し指導する。教育活動の再開に際しては、登下校・登降園の安全確保を期するよう留意し、指導にあたっては、健康及び心のケア、安全教育並びに生活指導に重点をおくようにする。

- オ 避難した児童生徒等については、教職員の分担を定めるとともに、地域ごとに実情の把握に努め、避難先を訪問するなどして、上記に準じた指導を行うよう努める。
- カ 避難所等に学校を提供したため長期間学校が使用不能な場合には、教育委員会に連絡して他の公共施設の確保を図り、早急に授業の再開を期する。
- キ 校長等は、災害の推移を把握し、教育委員会と緊密に連絡のうえ、平常授業・保育に戻すように努め、その時期については早急に保護者に連絡する。

2 学用品の調達及び給与

(1) 給与の対象

災害により住家に被害をうけ、学用品をそう失、き損し、就学上支障ある小学校児童及び中学校・中等教育学校生徒（私立学校を含む、以下同じ。）に対し、被害の実情に応じ、教科書（教材を含む。）文房具及び通学用品を支給する。

(2) 給与の期間

災害発生日から、教科書については 1 ヶ月以内、文房具及び通学用品については 15 日以内とする。

ただし、交通、通信等の途絶による学用品の調達及び輸送の困難が予想される場合には、都知事が内閣総理大臣の承認をうけ必要な期間を延長する。

(3) 給与の方法

学用品は、原則として都が一括購入し、り災児童及び生徒に対する配分は、区が実施する。

なお、学用品の給与を迅速に行うために、都知事が職権を区長に委任した場合には、区が調達から配分までの業務を行う。

(4) 費用の限度

ア 教科書

児童及び生徒に対し給与する教科書又は教材の実費

イ 文房具及び通学用品（平成 26 年度）

小学校児童 1 人 4,100 円

中学校・中等教育学校前期課程生徒 1 人 4,400 円

中等教育学校後期課程生徒 1 人 4,800 円

第6節 応急保育（子ども・教育部）

災害時における保育園児の生命及び身体の安全並びに保育の確保を図るため、区内保育園（こども園を含む。以下同じ。）における災害予防、応急対策等について万全を期する必要がある。

特に、災害により新たに一時的に保育を必要とする幼児・児童が出現することから対象範囲を拡大する必要がある。

また、災害により孤児となる場合もあり、乳児院や児童相談所等との連携を密にしておく必要がある。

このため、子ども・教育部は、私立・認可外保育所を含め応急保育に関する計画を策定しておくものとする。

1 事前準備

- (1) 保育園長（こども園長を含む。以下同じ。）は、保育園の立地条件等を考慮したうえで、災害時の応急計画を策定しておくとともに、保育の方法等についての的確な計画を立てておく。この場合、保育園以外での応急保育も想定し、保育士の配置にも留意する。
- (2) 保育園長は、災害の発生に備えて、次のような措置を講じておかなければならない。
 - ア 園児の避難訓練、災害時の事前指導及び事後措置並びに保護者等の連絡方法を検討するとともに、その周知を図っておく。
 - イ 警察署、消防署等との連絡網を確立しておく。
 - ウ 保育時間内に災害が発生した場合、保護者の引取りは困難と予想される。このため残留園児の保護について対策を講じておく。

2 災害時の態勢

- (1) 保育園長は、状況に応じて適切な緊急避難の措置を実施する。
- (2) 保育園長は、災害の規模、園児、職員及び施設、設備等の被害状況を把握するとともに、子ども・教育部子ども支援課（区災害対策本部が設置された場合は教育班）と連絡し、職員を指揮し災害対策を実施して保育園の管理等の万全な措置を講じる。
- (3) 保育園長は、準備した応急保育計画に基づき、臨時の編成を行うなど、災害の状況と合致するよう速やかに調整する。

3 応急保育の態勢

- (1) 保育園長は、職員を掌握して保育園の整理を行い、園児のり災状況を調査し、子ども・教育部と連絡し、復旧態勢に努める。
- (2) 子ども・教育部は、情報及び指令の伝達について万全の措置を講じるものとし、保育園長は、その指示事項の徹底を図る。
- (3) 応急保育計画に基づき、受入可能な園児は、保育園において保育する。また、り災により通園できない園児については、地域ごとに実情を把握する。
- (4) 保育園長は、災害の推移を把握し、子ども・教育部と緊密な連絡のうえ、平常保育にもどるように努め、その時期を早急に保護者に連絡する。

第7節 学童クラブ（子ども・教育部）

災害時における学童クラブ利用児童の生命及び身体の安全並びに保育の確保を図るため、学童クラブの施設長は災害予防、応急対策等について万全を期する必要がある。

特に、災害発生時には保護者が児童を引き取り来れない状況が発生し、長時間にわたって一時的に保育を必要とする児童が出現することから、災害時に対応する態勢を築くことが重要なこととなる。

また、災害により孤児となる場合もあり、学校及び子ども・教育部や児童相談所等との連携を密にしておく必要がある。

このため、子ども・教育部は、民営学童クラブを含め、利用児童の災害時における対応に関する計画を策定しておくものとする。

1 事前準備

- (1) 学童クラブの施設長は、災害の発生に備えて、次のような措置を講じておかなければならない。
 - ア 児童の避難訓練、災害時の事前指導及び事後措置並びに保護者等の連絡方法を検討するとともに、その周知を図っておく。
 - イ 児童の在籍する小学校との連絡・協力体制を確立しておく。特に学校内学童クラブにおいては、小学校職員と連携して児童の保護にあたる態勢を確認しておく。
 - ウ 警察署、消防署等との連絡網を確立しておく。
 - エ 児童の預り時間内に災害が発生した場合、保護者の引取りは困難と予想される。このため残留児童の保護について対策を講じておく。

2 災害時の態勢

- (1) 学童クラブ施設長は、状況に応じて適切な緊急避難の措置を実施する。
- (2) 学童クラブ施設長は、災害の規模、児童、職員及び施設、設備等の被害状況を把握するとともに、子ども・教育部児童・家庭支援センター（区災害対策本部が設置された場合は教育班）と連絡し、職員を指揮し災害対策を実施して学童クラブの管理等の万全な措置を講じる。
- (3) 学童クラブ施設長は、職員を掌握して施設の整理を行い、利用児童のり災状況を調査し、子ども・教育部と連絡し、復旧態勢に努める。
- (4) 子ども・教育部は、情報及び指令の伝達について万全の措置を講じるものとし、学童クラブ施設長は、その指示事項の徹底を図る。

3 災害後の事業再開

- (1) 学童クラブ施設長は、災害の推移を把握し、子ども・教育部と緊密な連絡のうえ、保護者の就労支援のため、なるべく早く学童クラブ事業を再開するよに努める。学校授業再開前に事業を再開する際は、学校長期休業日の態勢で学童クラブを実施する。
- (2) 保護者のり災等により新たに学童クラブへ入会する事由の発生した児童の受け入れを速やかに行い、保護者の就労を支援する。

第8節 中小企業への融資（区民生活部、都、その他防災機関）

災害により事業活動に支障をきたしている中小企業者を対象に、区、都及び公的金融機関では、通常融資より融資枠や金利等を優遇した資金繰り支援策を実施する。

1 区の融資制度

(1) 災害対策特例措置

区内で発生する小規模災害等の復旧及び建築物の耐震改修を行う中小企業者を対象に、以下の特例措置が利用可能。

ア 利用対象資金：営業資金、設備資金、小口営業資金、小口設備資金

イ 資金用途：①火災、風水害及び大規模事故等による被害の復旧に要する資金

②耐震診断結果に基づく建築物の耐震改修に要する資金

ウ 融資限度額：営業資金 「区民」 1,800万円 設備資金 「区民」 2,000万円
「一般」 1,300万円 「一般」 1,500万円
小口営業資金 「区民」 1,000万円 小口設備資金 「区民」 1,200万円
「一般」 800万円 「一般」 900万円

エ 利用口数：1口

オ 利子補給率：①営業資金、設備資金 「区民」 …1.7%（本人負担利率 0.5%）
「一般」 …0.6%（本人負担利率 1.6%）
②小口営業資金、 「区民」 …1.8%（本人負担利率 0.3%）
小口設備資金 「一般」 …0.7%（本人負担利率 1.4%）

※「区民」＝代表者が千代田区在住の事業所

カ 信用保証料：代表者区分が「区民」の場合に限り全額補助

2 東京都の融資制度

(1) 災害復旧資金融資（東京都産業労働局）

ア 融資の対象

知事が指定した災害により損失を受けた中小企業者又は組合

イ 融資の条件

(ア) 用途

運転資金及び設備資金

(イ) 金額 1企業（組合）につき 8,000 万円以内

(ウ) 期間 10 年以内（据置期間 1 年以内を含む）

ウ 利率 ①責任共有利率[固定金利] 1.7%

②全部保証利率[固定金利] 1.5%

①については全部保証利率（②）との金利差相当分を利子補給する。

エ 物的担保及び保証人

必要に応じ物的担保を要する。なお、連帯保証人については法人は代表者個人、組合は代表理事とする。個人事業者は原則不要。

オ 信用保証 東京信用保証協会の信用保証を要する。

カ 信用保証料 東京信用保証協会の定めるところによる。ただし、東京都が保証料全額を補助する。

3 日本政策金融公庫の融資制度

- (1) 災害復旧貸付【中小企業事業（中小企業向け）】
 - ア 資金使途 災害復旧のための設備資金及び長期運転資金
 - イ 対象企業 公庫が当貸付の適用を認めた災害により、災害を被った中小企業者
 - ウ 限度額 (直接貸付) 既存債務残高にかかわらず1億5,000万円
(代理貸付) 既存残高にかかわらず直接貸付の範囲内で7,500万円
 - エ 利率 基準利率（閣議決定により、特別利率が適用される場合がある。）
 - オ 期間 10年以内（うち据置期間2年以内）
 - カ 保証人・担保 原則として保証人（経営責任者）必要。
- (2) 災害貸付【国民生活事業（小規模企業・個人事業主向け）】
 - ア 資金使途 災害復旧のための設備資金及び運転資金
 - イ 対象企業 公庫が当貸付の適用を認めた災害により、災害を被った中小企業者
 - ウ 限度額 各貸付制度ごとの融資限度額に、1災害あたり3,000万円を加えた額
 - エ 利率 各貸付制度ごとの利率（特に異例の災害の場合は災害の都度閣議決定により定める。）
 - オ 期間 各貸付制度ごとの返済期間以内
 - カ 保証人・担保 各貸付制度の規定による

4 大規模災害時の特例

区、都及び公的金融機関は、大規模地震や激甚災害法に基づく激甚災害として政令で指定された場合等は、その都度上記特例措置とは別に特別資金の創設、融資枠の拡大等の特例措置を講じる。

第9節 労働力の確保（政策経営部、国、その他防災機関）

災害時には、区の職員のみでは必ずしも十分ではないので、労働力の不足を補い救助活動の円滑な推進を図るため、供給可能な労働力の確保に努める必要がある。

本節では、労働力の確保について必要な事項を定める。

1 雇用対策

(1) 雇用方法

労働者の雇上げは、公共職業安定所及び（公財）城北労働・福祉センターに協力を求め、雑務・土工類似の労働に耐えうる能力のある者を迅速、確実に雇上げる。

(2) 賃金

公共事業設計労務単価表の定めるところによる。

2 労務供給手続

(1) 労務供給の要請

区は、労働者の雇用を必要としたときは、所要人員を東京労働局及び（公財）城北労働・福祉センターに労務供給要請する。

(2) 労働者の引渡し等

ア 区は、労働者を確保した旨連絡を受けた場合、速やかに輸送用車両の配置措置を講じ、公共職業安定所において東京労働局又は公共職業安定所職員立会いのうえ、労働者の引渡しを受ける。

イ 区は、作業終了時においても、労働者を公共職業安定所又は適宜交通機関まで案内をするものとする。

(3) 賃金の支払い

賃金は、就労現場において作業終了後直ちに、区が支払う。

第10節 義援金品の配分（政策経営部、区民生活部、都、その他防災機関）

1 義援金募集の検討

都、区市町村、日本赤十字社各機関は、被害の状況等を把握し、義援金の募集を行うか否かを検討し決定する。

2 東京都義援金配分委員会の設置

- (1) 都は、義援金の募集を決定次第、義援金を確実、迅速、適切に募集・配分するため、都災害対策本部に東京都義援金配分委員会（以下、「都委員会」という。）を設置する。
- (2) 都委員会は次の事項について審議し、決定する。
 - ア 被災区市町村への義援金の配分計画の策定
 - イ 義援金の受付・配分に係る広報活動
 - ウ その他義援金の受付・配分等に関して必要な事項
- (3) 都委員会は、次の機関等の代表者で構成する。
 - ア 東京都
 - イ 日本赤十字社
 - ウ 区市町村
 - エ その他関係機関

3 義援金の募集・受付・保管・配分

義援金の受付・募集・保管・配分については、機関別にそれぞれ次のとおり対応する。

機 関 名	計 画 内 容
千 代 田 区 （区民生活部 区民生活課）	1 都の義援金募集に協力する場合 (1) 都委員会の要請を受けた場合は、区民生活課に義援金の受付窓口を開設し、直接義援金を受け付けるほか銀行等に普通預金口座を開設し、振込による義援金を受け付ける。 (2) 受領した義援金については、寄託者に受領書を発行する。 ただし、前記（1）の口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができるものとする。 (3) 義援金の受付状況について都委員会に報告するものとし、受け付けた義援金は、都委員会に送金する。 (4) 区民生活課は、区の被害状況（人的被害、住家被害）について都に報告し、都委員会が正確な配分計画を策定できるよう協力する。 (5) 区民生活課は、都委員会が配分計画に基づく配分率及び配分方法とその配分にあたり必要な申請等の手続きを示した場合は、速やかに被災者へその旨を連絡し、被災者が遅滞なく義援金を受け取れるように事務を執行する。 (6) 区民生活課は、都から送金された義援金を、都委員会が定める配分計画に基づく配分率及び配分方法により、被災者に配分する。

機 関 名	計 画 内 容
	(7) 区民生活課は、被災者への義援金の配分状況について、都委員会に報告する。 2 区独自に義援金を募集する場合 義援金の募集・配分は、被災者への公平な支援のため、原則として広域的見地から都道府県が実施することが望ましい。そのため、原則は都の義援金募集に協力するものとするが、区独自に義援金を募集しなければならない特段の事情がある場合は、速やかに千代田区義援金配分委員会（以下、「区委員会」という。）を設置する。 (1) その受付方法については、前項（1）を準用する。 (2) 義援金の受領については、前項（2）を準用する。 (3) 義援金の受付状況について、区民生活課は区委員会に報告するものとし、受け付けた義援金は、預り金として、区委員会が指定する方法で管理する。 (4) 区委員会の開催 義援金の募集開始後、区委員会を開催し、以下の事項を審議、決定する。 ・ 被災者への義援金の配分計画の策定 ・ 義援金の受付・配分に係る広報活動 ・ その他義援金の受付・配分等に関して必要な事項 (5) 区民生活課は、区委員会が定める配分計画に基づく配分率及び配分方法により、義援金を被災者に配分する。 (6) 区民生活課は、被災者への義援金の配分状況について、区委員会に報告する。
都 総 務 局 都 保 健 福 祉 局	1 都委員会の設置 義援金の募集を決定次第、あらかじめ選任された委員により、都委員会を設置する。 2 義援金の管理 (1) 都福祉保健局は、義援金の受付状況について都委員会に報告するものとし、受け付けた義援金は、預り金として都委員会が指定する方法で管理する。 3 義援金の配分 (1) 都委員会の開催 義援金の募集開始後、都委員会を開催し、以下の事項を審議、決定する。 ・ 被災区市町村への義援金の配分計画の策定 ・ 義援金の受付・配分に係る広報活動 ・ その他義援金の受付・配分等に関して必要な事項 (2) 義援金の送金 決定した配分計画に基づき義援金を、区市町村に送金する。 4 義援金の広報 (1) 義援金の募集方法、寄せられた義援金額や配分状況について、ホームページに掲載する等により、広く周知を図る。

機 関 名	計 画 内 容
日赤東京都支部	1 日赤東京都支部事務局（振興部振興課）、都内日赤施設及び各地区において受付窓口を開設し、直接義援金を受け付けるほか、郵便局・銀行に災害名を冠した義援金受付専用口座を開設、期間を定めて振込による義援金を受け付ける。 また、災害の状況により、都内他の場所又は都外においても、日赤本社、全国の日赤支部・日赤各施設及び地区に設置した受付窓口等で受け付ける。 2 受領した義援金については、寄託者に受領書を発行する。ただし、前記1の口座振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。 3 受領した義援金は、都委員会に送金するまでの間、支部長名義の口座を開設し、「預かり金」として、一時保管する。 4 義援金の受付状況について都委員会に報告するものとし、受け付けた義援金は、都委員会の指定する口座に送金する。

上記は都内及び区内が被災した場合であり、都内及び区内が被災しなかった場合には、原則日本赤十字社を通じて被災地へ義援金を送付する。

また、姉妹提携都市が被災するなど、区として遠隔の被災地への義援金を募集・配分ことを決定した場合は、震災対策編 第2部第18章第10節3を準用しつつ、被災自治体の配分委員会の定める方法で義援金を募集・配分するものとする。

4 義援品の募集・受付・保管・配分

平成24年7月31日に発表された、中央防災会議防災対策推進検討会議（以下「中央防災会議」という。）の最終報告では、「個人が被災地に小口・混載の支援物資を送ることは、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、被災地地方公共団体の負担になることから、特定個人向けのものであって配送も可能な場合は除き、抑制を図るべきである。」とされている。

これを受けて、義援品の受付・募集・保管・配分については、機関別にそれぞれ次のとおり対応する。

機 関 名	計 画 内 容
千 代 田 区 （政策経営部 総務課）	都内及び区内が被災した場合、総務課は、義援品の取扱いについて、中央防災会議の報告内容や生活必需品等の需給状況等を踏まえ、適宜その要否を検討・決定し、受付・問合せ先等を広報するなど迅速に対応していく。 義援品の集積については、震災対策編 第2部12章2節2(4)に定める場所へ集積して、区内被災者支援に活用する。 集積後の被災者への配布については、食料・生活必需品等の別により、震災対策編 第2部12章の定めによる。 なお、遠隔被災地への義援品を送付する場合は、上記を準用して対応する。

機 関 名	計 画 内 容
都 福 祉 保 健 局	都福祉保健局は、義援品の取扱いについて、中央防災会議の報告内容や生活必需品等の需給状況等を踏まえ、適宜その要否を検討・決定し、受付・問合せ先等を広報するなど迅速に対応していく。
日赤東京都支部	義援品は、原則として受け付けない。

第11節 り災証明（防災・危機管理課、区民生活部、まちづくり推進部、消防署）

1 発行手続（根拠：地方自治法第2条、行政事例（昭和34年12月16日）、「千代田区行政証明事務取扱基準について（依命通達）」（昭和62年3月24日62千総総発第97号））

区は、被災世帯調査票に基づき、り災証明書を発行する。

また、火災によるり災証明書は、消防署が発行する。

発行機関は、次のとおりである。

- (1) 災害対策本部が設置されている場合
区役所本庁舎内に集中発給センターを設置し、期限を設けて集中発給を実施する。
集中発給センター閉鎖後は、総合窓口課、各出張所、税務課、防災・危機管理課で引き続き発行する。
- (2) 災害対策本部が設置されていない場合
総合窓口課、各出張所、税務課及び防災・危機管理課
また、消防署長は、火災による被害状況調査に基づき、火災によるり災証明書を区と消防署が協議した場所において発行する。
- (3) 消防署及び消防出張所

2 発行体制

区は、り災証明書の発行準備が整い次第、集中発給センターを速やかに開設する。また、あわせてり災証明書発行後の支援に関する相談窓口（被災者支援相談窓口）を設置する。

消防署は、区とり災証明発行窓口の開設時期、開設場所及び必要な情報について連携を図り、速やかに火災によるり災証明書を発行できる体制を構築する。

3 証明の範囲（各様式については様式集へ）

- (1) 被災世帯調査票に基づく調査内容の範囲
ア り災証明申請書→資料編 様式集 No.11 様式1のとおり
イ り災証明書→資料編 様式集 No.12 様式2のとおり
- (2) 火災によるり災証明書の様式は、東京消防庁が定める。
ア り災証明申請書
イ り災証明書
- (3) 証明手数料
無料とする。

4 発行後の支援

り災証明発行後は、被災者支援相談窓口で対象者に対する各種の生活再建支援制度の案内・受付等を行う。実際の支援に関する事務は各所管部署で実施する。

5 システムの導入

大規模災害発生後は、膨大な被災建物調査認定業務や被災証明申請受付・発給業務が短期間に集中することが考えられる。被災者の生活再建を早期に進めていくためには、被災証明発行の迅速化を図るとともに、各種支援の受給が漏れなく円滑に行われなければならない。

災害時の限られた人員で効率的に建物調査業務や被災証明事務を行い、被災証明を受けた被災者に対する生活再建支援を公平・公正に進めるため、「被災者生活再建支援システム」を平成26年度に導入した。

第19章 災害救助法の適用

災害時の収容施設の供与や飲料水、食料、医療等の応急的救助を実施し、被災者の生活を確保するため、災害救助法の適用を要請する。

主な機関の応急・復旧活動

機関名	発災	24時間		72時間	
	初動態勢確立期	即時対応期			復旧対応期
防災・危機管理課 政策経営部		○災害救助法の適用手続きの実施 			

第1節 災害救助法の適用基準（防災・危機管理課）

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、千代田区における適用基準は、次のとおりである。

- (1) 区の区域内の住家の滅失した世帯が60世帯以上であること。
- (2) 都の区域の住家の滅失世帯数が2,500世帯以上であって、区の区域内の住家の滅失世帯が、30世帯以上であること。
- (3) 都の区域内の滅失世帯数が12,000世帯以上の場合、又は災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。
- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合。

なお、東日本大震災の際には帰宅困難者の大量発生により東京都が47区市町で救助を実施することを決定し、法第30条第2項により都が実施する救助を補助する形で例外的に区にも災害救助法が適用された。

第2節 被災世帯の算定基準（防災・危機管理課）

1 被災世帯の算定

住家が滅失した世帯の算定にあたっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

2 住家が滅失等の認定

(1) 住家が滅失したもの

住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のもの。

(2) 住家が半壊・半焼する等著しく損傷したもの

住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の20%以上50%未満のもの。

(3) 住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったもの上記(1)、(2)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土砂竹木等のたい積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

3 世帯及び住家の単位

(1) 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。

(2) 住家

現実に住居のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋がしゃ断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取り扱う。

第3節 災害救助法の適用手続き（防災・危機管理課）

- (1) 区における災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、区長は直ちにその旨を知事に報告し、又は「第3章別表」に定める事項により、災害救助法の適用を知事に要請する。
- (2) 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、区長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の措置について知事の指揮を受けるものとする。
- (3) 区の地域に災害救助法が適用されたときは、区長は、救助に関し知事の指揮を受け、法に基づく救助事務を補助する。

第4節 非常災害対策基金の積立及び運用計画（防災・危機管理課、政策経営部）

区長は千代田区非常災害対策基金の設置、管理及び処分に関する条例に基づき、被災者の応急対策の実施に要する費用に充てるため、基金を積み立てるものとする。

1 非常災害対策基金の積立

上記の条例に基づく応急対策の実施に要する費用については、緊急に相当の額を必要とするので、区は、その財源に充てるため、昭和50年度一般会計補正予算第1号により1億円を非常災害対策基金原資として積立てた。平成26年12月末日現在の積立金合計は302,380,007円である。

2 非常災害対策基金の運用

- (1) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法で保管する。
- (2) 基金は災害救助法に規定する災害及びこれに準ずる災害の応急対策業務に充てるためにとりくずすものとする。

第20章 激甚災害の指定

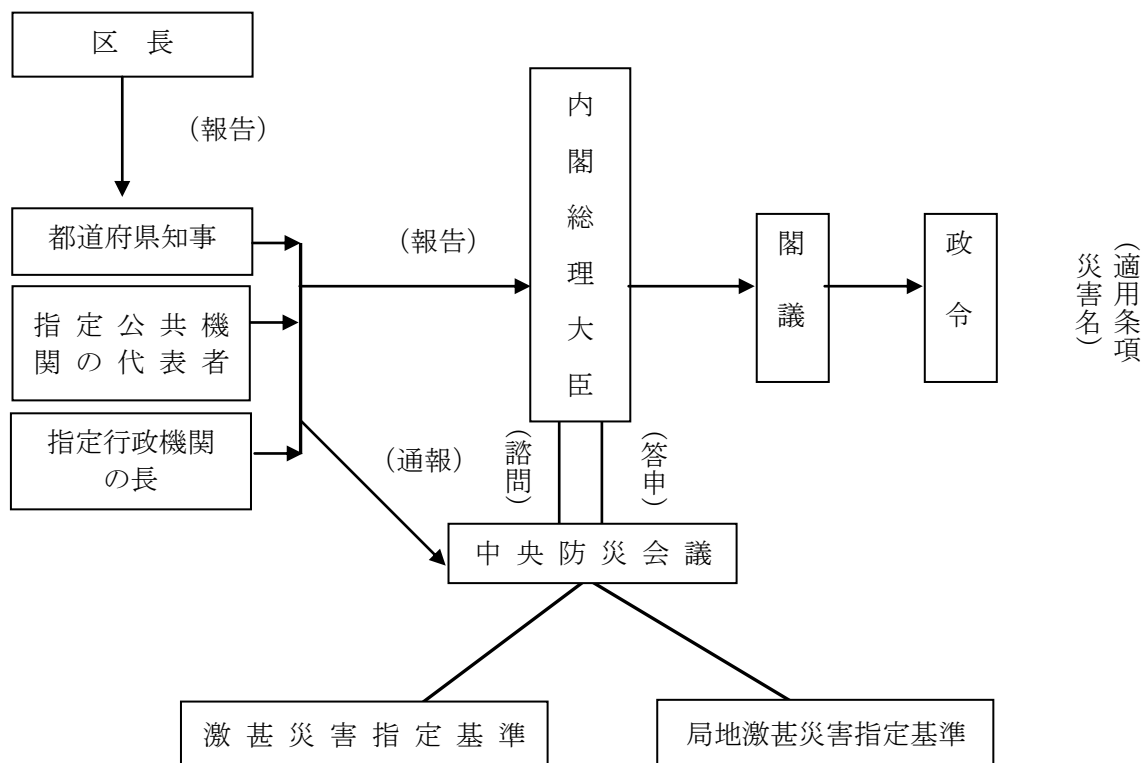
「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」）による財政援助を受けるため、激甚災害の指定手続きや指定基準について定める。

主な機関の応急・復旧活動

機関名	発災	24時間		72時間	
	初動態勢確立期	即時対応期		復旧対応期	
防災・危機管理課 政策経営部				○激甚災害の指定手続き	

第1節 激甚災害指定手続（防災・危機管理課）

大規模な災害が発生した場合、内閣総理大臣は、都知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。この場合、中央防災会議は、内閣総理大臣に答申するに際し、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。この手続を図示すると次のとおりである。



第2節 激甚災害に関する調査報告（防災・危機管理課、都）

1 区

区長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して、災害状況等を都知事に報告する。

2 都

- (1) 都内に大規模な災害が発生した場合、知事は、区市町村の被害状況等を検討のうえ、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について関係各局に必要な調査を行わせる。
- (2) 前記の各局は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額そのほか激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、総務局に提出する。
- (3) 総務局長は前記各局の調査をとりまとめ都本部に付議するものとする。
- (4) 知事は、区市町村長の報告及び前記各局の調査結果をとりまとめ、内閣総理大臣に報告する。

第3節 激甚災害指定基準（防災・危機管理課）

昭和37年12月7日中央防災会議が決定した基準であり、国が特別の財政援助等の措置を行う必要がある事業の種類別に次のように基準を定めている。

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
激甚法2章（公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）	次のいずれかに該当する被害 (A 基準) 事業費査定見込額＞全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×100分の0.5 (B 基準) 事業費査定見込額＞全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入額×100分の0.2 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの。 1 都道府県負担事業の事業費査定見込額＞当該都道府県の当該年度の標準税収入総額×100分の2.5 2 一の都道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込総額＞当該都道府県内全市町村の当該年度の標準税収入総額×100分5
激甚法12条、13条、15条（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等）	次のいずれかに該当する災害 (A 基準) 中小企業関係被害額＞当該年度の全国中小企業所得推定額（第2次産業及び第3次産業国民所得×中小企業附加価値率×中小企業販売率の推計。以下同じ。）×100分の0.2
激甚法12条、13条、15条（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等）	(B 基準) 中小企業関係被害額＞当該年度の全国中小企業所得推定額×100分の0.06 かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの。 一つの都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額＞当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額×100分の2 ただし、火災の場合又は激甚法12条の適用がある場合の全国中小企業所得推定額に対する中小企業関係被害額の割合は、被害の実情に応じ特例措置が講ぜられることがある。
激甚法16条（公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助）、17条（私立学校施設災害復旧事業の補助等）、19条（市町村施行の感染症予防事業に関する負担の特例）	激甚法2章の措置が適用される激甚災害。ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合は除外。

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
激甚法 22 条（り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例）	次のいずれかに該当する災害 （A 基準） 滅失住宅戸数＞被災地全域で 4,000 戸以上 （B 基準） 次の 1、2 のいずれかに該当する災害 ただし、火災の場合の被災地全域の滅失戸数は、被害の実情に応じた特例措置が講ぜられることがある。 1 滅失住宅戸数＞被災地全域で 2,000 戸以上かつ次のいずれかに該当するもの （1）一市町村の区域内で 200 戸以上 （2）一市町村の区域内の住宅戸数の 10%以上 2 滅失住宅戸数＞被災地全域で 1,200 戸以上かつ次のいずれかに該当するもの （1）一市町村の区域内で 400 戸以上 （2）一市町村の区域内の住宅戸数の 20%以上 ただし、火災の場合の被災地域の滅失戸数は、被害の実情に応じた特例的措置が講ぜられることがある。
激甚法 24 条（公共土木施設、農地及び農業用施設等の小災害に係る地方債の元利補給等）	1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については激甚法第 2 章の措置が適用される災害 2 農地及び農業用施設等小災害に係る措置については激甚法 5 条の措置が適用される災害
上記以外の措置	災害発生のとど被害の実情に応じ個別に考慮

第4節 局地激甚災害指定基準（防災・危機管理課）

災害を市町村段階の被害の規模でとらえ、その被害の深度の深い災害について、激甚災害として指定するため、昭和43年11月22日中央防災会議が次のように基準を定めている。

局地激甚災害指定基準	適用すべき措置
（公共施設災害関係） 当該市町村負担の当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（激甚法3条1項1号及び3号～14号の事業）の査定事業費の額＞当該市町村の当該年度の標準税収入×0.5に該当する市町村（当該査定事業費1,000万円未満は除外）が1以上ある災害。 ただし、その該当市町村ごとの査定事業費の額の合算額が、おおむね1億円未満を除く。	1 激甚法3条1項各号に掲げる事業のうち、左の市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び激甚法4条5項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて激甚法2章の措置 2 左の市町村が当該災害につき発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害復旧事業費に係る地方債について激甚法24条1項、3項及び4項の措置
（中小企業施設災害関係） 当該市町村の区域内の当該災害に係る中小企業関係被害額＞当該市町村の当該年度の中小企業所得推定額×100分の10に該当する市町村（当該被害額1,000万円未満は除外）が1以上ある災害。 ただし、その該当市町村ごとの当該被害額の合算額がおおむね5,000万円未満を除く。	左の市町村の区域内で中小企業者が必要とする当該災害復旧資金等に係る激甚法12条、13条及び15条の措置

なお、激甚災害指定等の政令の公布時期は、過去の例によると、災害終了後2ヵ月以内に行われる。局地激甚災害指定基準による公共土木施設等及び農地等にかかわるものについては、災害査定によって決定した災害復旧事業費を指標としているため、翌年になってから指定することとなっている。

この場合、公共土木施設等については、所定の調査表により、局地激甚災害に関する必要な事項等を調査する。

第5節 特別財政援助額の交付手続等（防災・危機管理課、都）

1 区

区長は、激甚災害の指定を受けたときは速やかに関係調書等を作成し、都各局に提出するものとする。

2 都

都関係局は、激甚法に定められた事業を実施する。
激甚災害の指定を受けたときは、都関係局は、事業の種別毎に激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき負担金・補助金を受けるための手続その他を実施する。